

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～

政策動向

平成 28 年度 No.4 / 2016.8.26

新着情報

＜概要版＞

【政策トレンド】			P1
【社会保障・財政】	➤ 「未来への投資を実現する経済対策」：閣議決定	2016.8.2	P7
	➤ 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（第1回）	2016.7.15	P8
	➤ 「ニッポン一億総活躍プラン」：閣議決定	2016.6.2	P10
【経済・成長政策】	➤ 経済財政諮問会議（第14回）：新内閣の重点課題等	2016.8.8	P16
	➤ 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」：閣議決定	2016.6.2	”
【規制改革】	➤ 「規制改革ホットライン」所管省庁からの回答：特養への株式会社等の参入「対応不可」	2016.7.29	P22
【地方分権】	➤ 地方分権改革有識者会議（第25回）：平成28年度の提案募集	2016.7.5	P26
【社会福祉法人等】	➤ 社会保障審議会福祉部会（第18回）：社会福祉充実残額等	2016.8.2	P27
	➤ 社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について：通知・発出	2016.7.26	P31
	➤ 社会福祉法人制度改革の施行に向けて：事務連絡・発出	2016.6.20	”
	➤ 税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等：通知・発出	2016.6.2.	P34
【高齢者】	➤ 社会保障審議会介護保険部会（第61回）：利用者負担等	2016.8.19	P35
	➤ 平成27年度「介護労働実態調査」の結果：公表	2016.8.5	P36
【障害者】	➤ 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム	2016.8.10	P38
	➤ 平成27年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果：公表	2016.7.27	”
	➤ これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会	2016.7.21	P39
	➤ 平成27年度「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の結果：公表	2016.7.5	P40
	➤ 障害者権利条約「第1回政府報告」	2016.7.5	”
【子ども・家庭】	➤ 保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ	2016.8.8	P42
	➤ 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催	2016.8.8	P44
	➤ 平成27年度「児童相談所での児童虐待相談対応件数」：公表	2016.8.4	P46
	➤ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会（第3回）	2016.8.2	”
	➤ 子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況：公表	2016.8.1	P47
	➤ 子ども・子育て会議（第28回）・同基準検討部会（第31回）合同会議	2016.7.28	P48
	➤ 「『保活』の実態に関する調査」の結果：公表	2016.7.28	”
	➤ 子供の貧困対策に関する有識者会議（第1回）：今後の進め方等	2016.7.15	P49
【生活困窮】	➤ 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（28年6月）	2016.8.4	P51
	➤ 生活保護の被保護者調査（平成28年5月分概数）の結果：公表	2016.8.3	P52
	➤ 社会保障審議会生活保護基準部会（第24回）：保護基準の検証等	2016.7.15	”
	➤ 平成28年度「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」の結果：公表	2016.7.15	P53
【予算】	➤ 平成28年度第2次補正予算案：閣議決定	2016.8.24	P56
	➤ 平成29年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針：閣議了解	2016.8.2	P57
【人材確保】	➤ 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会（第11回）	2016.8.5	P59
【その他】	➤ 平成26年度「社会保障費用統計」とりまとめ：公表	2016.8.5	P65
	➤ 平成27年「国民生活基礎調査」の結果：公表	2016.7.12	”

目次

〔政策トレンド〕 P 1

〔分類・事項〕

1. 社会保障・財政・税制	【社会保障】	P 7
2. 経済・成長政策	【経済政策】	P 16
3. 規制改革・行財政・特区	【規制改革】	P 22
4. 地方分権改革	【地方分権】	P 26
5. 社会福祉法人等	【社会福祉法人等】	P 27
6. 高齢者	【高齢者】	P 35
7. 障害者	【障害者】	P 38
8. 子ども・家庭福祉	【子ども・家庭】	P 42
9. 生活困窮・生活保護	【生活困窮】	P 51
10. 予算	【予算】	P 56
11. 人材確保	【人材】	P 59
12. 災害対策	【災害対策】	P 64
13. その他	【その他】	P 65
政策委員会要望書	要望書	P 67

平成 28 年

- ◆4 月 21 日 社会福祉法人制度改革に関する要望書
- ◆5 月 20 日 平成 28 年熊本地震の被災地支援・復興に関する要望
- ◆6 月 9 日 平成 29 年度社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書
- ◆7 月 27 日 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望

政策トレンド

【社会保障・財政・税制】

◆「未来への投資を実現する経済対策」：閣議決定

8月2日：民需主導の持続可能な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策を中心とする「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定した。

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)の実現の加速化につながる施策として、子育て・介護環境の整備、若者への支援拡充と女性活躍の推進、社会全体の所得と消費の底上げを掲げ、各項目の具体的措置(第3章)を盛り込んでいる。

子育て・介護環境の整備では、保育・介護の受け皿整備(50万人分の受け皿の前倒し整備)、保育士と介護人材の処遇改善、保育・介護の労働負担の軽減と生産性向上などに必要な予算措置を講じる。

本対策の事業規模は総額28.1兆円程度(財政措置13.5兆円程度)、うち「一億総活躍社会の実現の加速」の事業規模は3.5兆円程度(財政措置3.4兆円程度)である。(P7)

8月24日：経済対策の実施に係る平成28年度第2次補正予算案が閣議決定され、9月開会予定の臨時国会に提出される。(P56)

⇒経済対策に必要な予算措置は平成28年度補正予算及び、平成29年度当初予算に計上される。ただし、施策の実施にあたっては、平成32年度(2020年度)の財政健全化目標は堅持するとしており、財源確保と施策の具体化の状況を把握するとともに、社会福祉法人として受け皿整備や処遇改善、労働負担の軽減などの取組をはかる必要がある。

◆「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(第1回)

7月15日：厚生労働省は、地域共生社会の実現に向けた具体策の検討を加速化するため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(本部長：厚生労働大臣)を設置・開催した。

2020年代初頭における我が事・丸ごとの地域づくり、サービス・専門人材の丸ごと化の全面展開に向けた検討と法改正等を進めることを目指している。

実現本部のもとに①地域力強化ワーキンググループ、②公的サービス改革ワーキンググループ、③専門人材ワーキンググループを設置し検討を進める。(P8)

⇒「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、まずは平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度にも予定されている生活困窮者支援制度の見直しに向けて、部局横断的に幅広く検討を行うとしている。具体化に向けた議論と施策の状況を把握・検証し、各分野での取組と実践を踏まえた課題を提起する必要がある。

◆「ニッポン一億総活躍プラン」：閣議決定

6月2日：「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策-成長と分配の好循環の形成に向けて-」(平成27年11月26日)にもとづく、具体的なロードマップとなる「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定した。

一億総活躍社会の実現に向けては、長期的かつ継続的な取組が必要であり、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ、施策の充実を検討していくことが重要であるとの考えを示している。また、日本にとって最も重要な課題をロードマップにおいて示し、真に効果的な施策に重点化して推進すること、またプランで決定したロードマップの進捗状況については、継続的に実施状況を調査し、施策の見直しを図るとしている。(P10)

⇒プランにおいては、「10年先の未来を見据えたロードマップ」が示され、「戦後最大の名目 GDP600兆円」、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」という3つの目標それぞれについて、課題や改革の方向と対応策が示されている。具体的な改革の対応策は平成29年度予算編成においてさらに具体化されるところであり、その財源確保の課題もあわせて施策の動きを注視していくとともに、社会福祉法人としての取組を具体化する必要がある。

【経済・成長政策】

◆経済財政諮問会議(第14回):新内閣の重点課題等

8月8日:金融政策、物価等に関する集中講義とともに、新内閣に期待する今後の取組について議論した。有識者議員は「新内閣の発足に当たっての重点課題」を示し、①600兆円経済の実現、②働き方改革と社会保障制度改革の実行、③歳出改革をはじめとする財政健全化の推進、④世界経済の安定・持続的な発展への貢献、の課題への集中的な取組を通じて未来への責任を果たしていくことを期待するとした。

社会保障については、医療・介護給付の重点化・効率化、負担能力に応じた公平な負担、社会保険料の増加の抑制等を始めとする制度改革を具体化し、国民生活の質の向上と社会保障の持続可能性の確保と安心向上を実現すべきと提言している。歳出改革・財政健全化については、「経済・財政再生計画」に基づく歳出改革の継続・改革工程表の着実な実施と消費税率10%への引上げにより、2020年度の財政健全化目標を実現すべきとしている。(P16)

⇒年末に向けて経済財政諮問会議で取組むべき重点課題として、財政効果の最大化と社会保障の持続可能性が掲げられ、年内に改革工程表に従って、高額療養費制度の見直しなど社会保障の給付と負担の在り方について方向性を打ち出すことなどが示されている。平成29年度予算編成に向けて、社会保障・社会福祉関連の改革事項と今後の改革の具体的な内容、その財源確保について把握・検証する必要がある。

【規制改革】

◆「規制改革ホットライン」所管省庁からの回答:特養への株式会社等の参入「対応不可」

7月29日:内閣府は、規制改革ホットラインで受け付けた規制緩和に関する提案等について、検討を要請した所管省庁の回答を順次、公表している。

「介護離職ゼロ」を目指すため、特別養護老人ホームについて株式会社等の参入を認めることとの提案に対して、厚生労働省は「対応不可」と回答した。また、「外国人技能実習制度について介護分野や観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)の追加すること」との提案に対して、介護の職種追加について「検討に着手」と回答されている。(P22)

⇒特別養護老人ホームへの株式会社等の参入については、高齢者人口と独居高齢者の割合の増加という喫緊の課題への対応、民間の経営ノウハウの活用による“施設不足”にともなう“入所待ち”の解消や介護職員の待遇改善等の観点から、規制改革が必要な事項として引き続き提案されることが予想される。また、規制改革に関する第4次答申(平成28年5月29日)では、健康・医療分野の重点的フォローアップ項目である「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットィングの確立」の関連事項について「要フォロー継続」と評価されている。厚生労働省の回答の状況等を継続的に把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【地方分権】

◆地方分権改革有識者会議(第 25 回):平成 28 年度の提案募集

7 月 5 日:提案募集検討専門部会(第 38 回)との合同会議を開催し、平成 28 年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について、地方からの提案状況の報告をもとに重点事項などについて議論した。平成 28 年度の地方からの提案は 303 件となっており、平成 27 年度と比較して権限移譲に関する提案が 81 件から 38 件に減少する一方で、規制緩和等に関する提案が 253 件から 265 件に増加している。具体的な内容としては、子ども・子育て支援関係の提案が増加(11 件→48 件)している。

今後、12 月中の閣議決定を目指し、重点事項に関する提案団体からのヒアリングや提案募集検討専門部会と有識者会議での議論をもとに対応方針案をとりまとめる。(P26)

⇒今後の提案への政府としての対応方針の策定にあたっての重点事項としては、都市部での土地確保のための幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和や民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直しが掲げられており、議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

【社会福祉法人等】

◆社会保障審議会福祉部会(第 18 回):社会福祉法人改革

8 月 2 日:社会福祉法人改革の施行スケジュールを確認するとともに、「社会福祉充実残額」の有効活用、「社会福祉充実計画」の策定と地域協議会の運営等について議論した。

社会福祉法人の財務規律に係る検討会での議論を踏まえ示された「社会福祉充実残額」の有効活用(素案)では、社会福祉充実残額について、「控除対象財産」とは、「再投下対象財産(社会福祉充実残額)の算定に当たり、「事業継続に必要な財産」として、定量的に算定可能な「枠」を設定するもの」であり、「会計上のルールとは別の仕組み」であることが示されている。

「社会福祉充実計画」の策定(素案)では、「画は、原則 5 年間の範囲で、社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること」とされ、「ただし、社会福祉充実残額が一定規模以上である場合など、5 年間で計画を終了することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合は、最長 10 年とすることができる」ことが示された。

地域協議会については、地域協議会の実施責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の実情に応じて決定できる仕組みとされている。また、実施エリアについては、原則として所轄庁単位とし、複数の所轄庁が合同して設置することも可能とする。なお、効率的開催の観点から、可能な限り既存の会議体を活用することが示されている。(P27)

⇒社会福祉法等改正法の平成 29 年 4 月施行事項について議論が行われており、政省令等の関係法令の改正・発出は平成 28 年 10 月の予定とされている。社会福祉法人制度改革への対応及び、改正法の具体的な内容及び取組の課題等について、引き続き、全社協関係組織からの意見・要望と具体的な提案をしていく必要がある。

◆社会福祉法人制度改革の施行に向けて:事務連絡・発出

6 月 20 日:厚生労働省は、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直し)」や「社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例(案)」などの事務連絡を発出した。

「評議員の特殊関係者」については、評議員の牽制機能に配慮しつつ、他の社会福祉法人の評

議員、役員、職員が就任(兼務)することが可能であるとの考え方が示されている。

評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模については、「平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人」(平成 28 年度以降のサービス活動収益の額は考慮しないもの)とする予定であるとされた。

各社会福祉法人における定款変更等の事前準備作業の参考するため「社会福祉法人定款例(案)」(以下、定款例)が示された。各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例として示したものであり、定款例の文言に拘束されるものではないが、必要的記載事項を全て記載するとともに、その内容が法令に沿ったものであることが必要であるとされている。

なお、会計監査人の設置が義務付けられる法人については、前年度の決算における法人単位事業活動計算書中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」(「収益」)又は法人単位貸借対照表中の「負債の部」の「負債の部合計」(「負債」)を基準とする予定であり、当該基準については、今後政令で定められる予定である。(P31)

⇒社会福祉法人制度改革の平成 29 年 4 月施行事項について、現時点での考え方を示したものであり、平成 28 年 10 月を目処に関係省令や通知等が発出される予定である。今後の社会福祉法人の取組状況とともに、所轄庁での制度運用の状況を把握・分析する必要がある。

【高齢者】

◆社会保障審議会介護保険部会(第 61 回):利用者負担等

8 月 19 日:介護保険部会では介護保険制度の見直しに向けて、論点ごとに議論が進められている。第 61 回では、利用者負担、費用負担(総報酬割・調整交付金等)について議論した。

利用者負担については、高齢化の進展にともない、40~64 歳の第 2 号被保険者及び 65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料水準の上昇が見込まれる中で、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、今後の介護保険制度の持続可能性を高める観点から、サービスを利用する方の負担のあり方についてどのように考えるかなどが論点とされている。(P35)

⇒利用者負担については、制度の施行状況や医療保険の患者負担割合を踏まえた利用者負担割合、医療保険者における自己負担額の上限額を踏まえた高額介護サービス費のあり方、経過かつ低所得者対策としての性格をもつ補足給付の見直しなどが論点とされている。介護保険制度の見直しについて、福祉施設・事業所の経営状況とともに高齢者(世帯)の生活の実態をもとに、課題提起と対応をはかる必要がある。

【障害者】

◆相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム

相模原市の障害者支援施設での殺傷事件(平成 28 年 7 月 26 日)が発生し、「障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議」(同 8 月 8 日)が設置され、厚生労働大臣を中心に関係閣僚が協力して、様々な観点から必要な対策を早急に検討することとされた。

厚生労働省は、当該事件の検証と再発防止策等を検討するための検討チームを設置し、8 月 10 日に第 1 回を開催した。第 2 回(8 月 19 日)でも引き続き意見交換が行われた。平成 28 年秋頃の再発防止対策のとりまとめに向けて検討が進められる。(P38)

⇒検討会での再発防止策に係る議論を把握しつつ、福祉施設・事業所での安全確保と福祉人

材の育成等の対応と取組を継続的にはかる必要がある。

◆平成 27 年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果:公表

7 月 27 日:厚生労働省は、障害者虐待防止法にもとづき、障害者を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の状況や虐待を行った使用者に対して講じた措置などについて、平成 27 年度の状況をとりまとめ、公表した。平成 27 年度においては、通報・届出件数、虐待が認められた件数ともに平成 26 年度より増加している。(P38)

⇒障害者虐待の状況等を踏まえ、社会福祉法人、福祉施設・事業所においても支援の質の向上と福祉人材の育成等の対応と取組を継続的にはかる必要がある。

◆平成 27 年度「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の結果:公表

7 月 5 日:厚生労働省は、次期報酬改定(平成 30 年度)に向け、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検討がなされた事項や、平成 27 年度報酬改定の効果検証に必要な事項について実施した調査結果をとりまとめ、公表した。

居宅介護、生活介護、短期入所、障害者支援施設、地域相談支援、障害児支援について、それぞれの利用者の状況(障害種類、障害支援区分)、サービス提供内容や時間・延べ回数、各種加算の算定状況等を調査し、結果を集計している。(P40)

⇒障害福祉サービスを経営する福祉施設・事業所においても、調査結果を把握・分析し、福祉サービスの質の向上などの観点から次期報酬改定に向けた課題提起と具体的な要望を進める必要がある。

【子ども・家庭】

◆社会保障審議会児童部会保育専門委員会(第 7 回):中間まとめ骨子

保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会が設置され、議論が進められている。平成 20 年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化(子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等)や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進める。

第 8 回会議(8 月 2 日)では「中間とりまとめ(案)」を議論し、修正意見を反映した上で、8 月 8 日に「中間とりまとめ」を公表した。(P42)

⇒平成 30 年度からの次期保育所保育指針の施行に向けて、今後、更に内容の充実が必要な点などについて検討を進め、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の検討の状況も踏まえつつ、本年末を目途に最終的な報告をとりまとめる予定である。議論の推移を把握し、意見提出する必要がある。

◆「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催

厚生労働省は、児童福祉法の改正(平成 28 年 5 月 27 日)等を踏まえ、新たな社会的養育のあり方、児童相談所等の専門性の強化、市区町村の支援業務のあり方、児童虐待対応における司法関与と特別養子縁組制度の利用促進のあり方等の検討を行う検討会を設置・開催した。

1. 新たな社会的養育の在り方に関する検討会:第 1 回(7 月 29 日)
2. 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会:第 1 回(7 月 25 日)
3. 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ:第 1 回(7 月 29 日)
4. 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ:第 1 回(8 月 8 日) (P44)

⇒児童福祉法等の改正にともない「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）の全面的な見直しなどが予定されており、社会的養育の在り方などに関する今後の議論の状況等を把握・分析し、課題提起と対応をはかる必要がある。

◆子供の貧困対策に関する有識者会議(第 1 回):今後の進め方等

7 月 15 日:子どもの貧困対策推進法にもとづく子どもの貧困対策に関する大綱に掲げられている施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策についての検討を行うための仕組みとされる子供の貧困対策に関する有識者会議が開催された。

第 1 回会議では、子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況、子供の貧困対策関連予算(平成 28 年度等)、今後の進め方について議論した。(P49)

⇒今後、平成 31 年度の子供の貧困対策に関する大綱の見直しに向けて、直近の指標の値や子供の貧困を把握する新たな指標に関する調査研究などを踏まえながら、子供の貧困の現状と把握方法等に関する議論が進められる予定である。今後の議論の状況を把握・分析するとともに、社会的養護の現状と実践等をもとに子どもの貧困対策に関する課題提起と対応をはかる必要がある。

【生活困窮】

◆社会保障審議会生活保護基準部会(第 23 回):保護基準の検証等

5 月 27 日:生活扶助基準の 5 年に一度の検証(次回:平成 29 年)に向けた検討を開始した。なお、平成 27 年の骨太の方針において、平成 29 年の生活扶助基準の検証に合わせ、制度全般についても見直しの検討をするよう指摘されていることも踏まえた検討が進められる。

生活扶助基準のあり方については、平成 29 年 12 月の報告書のとりまとめに向け、平成 28 年末までに各課題の検証手法について議論し、その後データ分析や消費関連データ等の分析に基づく検証の実施と見直しの方向性が議論される。(P51)

⇒生活扶助基準の検証とともに、平成 30 年度に向けて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正を平成 29 年度に検討が進められる予定である。議論の推移を把握し、生活保護制度とともに生活困窮者自立支援制度の見直しに係る議論の推移を把握し、制度の見直しに向けて具体的な提案・要望をはかる必要がある。

【予算】

◆平成 29 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針:閣議了解

8 月 2 日:平成 29 年度予算の概算要求及び、予算編成に向けて、「平成 29 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」が閣議了解された。

平成 29 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」を踏まえ、引き続き「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から平成 28 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。(P57)

⇒2020 年度の財政健全化目標を堅持しつつ歳出改革を進めるとの方向性が示されており、平成 29 年度以降の社会保障・社会福祉の財源確保がどのように図られるか把握・分析するとともに、予算確保に向けた取組を進める必要がある。

1. 社会保障・財政・税制

《直近の動向》

➤ 2016.8.2 「未来への投資を実現する経済対策」：閣議決定

- ▶ 民需主導の持続可能な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策を中心とする「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定した。
- ▶ 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)の実現の加速化につながる施策として、子育て・介護環境の整備、若者への支援拡充と女性活躍の推進、社会全体の所得と消費の底上げを掲げ、各項目の具体的措置(第 3 章)を盛り込んでいる。
- ▶ 子育て・介護環境の整備では、保育・介護の受け皿整備(50 万人分の受け皿の前倒し整備)、保育士と介護人材の処遇改善、保育・介護の労働負担の軽減と生産性向上などに必要な予算措置を講じる。
- ▶ 本対策の事業規模は総額 28.1 兆円程度(財政措置 13.5 兆円程度)、うち「一億総活躍社会の実現の加速」の事業規模は 3.5 兆円程度(財政措置 3.4 兆円程度)である。
- ▶ 必要な予算措置は平成 28 年度補正予算及び、平成 29 年度当初予算に計上される。ただし、施策の実施にあたっては、平成 32 年度(2020 年度)の財政健全化目標は堅持するとしている。

《概要》

一億総活躍社会の実現の加速

(1) 子育て・介護の環境整備

① 保育・介護の受け皿整備

○平成 29 年度末(2017 年末)までの保育の受け皿の整備拡大(50 万人に上積み)、2020 年代初頭までの介護の受け皿の拡大(50 万人分以上)に必要な予算措置

【平成 28 年度補正予算、平成 29 年度当初予算、かつ継続実施】

② 保育士の処遇改善

○2%相当の処遇改善、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金格差がなくなるよう 4 万円程度の追加的な処遇改善の実施

【平成 29 年度当初予算、かつ継続実施】

○全産業の男女労働者間の賃金差については、女性躍進推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていくなかで、今後、全体として縮める。保育士についても必要に応じて更なる処遇改善

③ 介護人材の処遇改善

○キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均 1 万円相当の改善。

○障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って対応

【平成 29 年度当初予算、かつ継続実施】

④ 保育・介護サービスを提供する多様な人材の確保措置の拡充

○介護職員や保育士の返還免除付の貸付事業について再就職支援措置を拡充、保育補助者の雇上支援の拡充措置、未就学児を持つ保育士に対する支援措置の創設等

⑤ 保育・介護の労働負担の軽減、生産性向上

○介護職員や保育士の労働負担を軽減し、生産性の向上を図るため ICT やロボット導入を推進。介護における行政が求める文書量を 2020 年代初頭までに半減。保育における保育記録・運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキ解消等を推進

⑥雇用保険制度の見直し【必要な検討を経て、成案を得、平成 29 年度(2017 年度)から実現】

○雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等

⑦育児休業期間の延長等【必要な検討を経て、成案を得、平成 29 年度(2017 年度)において実現】

○雇用継続のために特に必要と認められる育児休業期間の延長等を含めた両立支援策

⑧学校施設等の環境整備(耐震化・老朽化対策をはじめとした環境整備)

⑨キャリアアップ助成金の活用

等

(2)若者への支援拡充、女性活躍の推進

①給付型奨学金【平成 29 年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現】

②無利子奨学金

○速やかに残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を平成 29 年度(2017 年度)進学者から実質的に撤廃

③役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修の実施

④結婚支援の充実、地域共生社会の実現、女性の活躍推進を加速するための対策

等

(3)社会全体の所得と消費の底上げ

①働き方改革の推進

②年金受給資格期間の短縮(25 年→10 年)【平成 29 年度(2017 年度)中に確実に実施できるよう、所要の法案を提出】

③簡素な給付措置【平成 31 年(2019 年)9 月までの 2 年半分を一括して措置】

○平成 31 年(2019 年)10 月より消費税率引上げ後の低所得者対策、逆進性対策として、軽減税率を導入する。よって簡素な給付措置は終了する。

④雇用保険制度の見直し・再掲

等

➤ 2016.7.15 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(第 1 回)

- ▶ 厚生労働省は、地域共生社会の実現に向けた具体策の検討を加速化するため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(本部長:厚生労働大臣)を設置・開催した。
- ▶ 2020 年代初頭における我が事・丸ごとの地域づくり、サービス・専門人材の丸ごと化の全面展開に向けた検討と法改正等を進めることを目指している。
- ▶ 「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、まずは平成 29 年の介護保険法の法改正、30 年度・33 年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには 30 年度にも予定されている生活困窮者支援制度の見直しに向けて、部局横断的に幅広く検討を行うとしている。
- ▶ 実現本部のもとに①地域力強化ワーキンググループ、②公的サービス改革ワーキンググループ、③専門人材ワーキンググループを設置し検討を進める。

《概要》

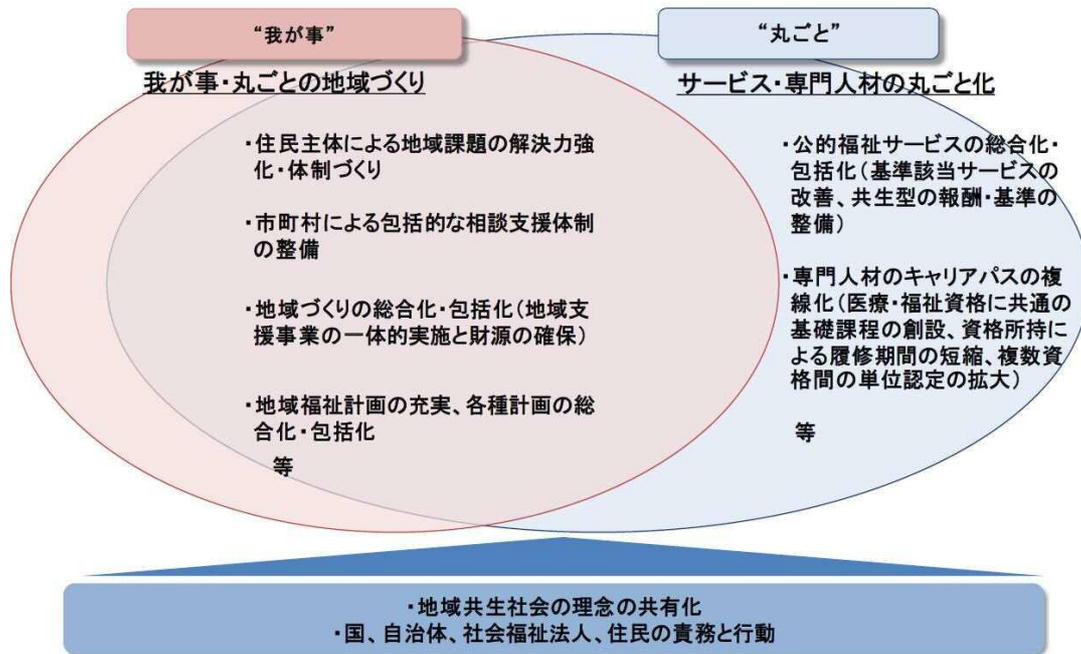
「地域共生社会」の実現

○一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、パラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住

民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

○「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要がある。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある。

「地域共生社会」実現の全体イメージ(たたき台)



今後の進め方のイメージ(たたき台)

年度	我が事・丸ごとの地域づくり	サービス・専門人材の丸ごと化	
		サービス・計画の総合化・包括化	人材キャリアパスの複線化
平成28 (2016)	多機関の協働による包括的支援体制構築事業 ↓ 地方創生新型交付金(28~30年度)		福祉系有資格者への保育士養成課程・試験科目一部免除の検討・結論 ↓ 介護福祉士と准看護師の相互単位認定の検討・結論
平成29 (2017)	介護保険法の法改正		共通基礎課程の検討・結論
平成30 (2018)	生活困窮者支援制度の見直し(施行後3年後の見直しの検討)	平成30年度 報酬改定	資格所持による履修期間短縮、資格間の単位認定拡大(資格毎に検討・順次実施)
平成31 (2019)			
平成32 (2020)	更なる法改正?		
平成33 (2021)		平成33年度 報酬改定	共通基礎課程の順次実施
・	我が事・丸ごとの地域づくり、サービス・専門人材の丸ごと化の全面展開(2020年代初頭)		
・			
・			

➤ 2016.6.2 「ニッポン一億総活躍プラン」：閣議決定

- ▶ 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策-成長と分配の好循環の形成に向けて-」(平成 27 年 11 月 26 日)にもとづく、具体的なロードマップとなる「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定した。
- ▶ 一億総活躍社会の実現に向けては、長期的かつ継続的な取組が必要であり、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ、施策の充実を検討していくことが重要であるとの考えを示している。また、日本にとって最も重要な課題をロードマップにおいて示し、真に効果的な施策に重点化して推進すること、またプランで決定したロードマップの進捗状況については、継続的に実施状況を調査し、施策の見直しを図るとしている。
- ▶ プランでは、「10 年先の未来を見据えたロードマップ」が示され、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」という 3 つの目標それぞれについて、①国民生活における課題、②検討すべき方向性、③対応策からなる「樹形図(ツリー図)」を作成し、政策を整理している。
- ▶ あわせて、「時間軸と指標を持った対応策の提示」として、合計で 43 項目からなる対応策について、項目ごとに、①国民生活における課題、②今後の対応の方向性、③具体的な施策を記載する。④ロードマップの年次は、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた施策については平成 28 年度(2016 年度)から平成 33 年度(2021 年度)の 6 年間、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」に向けた施策については平成 28 年度(2016 年度)から平成 37 年度(2025 年度)の 10 年間とし、各年度において施策をどのように展開していくかを可能な限り指標を掲げつつ示している。

≪概要≫

1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示

(3)成長と分配の好循環のメカニズム

○「成長と分配の好循環」のメカニズムとその効果をできる限り定量的に示すことを目的として、労働供給の増加と賃金上昇を通じた政策効果の試算を行った。今回、評価の対象とした政策は、次の 5 項目である。

①子育て支援の充実

保育の受け皿確保、保育士確保に向けた待遇改善も含めた総合的取組の推進

②介護支援の充実

介護の受け皿確保、介護人材確保に向けた待遇改善も含めた総合的取組の推進

③高齢者雇用の促進

働く希望を持つ高齢者の雇用促進

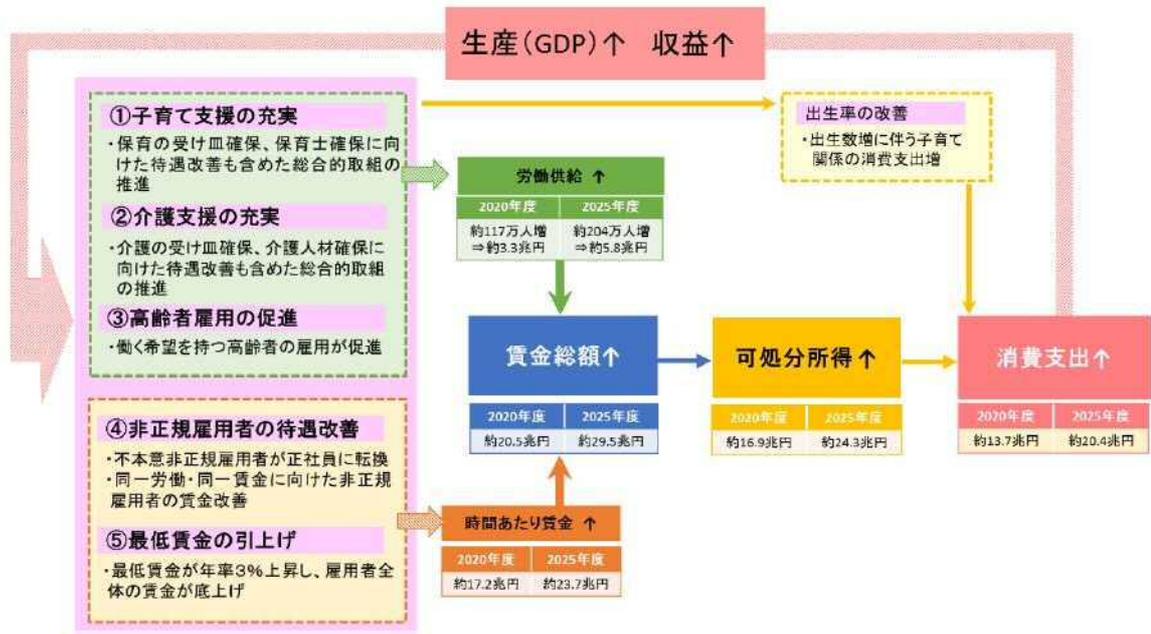
④非正規雇用者の待遇改善

不本意非正規雇用者の正社員への転換及び同一労働・同一賃金に向けた非正規雇用者の賃金改善

⑤最低賃金の引上げ

最低賃金の年率 3%上昇による雇用者全体の賃金底上げ

図 一億総活躍社会の実現に向けた成長と分配の好循環モデルー賃金・所得・消費の循環を中心とした試算ー



- 上記は、労働供給の増加と賃金上昇を通じた直接的な政策効果について、仮定を置いて試算したものであり、GDP600兆円への道筋の全体像を示すものではない。
- 効果額は政策が行われない場合との差分のみを示したものであり、人口動態による労働供給の減少効果や一般物価の上昇による効果は含まない。また、潜在需要の顕在化効果や投資リタンの向上、それに伴う設備投資増加の効果、産業間の労働移動の影響などについては、試算の対象としていない。なお、試算の内容は不確実性を伴うため、相当な幅を持って理解される必要がある。
- 規模感の目安として、例えば2014年度時点において、労働力人口をみると約6,600万人、賃金総額をみると約240兆円、試算の対象としている雇用者の可処分所得及び消費支出はそれぞれ約200兆円及び約140兆円である。

2. 一億総活躍の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向

- 同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善
- 長時間労働の是正
- 高齢者の就労促進

3. 「希望出生率 1.8」に向けた取組の方向

(1) 子育て・介護の環境整備

- 子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、保育や介護の受け皿整備を一層加速する。
- 求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて、安定財源を確保しつつ、保育士や介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなどの総合的対策を示す。
- 高い使命感と希望を持って、保育士や介護職の道を選んだ人たちを応援する。また、保育士や介護職の方たちがキャリアアップできるよう、再編・統合等を通じた大規模化・連携の強化などの環境整備を図る。

(保育人材確保のための総合的な対策)

- 「希望出生率 1.8」の実現に向けて、昨年末の緊急対策で、平成29年度末(2017年度)までの保育の受け皿整備量を40万人分から50万人分に上積みした。平成28年度(2016年度)予算では、保育サービスは質・量ともにさらに拡大した。本年4月からは企業主導型の新たな保育事業が始まり、事業所内保育所の新設が図られる。また即効性の高い既存事業所内保育所の空き定員の活用を図る。これらにより、5万人の受入れを進める。小規模の保育所の整備や空き教室などの地

域のインフラの活用による受け皿の拡大も促進する。

○新たに「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等に記載されている更なる「質の向上」の一環としての2%相当(6,000円※)の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、更なる処遇改善を行う。 ※全社協・事務局注

○多様な保育士の確保・育成に向けて、保育士を目指す学生に返済を免除する月5万円の修学資金貸付制度を拡充し、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金貸付制度を創設した。また、保育所が保育補助者を雇用して保育士の負担を軽減する場合には、約295万円の返還免除付きの貸付を行う事業を創設した。このような施策については、さらなる充実を図る。

○チーム保育を推進する保育所には手厚く運営費を交付して、保育士の負担軽減やキャリアに応じた賃金改善を後押しする。さらに、ICT等を活用した生産性向上による労働負担軽減、保育士の勤務環境の改善などに取り組む。

○大都市圏を中心になお多くの待機者がおり、緊急的に対応すべき措置として、待機児童が集中している関連自治体などと連携して対応策を取りまとめたところであり、速やかに実行していく。

○保育の受け皿整備に加えて、保育士の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として9万人の保育人材の確保に総合的に取り組み、待機児童解消の実現を目指す。

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施)

○共働き家庭等のいわゆる小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、平成31年度末(2019年度末)までに放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校区に当たる約2万か所で放課後児童クラブと放課後子供教室を連携して事業実施し、その半分に当たる約1万か所で一体として事業実施する。さらに、放課後児童クラブについて、経験等に応じた職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討する。なお、処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにする。

(2)すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

○すべての子供が夢に向かって頑張ることができる社会をつくらなければならない。未来を担う子供たちへの投資を拡大し、格差が固定化せず、誰にもチャンスがある一億総活躍社会を創っていく。

(ひとり親家庭や多子世帯等への支援)

○28年度(2016年度)予算に盛り込まれている、幼児教育の無償化拡大によって所得の低い世帯では第二子は半額、第三子以降は無償とする。ひとり親家庭への支援については、児童扶養手当の機能を充実し、第二子は36年ぶり、第三子以降は22年ぶりに加算額を最大で倍増した。さらに、放課後児童クラブ等が終わった後の地方自治体による子供の居場所づくりを支援する。この際、子供の生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行う。児童養護施設や里親の下で育った子供の進学支援のため、毎月家賃相当額に加え生活費を貸し付け、就業継続等の条件により返還を免除する制度を本年度から創設したところ、今後も必要な対応を検討していく。また、いわゆる団塊ジュニア世代の人口構造上の重要性も踏まえつつ、多子世帯への支援を推進する。

○児童虐待の問題に社会全体で対応し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所の専門性強化等による発生時の迅速・的確な対応に加え、予防から児童の自立支援(家庭養護の推進等)に至るまでの総合的な対策を進める。これを踏まえ、児童保護手続における裁判所の関与の在り方や、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

(課題を抱えた子供たちへの学びの機会の提供)

○特別な配慮を必要とする児童生徒のための学校指導体制の確保、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など教育相談機能の強化に取り組む。

○いじめや発達障害など様々な事情で不登校となっている子供が、自信を持って学んでいけるよう、フリースクール等の学校外で学ぶ子供への支援を行い、夜間中学の設置促進等を図る。

○経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな子供を支援するため、大学生や元教員等の地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を、平成31年度(2019年度)までに全中学校区の約半分に当たる5,000ヶ所に拡充し高校生への支援も実施する。

(奨学金制度の拡充)

○家庭の経済事情に関係なく、希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるよう、安定財源を確保しつつ、奨学金制度の拡充を図る。

○無利子奨学金については、残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供に係る成績基準を大幅に緩和することにより、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。

○有利子奨学金については、固定金利方式・金利見直し方式ともに現在の低金利の恩恵がしっかりと行き渡るようにする。特に、金利見直し方式を選択した場合、現在の金利水準に照らせばほぼ無利子となるような仕組みを検討する。

○給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏ま創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。

○奨学金の返還については、卒業後の年収が300万円以下の場合には10年間の返還猶予が適用され、更に、申込時の家計支持者の世帯年収が300万円以下で卒業後の本人の年収が300万円以下の場合には無期限返還猶予が適用される。こうした制度の周知徹底を図るとともに、社会に出た後の所得に応じて返還額を変化させる新たな所得連動返還型奨学金制度を平成29年度(2017年度)の進学者から速やかに導入することで、大幅な負担軽減を図る。

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(1) 介護の環境整備

(介護人材確保のための総合的な対策)

○介護人材の処遇については、競合他産業との賃金差がなくなるよう、平成29年度(2017年度)からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。

○障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って予算編成過程で検討する。

○多様な介護人材の確保・育成に向けて、介護福祉士を目指す学生に返済を免除する月5万円の修学資金貸付制度や、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の20万円の再就職準備金貸付制度の更なる充実、高齢人材の活用等を図る。また、介護ロボットの活用促進やICT等を活用した生産性向上の推進、行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組む。さらに、改正介護休業制度の着実な実施や、介護休業の取得促進に関する周知・啓発の強化を行うなど、仕事と介護の両立が可能な働き方の普及を促進する。

○介護の受け皿整備に加え、介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として 25 万人の介護人材の確保に総合的に取り組む。

○経済連携協定(EPA)に基づく専門的介護人材の活用を着実に進めるとともに、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の成立後、これらの仕組みに基づく外国人材の受入れについて、それぞれの制度趣旨に沿って積極的に進めていく。また、経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材の受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。

(3)障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

○一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に依りて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進、ICT の活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

○2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、ユニバーサルデザインの社会づくり(心のバリアフリー、街づくり)を推進するとともに、障害者のスポーツ、文化芸術活動の振興を図る。

○障害のある子供も、障害のない子供と可能な限り共に学べるようにし、自立や社会参加を果たせるように環境を整備する。特に、小中学校における通級指導を推進するとともに、高等学校においても通級指導を平成 30 年度(2018 年度)から新たに制度化し、小中高等学校あわせて指導内容や指導体制等の環境整備を進める。

(4)地域共生社会の実現

○子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

5. 「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向

(14)生産性革命を実現する規制・制度改革

○人口減少下における供給制約を克服するためには、生産性を抜本的に向上させるしかない。このため、生産性革命を実現する規制・制度改革のあり方を見直し、コーポレートガバナンスの強化など未来投資を促す制度改革に果敢に取り組む。

(新たな規制・制度改革メカニズムの導入)

○第 4 次産業革命は、技術革新の予見が難しい上に、スピードが求められる。先が読めない時代だからこそ、官民で産業革新の将来像を共有し、中期目標からバックキャストしてロードマップを描き、必要となる規制・制度改革を実施していく。また、事業者目線で事業コストを徹底的に削減し、生産性を向上させるため、規制改革、行政手続きの簡素化、IT 化を一体的に進める。

(国家戦略特区の活用)

○「国家戦略特区」については、平成 29 年度末(2017 年度末)までの 2 年間で「集中改革強化期間」として、残された「岩盤規制」の改革や、事業実現のための「窓口」の機能の強化を行い、必要であれば、新たな区域を指定していく。

* 「未来への投資を実現する経済対策」 ※内閣府 HP

http://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/20160802_taisaku.pdf

* 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakaihosyou.html?tid=368203>

* 「ニッポン一億総活躍プラン」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/index.html#plan>

2. 経済・成長政策

《直近の動向》

➤ 2016.8.8 経済財政諮問会議(第14回):新内閣の重点課題等

- ▶ 金融政策、物価等に関する集中講義とともに、新内閣に期待する今後の取組について議論した。
- ▶ 有識者議員は「新内閣の発足に当たっての重点課題」を示し、①600兆円経済の実現、②働き方改革と社会保障制度改革の実行、③歳出改革をはじめとする財政健全化の推進、④世界経済の安定・持続的な発展への貢献、の課題への集中的な取組を通じて未来への責任を果たしていくことを期待するとした。
- ▶ 社会保障については、医療・介護給付の重点化・効率化、負担能力に応じた公平な負担、社会保険料の増加の抑制等を始めとする制度改革を具体化し、国民生活の質の向上と社会保障の持続可能性の確保と安心向上を実現すべきと提言している。
- ▶ 歳出改革・財政健全化については、「経済・財政再生計画」に基づく歳出改革の継続・改革工程表の着実な実施と消費税率10%への引上げにより、2020年度の財政健全化目標を実現すべきとしている。
- ▶ 年末に向けて経済財政諮問会議で取組むべき重点課題として、財政効果の最大化と社会保障の持続可能性が掲げられ、年内に改革工程表に従って、高額療養費制度の見直しなど社会保障の給付と負担の在り方について方向性を打ち出すとともに、高額薬剤の算定の在り方等についても年末に向け見直すべきとしている。

➤ 2016.6.2 「経済財政と改革の基本方針2016」:閣議決定

- ▶ 「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」(骨太方針)が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定された。
- ▶ 「成長と分配の好循環」の実現に向け、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、消費税率の10%への引上げを2019年(平成31年)10月まで2年半延期するとともに、2020年度2(平成32年度)の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持するとしている。また、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営に努めるとしている。
- ▶ 経済・財政一体改革の着実な推進については、600兆円経済の実現と2020年度(平成32年度)の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すことを示している。また、「経済・財政再生計画」における歳出・歳入両面の取組を進めるため、主要分野の改革の方向性を具体化するとともに、経済・財政再生アクション・プログラムに基づきPDCAサイクルを実効的に回していくことを示した。
- ▶ 追加的な歳出増加要因(子ども子育て・家族支援等)については、必要不可欠なものとするとともに、適切な安定財源を確保するとして、一定期間内の追加的な歳出増加要因については、資産売却等を含めた財源を確保し、財政規律を堅持するとしている。
- ▶ その上で、社会保障については、「経済・財政再生計画」に掲げる44の改革項目について、改革工程表に沿って、着実に実行することを明示している。
- ▶ 規制改革については、現在の規制改革会議の設置期限(平成28年7月末)以降も切れ目なく規制改革に取り組むとしている。また、国家戦略特区は、平成29年度末までの2年間を

「集中改革強化期間」とし、「岩盤規制」の改革等を行うとしている。

- ▶ 平成 29 年度予算編成の基本的考え方において、集中改革期間 2 年目の取組として「経済・財政再生計画」、経済・財政再生アクション・プログラム、改革工程表に則って、経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速するとしている。

≪「経済財政運営と改革の基本方針 2016」の概要≫

第 1 章 現下の日本経済の課題と考え方

1. 日本経済の現状と課題

- (1) 世界経済の状況と我が国の課題
- (2) 熊本地震への対応

2. 「成長と分配の好循環」の目指すところ

3. 600 兆円経済に向けた道筋の基本的考え方

4. 東日本大震災からの復興・創生

- ・「復興・創生期間（平成 28 年度～32 年度）」

第 2 章 成長と分配の好循環の実現

1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現：経済成長の隘路あいろの根本にある構造的な問題への対応

少子高齢化への対応は待ったなしの最重要課題。アベノミクスの成果の果実が得られつつある今こそ、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、取組を進める。

(1) 結婚・出産の支援

(2) 子ども・子育て支援、子供の貧困対策等

- ・様々な保育ニーズに対応し、待機児童の解消等の保育の受け皿等の確保や保育士の処遇改善、放課後児童クラブや児童養護施設等における処遇改善、三世帯同居・近居の推進等。教育費負担軽減、世代を超えた貧困の連鎖をなくす取組、若者の経済基盤の強化等。

(3) 就業を希望する女性・高齢者の就業促進、非正規雇用労働者の待遇改善等

(4) 女性の活躍推進

(5) 介護の環境整備等

- ・在宅・施設サービスの整備、保険者等の好事例の全国展開、介護基盤整備や介護人材の処遇改善等。認知症施策推進総合戦略の実現、拡充された介護休業制度の周知、介護と仕事の両立可能な働き方の普及、健康寿命の延伸への取組等。

(6) 障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

- ・障害者、難病患者、がん患者等の就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進。

2. 成長戦略の加速等

600 兆円経済の実現に向け、成長戦略の深化・実現に取り組む。「官民戦略プロジェクト 10」として、第 4 次産業革命への対応、世界最先端の健康立国への取組等に取り組む。

(1) 生産性革命に向けた取組の加速

- ・教育再生（世界トップレベルの学力達成と基礎学力の向上、チーム学校、給付型奨学金の創設に向けた検討等）

(2) 新たな有望成長市場の創出・拡大

(3) TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化

(4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

・「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」に基づく、地方創生の深化を実現する政策の推進等。

(5) 防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化

(6) 規制改革の推進

・現在の規制改革会議の設置期限（平成28年7月末）以降も切れ目なく規制改革に取り組む。国家戦略特区は、平成29年度末までの2年間で「集中改革強化期間」とし、「岩盤規制」の改革等を行う。

(7) 経済統計の改善

3. 個人消費の喚起

人口減の下でも需要先細り懸念にとらわれず、少子化・高齢化・グローバル化等、時代の変化に対応した新たな財・サービスを生み出す。

(1) 賃金・可処分所得の引上げ等

・労働分配率の低下傾向に歯止めをかける。賃金、最低賃金の継続的な引上げを実現するための環境整備。
・社会保障の効率化による社会保険料の増加の抑制等。

(2) 潜在的な消費需要の実現

(3) ストックを活用した消費・投資喚起

(4) 消費者マインドの喚起

4. 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築

(1) アベノミクスの成果の活用

(2) 行政手続の簡素化・効率化・オンライン化

(3) 歳出効率化の成果等を現役世代や地域に還元する仕組みの構築

・歳出改革や経済再生による歳出抑制の成果を、子育て支援等に還元することができる仕組みを構築。

(4) 資源配分の効率化

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(1) 外交、安全保障・防衛等

(2) 暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）

(3) 資源・エネルギー（原子力の安全確保を含む）

(4) 地球環境への貢献

第3章 経済・財政一体改革の推進

1. 経済・財政一体改革の着実な推進：「経済再生なくして財政健全化なし」

2. 先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大

(1) 先進・優良事例の展開促進

(2) 国と地方の連携強化

(3) 「見える化」の徹底・拡大

3. ワイズ・スペンディングの仕組みの強化

○優先順位付けとデータ分析による効果の評価などの分析を、経済財政諮問会議での議論

等を通じて、適切に予算編成の過程に取り込む。

○義務的経費も、健康寿命の延伸や住民サービスの広域化、IT化の進展等を踏まえ、制度全体の見直し等を行い、エビデンスに基づくPDCAサイクルを徹底。

○国庫支出金の性格に応じ、成果の向上と「見える化」に一段の工夫が必要。地方の裁量度が高いものは、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定・評価のための分野横断的仕組みを構築。

4. 実効的なPDCAサイクルの構築

○実効的なPDCAサイクルを構築するため、経済財政諮問会議において、概算要求の検討に着手する前から議論と精査を進める。経済・財政一体改革推進委員会において、主導的に進捗管理、点検、評価を行う。各府省庁は、概算要求等に適切に反映させる。

5. 主要分野ごとの改革の取組

(1) 社会保障

・「経済・財政再生計画」に掲げる44の改革項目について、改革工程表に沿って、着実に実行。その中で、以下のような取組を推進。

▶ 医療費の地域差の半減に向け、医療費適正化基本方針に係る追加検討 等

(2) 社会資本整備等

(3) 地方行財政改革・分野横断的な課題

(4) 文教・科学技術等

(5) 歳入改革、資産・債務の圧縮

・歳入増加に向けて、課税ベースの拡大等を通じ、新たな税収増を生み出す。マイナンバーをキーとした仕組みを早急に整備。税・社会保険料徴収の適正化。

第4章 当面の経済財政運営と平成29年度予算編成に向けた考え方

1. 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

○賃金・可処分所得の引上げ、規制改革、消費・投資喚起策等を推進するとともに、成長戦略の加速と一億総活躍社会の構築を通じ、成長と分配の好循環を実現 等

2. 平成29年度予算編成の基本的考え方

(1) 集中改革期間2年目の取組

○「経済・財政再生計画」、経済・財政再生アクション・プログラム、改革工程表に則って、経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速する。

(2) 平成29年度予算編成の在り方

○平成29年度予算編成に当たっては、以下に掲げる取組を重点的に推進する。

①経済財政諮問会議において、概算要求の検討前からエビデンスを基に議論と精査を進める。その上で、予算編成に経済・財政一体改革を反映させる。

②健康増進、コンパクトなまちづくり、住民・行政サービスの広域化・IT化等に向け、先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大を進める。

③人口減少、少子高齢化という構造的課題に対処するため、アベノミクスの成果も活用しつつ、一億総活躍社会の実現等の重要課題に係る取組を推進する。

④第3章に掲げる主要分野毎の改革を推進するためのメリハリの効いた予算とする。

➤ 2016.6.2 「日本再興戦略 2016」:閣議決定

- ▶ 「日本再興戦略 2016-第 4 次産業革命に向けて-」が閣議決定された。
- ▶ 回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結びつけ、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」の実現を目指し、①新たな「有望成長市場」の戦略的創出、②人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する「生産性革命」、③新たな産業構造を支える「人材強化」の 3 つの課題に向けて、更なる改革に取り組む方針を示した。
- ▶ 具体的な施策としては、事業分野別の生産性向上として、中小企業等経営強化法（平成 28 年 5 月 24 日成立）に基づき、7 分野（運輸、医療、介護、保育、飲食、宿泊、卸・小売）を含む各事業分野について生産性向上に向けた指針を策定し、サービス業の特性に応じた IT の導入や経営指導等を支援していくことなどが示されている。
- ▶ また、ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上（介護報酬や人員配置・施設基準の見直し等を含め制度の対応を検討）が掲げられている。

* 経済財政諮問会議

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/index.html>

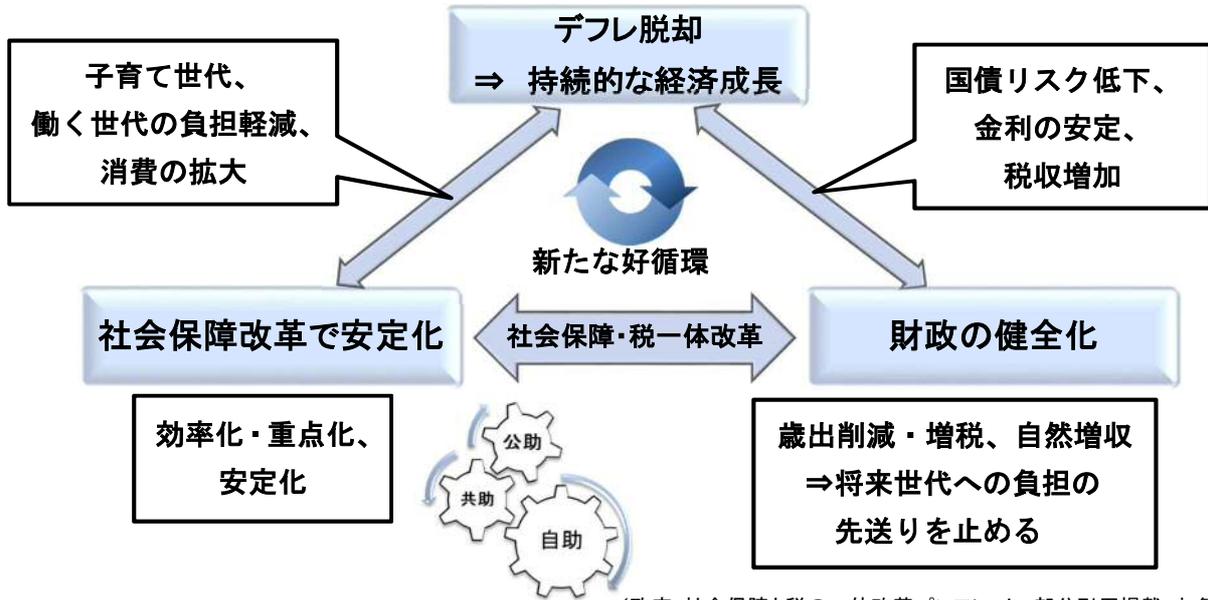
* 「経済財政運営と改革の基本方針 2016～600 兆円経済への道筋～」

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/decision0602.html>

* 「日本再興戦略 2016」

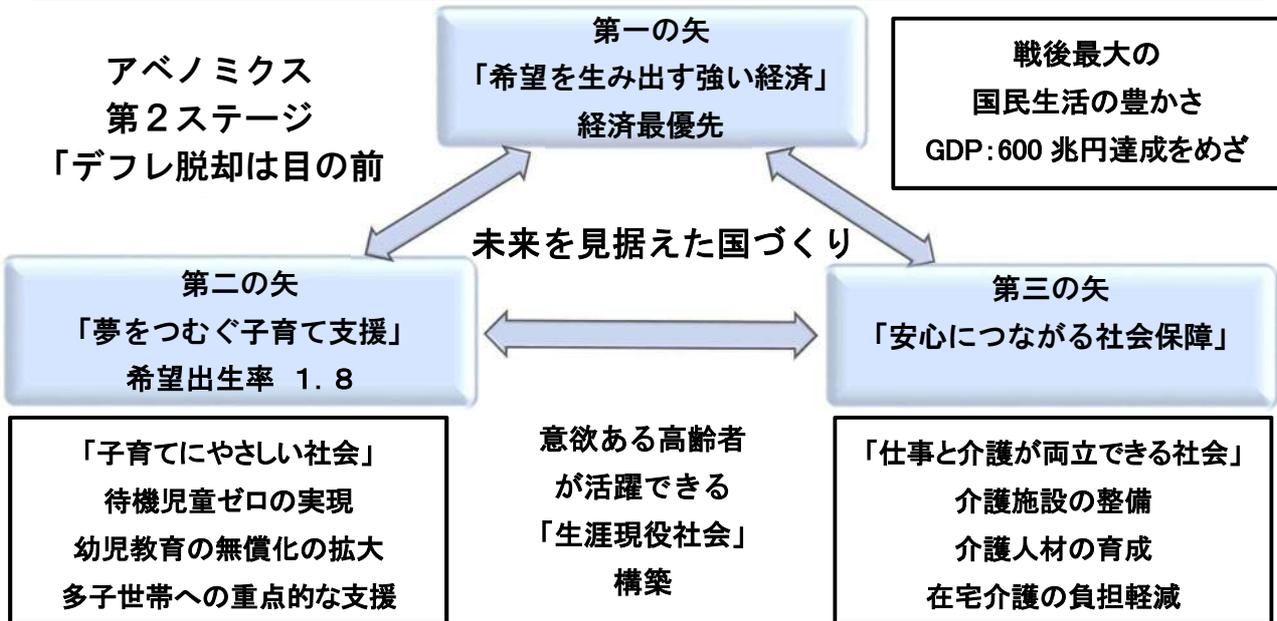
http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html#c21

アベノミクス：金融・財政政策・成長戦略と社会保障制度改革



(政府：社会保障と税の一体改革パンフレット 部分引用掲載、加筆)

「ニッポン一億総活躍プラン 新三本の矢」(15.9.24)



(自民党 HP: 引用掲載、加工)

3. 規制改革・行財政・特区

《直近の動向》

➤ 2016.7.29 「規制改革ホットライン」所管省庁からの回答：特養への株式会社等の参入「対応不可」

- ▶ 内閣府は、規制改革ホットラインで受け付けた規制緩和に関する提案等について、検討を要請した所管省庁の回答を順次、公表している。
- ▶ 「「介護離職ゼロ」を目指すため、特別養護老人ホームについて株式会社等の参入を認めること」との提案に対して、厚生労働省は「対応不可」と回答した。
- ▶ 「外国人技能実習制度について介護分野や観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)の追加すること」との提案に対して、介護の職種追加について「検討に着手」と回答されている。

《概要》

1. 「介護離職ゼロ」を目指すため、特別養護老人ホームについて株式会社等の参入を認めること」

(1)提案の具体的内容等

【要望内容】 株式会社等の特別養護老人ホームへの参入

【理由】

老年人口の割合が上昇し、あわせて独居高齢者の割合も増加する見込みにあり、その対応は喫緊の課題となっている。民間の経営ノウハウを活用することで、施設不足による“入所待ち”の解消だけでなく、介護職員の待遇改善にも繋がることから、現在は設置主体が社会福祉法人か地方公共団体に限られている特別養護老人ホームの経営について、株式会社等多様な経営主体が参入できるよう緩和する必要がある。

(2)所管省庁の検討結果

【措置の区分】 対応不可

【措置の概要(対応策)】

○特別養護老人ホームについては、

- ①長期間にわたり、重度かつ低所得の高齢者が多く入所していること、
- ②約7割の施設で社会福祉法人等による利用者負担軽減を行う等の独自の低所得者の負担軽減措置を実施していること、
- ③措置入所の受け皿でもあること、

等から、その設置に当たっては、高い公益性と安定性の担保が必要不可欠です。

○社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とした非営利法人であり、

- ①剰余金の配当は禁止され、
- ②出資者の持分がなく、解散時の残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者(最終的には国庫)に帰属する

ものであり、事業の継続性に資する仕組みとなっています。

○一方、株式会社については、

- ①剰余金の配当が認められ、
 - ②株主の持分があり、解散時の残余財産は株主に分配される
- ものであり、事業の継続性を担保できる仕組みとなっておりません。

○また、株主会社について、社会福祉法人と同様、

- ①出資者の持分の禁止や剰余金の配当禁止を課すこと

②事業の継続性を図るため、撤退時に他の事業者へ資産の無償譲渡を行わせること

は株主会社の営利法人としての性格に矛盾し、困難と考えられることから、株式会社による特別養護老人ホームの設置を認めることは適切ではないと考えております。

○なお、地方公共団体が設置する特別養護老人ホームについては、施設の設置者である地方公共団体自身が、その適正な管理に最終的な責任を有する指定管理者制度のもとで、株式会社を含めた民間事業者に対して管理を行わせることができます。

2. 「外国人技能実習制度について、介護分野や観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)を対象職種に追加すること」

(1) 提案の具体的内容等

【要望内容】 外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)の追加

【理由】

高齢化の進行によって、2025 年度には、我が国において介護に携わる職員がおよそ 38 万人不足すると推計されている。平成 28 年 2 月 5 日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」で、「介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。」と記載されているが、これを早急に行うことが求められる。(以下、略)

(2) 所管省庁の検討結果(介護の職種追加について)

【措置の区分】 検討に着手

【措置の概要(対応策)】

○外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加するご提案については、平成 28 年 2 月 5 日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」(2016 年版)にあるとおり、介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行うこととしています。

➤ 2016.6.2 「規制改革実施計画」(平成 28 年):閣議決定

- ▶ 「規制改革実施計画」が閣議決定された。
- ▶ 本計画は、潜在需要を顕在化させることによる経済活動の支援、日本経済の再生に資する各種規制の見直しを行い、経済社会の構造改革を進めることを目的とするものである。
- ▶ 規制改革により、①経済環境の変化に適応して、イノベーションを喚起する、②技術革新等による新製品・新サービスを国民が享受できるようにする、③女性が活躍し、若者や高齢者も含めて全ての人が能力を発揮できる社会を実現するとともに、人口減少社会が進む中、経済を再生して成長力を強化する視点から円滑な労働移動を支えるシステムの整備を進める、④地域活性化の阻害要因となっている規制を取り除く、ことの実現を図る必要があることを示している。
- ▶ 規制改革会議の「規制改革に関する第 4 次答申～終わりになき挑戦～」(平成 28 年 5 月 19 日)を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等について、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくとしている。
- ▶ 第 4 次答申を踏まえ、また、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)の推進に当た

り阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」及び「地域活性化」を改革の重点分野としている。

- ▶ 「健康・医療」分野では、健康長寿社会を目指すために、国民の安心・安全への配慮を前提に、「国民の利便性向上」、「医療や福祉産業の発展による経済の活性化」、「保険財政の健全化」の3つを基本的な考えとし、①在宅での看取りにおける規制の見直し、②薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し、③診療報酬の審査の効率化と統一性の確保、④一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直しについて、重点的に取り組むとしている。
- ▶ 本計画に定められた措置について、その実施状況をフォローアップしていくことは、改革を現実に進めていく上で不可欠の取組である。また、これまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中にも、現時点で措置が完了していないものがあるため、本計画に定められた措置と併せて、今後それらの実施状況についてフォローアップを行うことが重要であるとしている。

≪参考:「規制改革に関する第4次答申」(平成28年5月19日):概要≫

【次のステップへ】

- 規制改革会議は平成28年7月末で設置期限を迎えるが、社会経済構造の変化に対応して我が国が豊かで活力ある社会であり続けるためには、規制の在り方について不断の検証が必要である。正に「規制改革に終わりはない」。
- 今後とも規制改革を実効性ある形で推進していくためには、現在の規制改革会議(平成28年7月末が設置期限)に続く新組織を迅速に立ち上げ、切れ目なく規制改革に取り組んでいくことが重要である。
- 本答申を含め、これまでの答申や規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中には、現時点で措置が完了していないものがあり、今後その状況についてフォローアップが必要である。規制改革会議設置期限後においても、今後規制改革を担当する組織において、これらの事項のフォローを粘り強く行い、改革の実行に至るまで見届けていく必要がある。

【規制改革実施計画(平成25年、26年、27年)のフォローアップ結果:答申付属資料1より】

- 規制改革会議は、内閣府から所管省庁の実施状況結果について報告を受け、規制改革会議として重点的フォローアップ事項について評価を行った。
- 重点フォローアップ事項とされる「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコルフットイング確立」について、社会福祉法人の財務諸表、補助金等の情報開示、内部留保の明確化や経営管理体制の強化などの「13項目」について「措置済」であるが、規制改革会議の評価として、「解決」が「8件」、「要フォロー継続」が「5件」とされている。

【「要フォロー継続」とされている事項】

事項名	規制改革の内容	評価:規制改革会議としての指摘事項
補助金等の情報開示	厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。	閣議決定どおりに実施されている。電子開示システムの構築が完了するまで継続的にフォローを行う。
役員報酬等の開示	厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額(役員報酬以	閣議決定どおりに実施されている。法案成立後の具体的な制度的措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。

	外の職員としての給与等も含む)の開示を義務付ける。	
内部留保の明確化	厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。	同上
所轄庁による指導・監督の強化	厚生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。	閣議決定どおり対応が行われている。監査ガイドライン等の策定が完了するまで継続的にフォローを行う。
社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務付ける。そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。	閣議決定どおり実施されている。法案成立後の具体的な制度的措置に向けた厚生労働省の対応をフォローする。

* 規制改革ホットライン

http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/hotline/h_index.html

* 規制改革実施計画

http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/p_index.html

* 規制改革会議

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

4. 地方分権改革

《直近の動向》

▶ 2016.7.5 地方分権改革有識者会議(第25回):平成28年度の提案募集

- ▶ 提案募集検討専門部会(第38回)との合同会議を開催し、平成28年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について、地方からの提案状況の報告をもとに重点事項などについて議論した。
- ▶ 平成28年度の地方からの提案は303件となっており、平成27年度と比較して権限移譲に関する提案が81件から38件に減少する一方で、規制緩和等に関する提案が253件から265件に増加している。具体的な内容としては、子ども・子育て支援関係の提案が増加(11件→48件)している。
- ▶ 今後の提案への政府としての対応方針の策定にあたっての重点事項として、①地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの、②これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの、③住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの等をメルクマールとして検討が進められる。
- ▶ 具体的な重点事項としては、都市部での土地確保のための幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和や民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直しが見直しが掲げられている。
- ▶ 今後、12月中の閣議決定を目指し、重点事項に関する提案団体からのヒアリングや提案募集検討専門部会と有識者会議での議論をもとに対処方針案をとりまとめる。

《重点事項の概要》

地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの

(一億総活躍社会の実現)

○指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制緩和

○「特別養護老人ホーム」と「障害者向けのグループホーム」の合築に関する規制緩和

○サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し

(子ども・子育て支援関係)

○幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和(都市部での土地確保)

○子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し

○施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲

○家庭的保育事業等における食事提供の搬入施設の緩和及び連携施設に関する経過措置の延長

○病児保育事業に係る要件の緩和

○一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先の市町村への変更並びに立入検査事務の市町村への移譲

○延長保育又は一時預かりと放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準等の緩和

○都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」に関する受講免除等の要件緩和等

○指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲

○民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直し

* 地方分権改革有識者会議

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/kaigikaisai-index.html>

5. 社会福祉法人等

《直近の動向》

➤ 2016.8.2 社会保障審議会福祉部会(第18回):社会福祉充実残額等

- ▶ 社会福祉法人改革の施行スケジュールを確認するとともに、「社会福祉充実残額」の有効活用、「社会福祉充実計画」の策定と地域協議会の運営等について議論した。
- ▶ 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会及び、社会福祉法人会計円滑化実施協議会の開催状況等について報告された。

[施行スケジュール]

- ▶ 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者会議(7月8日開催)で示した「社会福祉法人改革の施行スケジュール」を説明・報告した。平成29年4月施行に向けた政省令等の関係法令の改正・発出は平成28年10月の予定とされている。

[社会福祉充実残額]

- ▶ 社会福祉法人の財務規律に係る検討会での議論を踏まえ示された「社会福祉充実残額」の有効活用(素案)では、社会福祉充実残額について、「社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除した上で、再投下可能な財産(社会福祉充実残額)を明確化する。」また、「社会福祉充実残額が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する」とされている。
- ▶ 「控除対象財産」とは、「再投下対象財産(社会福祉充実残額)の算定に当たり、「事業継続に必要な財産」として、定量的に算定可能な「枠」を設定するもの」であり、「会計上のルールとは別の仕組み」であることが示されている。

[社会福祉充実計画]

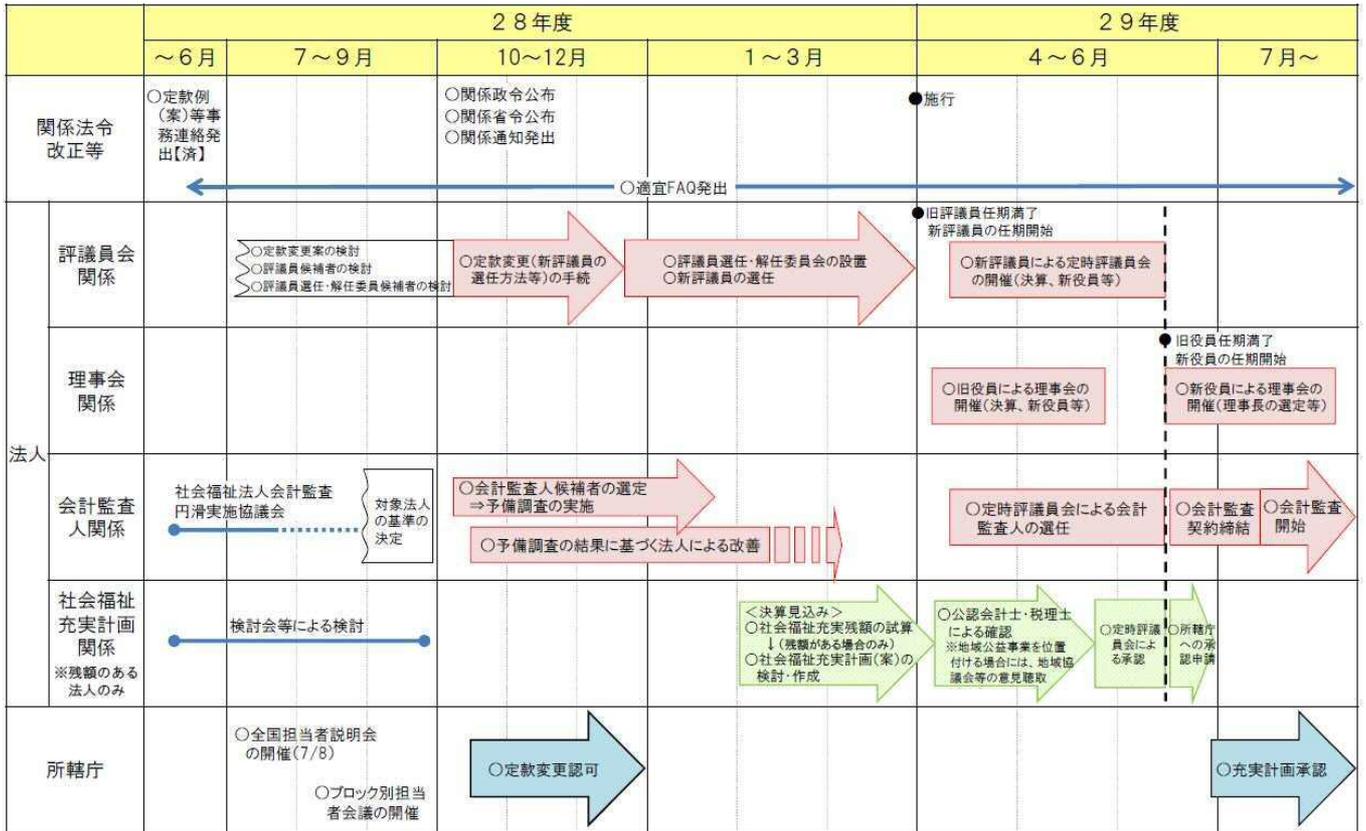
- ▶ 「社会福祉充実計画」とは、「控除対象財産を超えて社会福祉充実残額が生じた法人が、将来の事業計画を明らかにするために作成するもの」であり、「法人の自主性を踏まえた計画作成、状況に応じ柔軟な計画変更が可能」としている。
- ▶ 「社会福祉充実計画」の策定(素案)では、「計画は、原則5年間の範囲で、社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充实事業を実施するための内容とすること」とされ、「ただし、社会福祉充実残額が一定規模以上である場合など、5年間で計画を終了することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合は、最長10年とすることができる」とも示されている。なお、「計画の実施期間の範囲で、事業の開始時期や終期、各年度ごとの事業費は、法人が任意に設定することができる」としている。

[地域協議会]

- ▶ 地域協議会については、地域協議会の実施責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の実情に応じて決定できる仕組みとされている。また、実施エリアについては、原則として所轄庁単位とし、複数の所轄庁が合同して設置することも可能とする。なお、効率的開催の観点から、可能な限り既存の会議体を活用することも示されている。

《概要》

1. 社会福祉法人改革の施行スケジュールについて



2. 「社会福祉充実残額」の有効活用(素案)

(1) 控除対象財産①: 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等(土地、建物、設備)

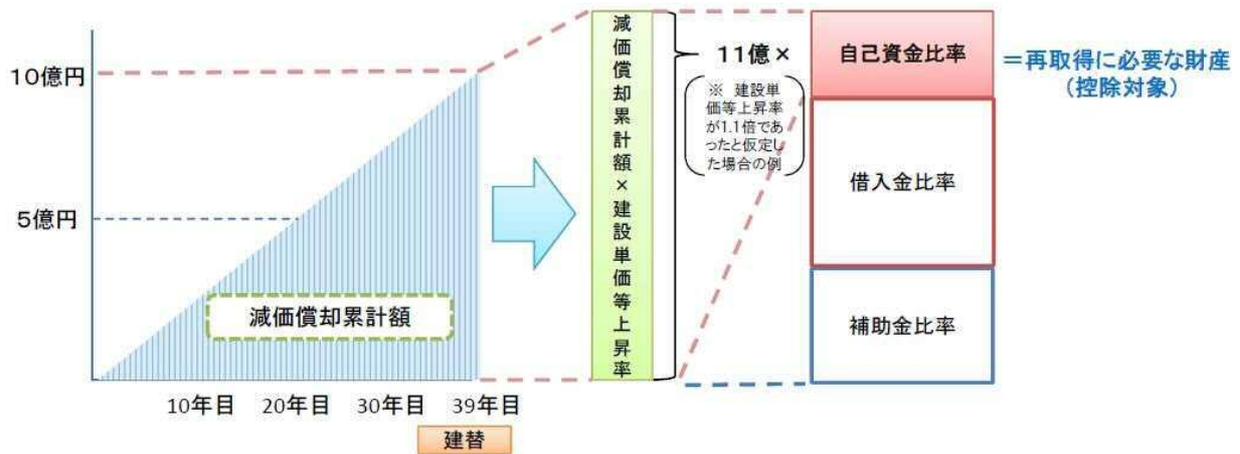
控除対象となる財産	控除対象とはならない財産(※)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人が実施する社会福祉事業等に直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼしうるもの。 ・ 現に事業に活用している土地・建物・設備(障害者総合支援法に基づく就労支援事業に活用されている土地・建物・設備を含む。)等 ・ 職員の福利厚生のための土地・建物・設備等 ・ サービス提供に必要な送迎車両 ・ サービス提供に必要な介護機器 ・ サービス提供に必要な生活機器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等) ・ 事業に必要な事務機器(パソコン、プリンター等) ・ 災害時のための食料・物品の備蓄 ・ 障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金 ・ 用途が限定されている寄付金等(基本金に計上されないもの) ・ 国・自治体等の補助により造成され、用途が限定されている基金等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人が実施する社会福祉事業及び公益事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産。 ・ 現預金、有価証券 ・ 人件費積立金、修繕積立金等の積立資産(ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金を除く。) ・ 遊休不動産(断続的であっても、長期にわたって事業に継続して使用している不動産は除く。) ・ 美術品

※ ただし、現預金や有価証券、人件費積立金、修繕積立金等については、「再生産に必要な財産」や「必要な運転資金」として控除対象となる場合があり得る。

(2) 控除対象財産②: 再生産に必要な財産(建替、大規模修繕、設備・車両等の更新)

◇算出方法(イメージ) 再取得に必要な財産

$$= (\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価等上昇率}) \times \text{一般的な自己資金比率} + \alpha (\text{修繕等})$$



(3) 控除対象財産③: 必要な運転資金(事業未収金、緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ)

○「必要な運転資金」として控除対象となる財産については、次のような考え方にに基づき、「年間事業活動支出の1月分」+「事業未収金」としてはどうか。

【年間事業活動支出1月分の考え方】

○厚生労働省が行ったサンプル調査によれば、年度末時点で1月程度の運転資金を保有していれば、年間を通じて、運営に大きな支障は生じないと見込まれることから、「年間事業活動支出の1月分」を必要な運転資金として控除する。

【事業未収金の考え方】

○事業未収金は、あらかじめ必要な事業費について、入金前に賄う必要があることから、控除対象とする。
 ⇒介護報酬等による施設については、事業未収金が2ヶ月分発生するため、実質的に計3月分が控除対象となる。
 ⇒措置費又は保育所運営費により運営される施設については、原則として事業未収金が計上されないため、実質1月分が控除対象となる。

(4) 社会福祉充実残額の算定式

$$\text{社会福祉充実残額 (再投下対象財産)} \text{ (C)} = \text{(A)} \text{ (活用可能な財産)} - \text{(B)} \text{ (控除対象財産①〔社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等〕 + 控除対象財産②〔再生産に必要な財産〕 + 控除対象財産③〔必要な運転資金〕)}$$

- ※1 **(A)〔活用可能な財産〕**
 = 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助等特別積立金
- ※2 **控除対象財産①〔社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等〕**
 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円
- ※3 **控除対象財産②〔再生産に必要な財産〕**
 = **【将来の建替に必要な費用】**
 (現在の建物に係る減価償却累計額〇円 × 建設単価等上昇率〇. 〇) × 一般的な自己資金比率〇%
【建替までの間の大規模修繕に必要な費用】
 + (現在の建物に係る減価償却累計額〇円 × 一般的な大規模修繕費用割合20%) - 過去の修繕額〇円
【設備・車両等の更新に必要な費用】
 + 減価償却の対象となる固定資産(10万円以上)に係る減価償却累計額の合計額
- ※4 **控除対象財産③〔必要な運転資金〕** = 年間事業活動支出の1月分 + 事業未収金相当額

※なお、各法人の事務処理を円滑にする観点から、今年度中に構築する予定の「財務諸表開示システム」において、これらの計算を簡易に行うための入力シートを組み込む予定。

※各種係数については、現時点では仮置きであり、別途行うこととしている調査研究事業の結果などを踏まえ、最終的に決定。

3. 「社会福祉充実計画残額」の策定(素案)

(1)社会福祉充実計画に位置付ける事業の種類

◆社会福祉充実計画に位置付ける事業は、以下の順にその実施について検討し、実施する事業を記載する。(事業内容については、職員の処遇改善を含む人材への投資、サービスの質の向上につながる建物・設備の充実、地域のニーズに対応した新たなサービスの展開など、法人の実情に応じた取組を計画に盛り込む。)

第1順位	社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)
第2順位	地域公益事業(日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業)
第3順位	公益事業

(2)社会福祉充実計画の作成手続

◆社会福祉充実計画は以下の手続を経る必要がある。



※ 地域公益事業を行う場合に限る。

(3)計画の記載内容

◆計画の記載内容は、法律上、以下のとおり規定されているが、法律事項に加え、法人名等の基本情報や社会福祉充実残額の用途に関する検討結果や事業の実施に当たっての資金計画等を併せて記載する。

法律事項 (第55条の2第3項)	省令事項のイメージ (案)
① 既存事業の充実又は新規事業の規模及び内容 ② 事業区域 ③ 社会福祉充実事業の事業費 ④ 社会福祉充実残額 ⑤ 計画の実施期間 ⑥ その他厚生労働省令で定める事項	① 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報 ② 社会福祉充実残額の用途に関する検討結果 ③ 資金計画 ④ 事業費積算(概算) ⑤ 地域協議会等の意見とその反映状況(地域公益事業を行う場合に限る。)等

(4)計画の実施期間

◆計画は、原則5年間の範囲で、社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。ただし、社会福祉充実残額が一定規模以上である場合など、5年間で計画を終了することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合は、最長10年とすることができるものとする。

◆また、計画の実施期間の範囲で、事業の開始時期や終期、各年度ごとの事業費は、法人が任意に設定することができるものとする。

(5)計画の記載内容

- ◆計画の記載内容の変更を行う場合は、軽微な変更を除き、所轄庁の承認が必要となる。
- ◆また、軽微な変更を行う場合は、所轄庁への届出で足りることとなる。
- ◆なお、軽微な変更とは、法人の名称や住所等の基本情報等の変更とする。

➤ 2016.7.26 社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について:通知・発出

- ▶ 厚生労働省は、神奈川県相模原市の障害者支援施設における痛ましい事件をうけ、社会福祉施設等の入所者等の安全の確保に努めるよう注意喚起をはかる通知を発出した。

《留意事項》

1. 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
3. 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

➤ 2016.6.20 社会福祉法人制度改革の施行に向けて:事務連絡・発出

- ▶ 厚生労働省は、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直し)」や「社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例(案)」などの事務連絡を発出した。
- ▶ 社会福祉法人制度改革に係る平成29年4月施行事項について、現時点での考え方を示したものであり、今後、関係省令や通知等が発出される予定である。
- ▶ 「評議員の特殊関係者」については、評議員の牽制機能に配慮しつつ、他の社会福祉法人の評議員、役員、職員が就任(兼務)することが可能であるとの考え方が示されている。
- ▶ 評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模については、「平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人」(平成28年度以降のサービス活動収益の額は考慮しないもの)とする予定である。
- ▶ 各社会福祉法人における定款変更等の事前準備作業の参考するため「社会福祉法人定款例(案)」(以下、定款例)が示された。各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例として示したものであり、定款例の文言に拘束されるものではないが、必要的記載事項を全て記載するとともに、その内容が法令に沿ったものであることが必要であるとされている。
- ▶ 現行の社会福祉法人定款準則については、「準則」としての位置付けから「例」として改正することを予定している。その際には、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条の特例(公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)との関係、所轄庁における定款の確認方法等が示される予定である。
- ▶ なお、会計監査人の設置が義務付けられる法人については、前年度の決算における法人単位事業活動計算書中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」(「収益」)又は法人単位貸借対照表中の「負債の部」の「負債の部合計」(「負債」)を基準とする予定であり、当該基準については、今後政令で定められる予定である。
- ▶ これらについて、厚生労働省は、社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会(7月8

日)を開催した。

《概要》

1. 社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)

○社会福祉法人について、高い公益性・非営利性を担保するため、公益法人制度改革を参考に、法人が自律的に適正な運営を確保するためのガバナンスの強化を図るとして、社会福祉法人制度改革における経営組織の見直しに関する事項についての考え方を示している。

【評議員及び評議員会(第2章)】

○評議員の選任・解任、資格、兼務禁止等に係る事項

○評議員確保の支援について、地方自治体が行うべき支援と社会福祉協議会に期待される取組

【役員(第3章)】

○理事や監事の選任及び解任とともに、資格要件、特殊関係者、権限、義務

○業務執行理事の設置及び職務・権限等

【理事会(第4章)】

○理事会が全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行う

○理事会の組織、職務、運営や内部管理体制の整備等

【会計監査人(第5章)】

○会計監査人(公認会計士又は監査法人)の選任・解任や職務及び権限等に係る事項とともに、会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用等についての考え方

【評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬(第6章)】

○理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準の策定と理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の報酬に係る事項

【評議員、理事、監事及び会計監査人の損害賠償責任(第7章)】

○理事、監事及び評議員の社会福祉法人及び第三者に対する損害賠償責任に係る事項

【計算(第8章)】

○会計帳簿(作成及び保存、閲覧の請求)、計算書類(作成及び保存、監査等、定時評議員会への提出等)、会計監査人設置社会福祉法人の特則、計算書類等の備え置き及び閲覧等に係る事項

2. 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについて

○現時点での考え方を示したものであり、今後、変更があり得る。また、随時追加を行う予定である。

○評議員選任・解任委員会(問1～12)、評議員の兼務禁止(問13)、評議員の特殊関係者(問14～16)、社会福祉法人の適正な運営に必要な見識を有する者(問17～23)、評議員会(問24～29)、役員(問30～39)、会計監査人(問40～44)、報酬(問45～47)

【評議員の特殊関係者】

- 問14 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。
可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)1. 人数に制限なく兼務可能である。

●問 15 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

(答)1. 人数に制限なく兼務可能である。

2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A 社会福祉法人の評議員の過半数を B 社会福祉法人の役員が占める場合においては、A 社会福祉法人の役員又は職員が B 社会福祉法人の評議員となることはできない。

●問 16 A 社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でない B 法人の役員又は職員が就任することは可能か。

(答)1. 可能である。

2. ただし、A 社会福祉法人の評議員と B 法人の役員又は職員を兼務している者が、A 法人の評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

3. 社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について

○評議員の選任・解任の方法は、法人の定款で定めることとしており、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされている。定款で定める評議員の選任・解任の方法として、選任・解任委員会(法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関)を設置する場合の定款への記載を例示

4. 社会福祉法人における評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模について

○「評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模については、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人とする予定です(平成 28 年度以降のサービス活動収益の額は考慮しません。)」

5. 社会福祉法人制度改革における理事等の解任について

○理事等の選任・解任は、安定的な法人運営や利用者の処遇に及ぼす影響が大きいことから、評議員会による解任権が濫用されるようなことがあってはならない。

○法律では、評議員が自由に理事等を解任することを認めず、その解任事由を制限し、①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき、に限って、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができるとしている(社会福祉法第 45 条の 4 第 1 項)。

○所轄庁では、上記の趣旨を踏まえ、社会福祉法人における評議員会の適正な運営が確保されるよう指導監督するよう周知するもの。

6. 社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例(案)について

○各社会福祉法人における定款変更等の事前準備作業の参考として活用できるよう、社会福祉法人定款例(案)を示すもの。

➤ 2016.6.2 税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等：通知・発出

- ▶ 個人寄付者が一定の要件を満たした社会福祉法人(税額控除対象法人)に寄附金を支出した場合、当該寄附金について税額控除制度の適用(所得税額からの一定金額の控除)を受けることができる仕組みについて、平成28年4月1日の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行にともなう改定に係る通知が、厚生労働省から発出された。
- ▶ 税額控除対象法人の要件としては、「要件1…3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること(特例あり)」、「要件2…経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上であること」のいずれかを満たす必要がある。
- ▶ 要件1については、これまで実績判定期間内に、設置する保育所等の定員等の総数が5,000人未満の場合に特例が設けられていたところであるが、今般の改定により、社会福祉事業に係る費用の額の合計額が一億円に満たない法人における特例も設けられた。

* 社会保障審議会福祉部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>

* 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=350348>

* 社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について ※WAM ネット

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=3614&ct=060070190>

* 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会(平成28年7月8日開催) ※WAM ネット

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=3582&ct=060070060>

* 社会福祉法人制度改革の施行に向けて：事務連絡(平成28年6月20日分)

1. 社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)

<http://zseisaku.net/ActionReport/jimuren201606201.pdf>

2. 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについて

<http://zseisaku.net/ActionReport/jimuren201606202.pdf>

3. 社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について

<http://zseisaku.net/ActionReport/jimuren201606203.pdf>

4. 社会福祉法人における評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模について

<http://zseisaku.net/ActionReport/jimuren201606204.pdf>

5. 社会福祉法人制度改革における理事等の解任について

<http://zseisaku.net/ActionReport/jimuren201606205.pdf>

6. 社会福祉法人制度改革における社会福祉法人定款例(案)について

<http://zseisaku.net/ActionReport/jimuren201606206.pdf>

* 税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について ※厚生労働省 HP

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-jigyou/index.html

* 経営情報の公開への対応 ※全国社会福祉法人経営者協議会 HP

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

6. 高齢者

《直近の動向》

➤ 2016.8.19 社会保障審議会介護保険部会(第61回):利用者負担等

▶ 利用者負担、費用負担(総報酬割・調整交付金等)について議論した。

《論点》

1. 利用者負担

○高齢化の進展に伴い、40～64歳の第2号被保険者及び65歳以上の第1号被保険者の保険料水準の上昇が見込まれる中で、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、今後の介護保険制度の持続可能性を高める観点から、サービスを利用する方の負担のあり方についてどのように考えるか。

(利用者負担割合)

○利用者負担割合については、平成27年8月から一定以上所得者については2割負担を導入したところである。制度の施行状況や、医療保険における患者負担割合を踏まえ、こうした利用者負担割合のあり方についてどのように考えるか。

(高額介護サービス費)

○高額介護サービス費については、平成26年改正では基本的に据え置きとしつつ、2割負担の導入に伴い、特に所得の高い層のみ、上限の引上げを行ったところである。制度の施行状況や、医療保険における自己負担額の上限額を踏まえ、高額介護サービス費のあり方についてどのように考えるか。

(補足給付)

○経過的かつ低所得者対策としての性格をもつ補足給付に対して見直す点はあるか。

○特に平成25年の介護保険部会意見において引き続き検討することが必要とされた、不動産の勘案については、資産を預貯金の形でもつ方との公平性の観点や、地域的な格差、民間金融機関の参入の困難性、認知症の方への対応等様々な実務上の課題等を踏まえ、どのように考えるか。

2. 費用負担

(介護納付金)

○高齢化に伴い第2号被保険者の保険料負担が増大していく中で、以下の点を踏まえて、各被用者保険等保険者の負担する介護納付金について応能負担の必要性をどのように考えるか。

- ・「負担能力に応じて応分の負担を求める」という考え方が、現在の社会保障制度の基本的な路線となっていること
- ・介護保険制度の中でもこれまで第1号保険料や利用者負担において応能負担の要素を強めてきたこと
- ・今後労働力人口の減少が見込まれるとともに、女性の活躍が推進される中で、事業主にとっても介護離職を防止する介護サービスの充実は必要であること。また、一億総活躍の実現に向けて介護離職の防止が重要となっていること
- ・制度創設時に公平な仕組みとして被保険者数に応じた負担としていたこと
- ・費用負担者である第2号被保険者の納得感
- ・医療保険制度において平成27年度から順次、後期高齢者支援金の総報酬割が拡大されており、全面総報酬割が平成29年度から導入されることとの関係

○仮に、介護納付金に総報酬割を導入する場合、その具体的内容や、給付の適正化など現役世代の

負担を軽減していく取組についてどのように考えるか。

(調整交付金)

- 現行の年齢調整のままでは、財政調整機能が縮小することが予想されるが、年齢区分の見直しについて、年齢階級ごとの要介護認定率や執行事務における対応を踏まえてどのように考えるか。例えば、要介護認定率が50%を超える85歳以上の加入割合に着目し、①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上といった基準の区分の細分化により、調整機能を強化してはどうか。
- その際、現行の調整交付金の交付割合からの激変緩和についてどう考えるか。

➤ 2016.8.5 平成27年度「介護労働実態調査」の結果:公表

- ▶ 介護労働安定センターは、平成 27 年度に実施した「事業所における介護労働実態調査」、「介護労働者の就業実態と就業意識調査」の結果をとりまとめ、公表した。

《調査の概要》

1. 「事業所における介護労働実態調査」

(1) 調査対象

全国の介護保険サービスを実施する事業所から無作為抽出した 17,643 事業所を対象にアンケート調査を実施。有効回答は 9,005 事業所(有効回収率は 51.0%)

(2) 結果の概要 ※()内は前年度数値

① 従業員の過不足

- 介護サービスに従事する従業員の過不足状況を見ると、不足感(「大いに不足」+「不足」+「やや不足」)は 61.3%(59.3%)であった。「適当」が 38.2%(40.2%)であった。
- 不足している理由については、「採用が困難である」が 70.8%(72.2%)、「事業を拡大したいが人材が確保できない」が 20.3%(19.8%)、「離職率が高い」が 15.8%(17.0%)であった。
- 採用が困難である原因は、「賃金が低い」が 57.4%(61.3%)、「仕事がつい(身体的・精神的)」が 48.3%(49.3%)であった。

② 介護サービスを運営する上での問題点

- 全体では「今の介護報酬では人材の確保・定着のために十分な賃金を払えない」が 53.8%(49.8%)、「良質な人材の確保が難しい」が 53.6%(53.9%)であった。

③ 賃金

- 労働者の所定内賃金[月給の者]は 217,753 円(215,077 円)であった。
(注)労働者:事業所管理者(施設長)を除く。

④ 過去 3 年間に介護を理由に退職した従業員の有無

- 「介護を理由に退職した従業員はいた」が 23.5%であった。

⑤ 採用率・離職率

- 1 年間[平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日]の採用率の状況は 20.3%(20.6%)であった。また、離職率の状況は 16.5%(16.5%)であった。
- 採用率は平成 25 年度[21.7%]以降減少している。離職率は平成 20 年度以降 20%を下回り、ここ数年 16～17%で推移している。
- 職種・就業形態別の離職率について、訪問介護員では正規職[15.8%]が非正規職員[13.5%]より高い。介護職員については、非正規職員[21.7%]が正規職員[14.9%]より高い。

2. 「介護労働者の就業実態と就業意識調査」

(1) 調査対象

上記1-(1)の事業所の中で、1事業所あたり介護にかかわる労働者3人を上限に選出した52,929人に対し、調査票を配布してアンケート調査を実施。有効回答は21,848人(有効回収率41.3%)

(2) 結果の概要 ※()内は前年度数値

① 仕事を選んだ理由

○「働きがいのある仕事だと思ったから」が52.2%(52.6%)であった。

② 労働条件等の不満

○「人手が足りない」が50.9%(48.3%)、「仕事内容のわりに賃金が低い」が42.3%(42.3%)、「有給休暇が取りにくい」が34.6%(34.9%)であった。

③ 仕事・勤務先に関する希望

○仕事(職種)に関する希望は、「今の仕事を続けたい」が65.5%、「わからない」が15.3%、「働きたくない」が2.8%であった。

○勤務先に関する希望は、「今の勤務先で働き続けたい」が57.5%、「わからない」が22.6%、「働きたくない」が2.4%であった。

* 社会保障審議会介護保険部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126734>

* 平成 27 年度「介護労働実態調査」の結果 ※介護労働安定センターHP

http://www.kaigo-center.or.jp/report/h27_chousa_01.html

7. 障害者

《直近の動向》

➤ 2016.8.19 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム

- ▶ 相模原市の障害者支援施設での殺傷事件(平成 28 年 7 月 26 日)が発生し、「障害者施設における殺傷事件への対応に関する関係閣僚会議」(同 8 月 8 日)が設置され、厚生労働大臣を中心に関係閣僚が協力して、様々な観点から必要な対策を早急に検討することとされた。
- ▶ 厚生労働省は、当該事件の検証と再発防止策等を検討するための検討チームを設置・開催した。
- ▶ 平成 28 年秋頃の再発防止対策のとりまとめに向けて検討が進められる。

《概要》

【検討経過】

- 第 1 回(8 月 10 日):検討会の開催、論点、当面のスケジュール 等
- 第 2 回(8 月 19 日):意見交換 等

【検討課題】

:検証・検討に当たって想定される論点(案)

1. 福祉施設における防犯対策について

- ・「地域に開かれた施設」と両立する防犯対策のあり方について

2. 精神保健福祉法の措置入院に係る手続について

- ・緊急措置入院の判断について、措置入院の判断について、措置解除の判断について

3. 退院後のフォローアップについて

- ・退院後の継続的な医療のあり方について、自治体や地域コミュニティとの連携等について

4. 警察等の関係機関との情報共有のあり方について

➤ 2016.7.27 平成 27 年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果:公表

- ▶ 厚生労働省は、障害者虐待防止法にもとづき、障害者を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の状況や虐待を行った使用者に対して講じた措置などについて、平成 27 年度の状況をとりまとめ、公表した。
- ▶ 平成 27 年度においては、通報・届出件数、虐待が認められた件数ともに平成 26 年度より増加している。

《概要》

- 通報・届出のあった事業所は、1,325 事業所で前年度より 34.5%増加※1
- 通報・届出の対象となった障害者も、1,926 人で前年度より 50.9%増加※1
- 使用者による障害者虐待が認められた事業所は、507 事業所※2 で前年度より 69.6%増加※1
- 虐待が認められた障害者は 970 人で前年度より 100.8%増加※1
- 虐待種別は、身体的虐待 73 人、性的虐待 10 人、心理的虐待 75 人、放置等による虐待 15 人、経済的虐待 855 人※3
- 障害種別を問わず、経済的虐待が認められた障害者が最も多い。経済的虐待を受けた障害者の中でも、知的障害者が 493 人であり、他の障害種別の障害者と比べて最も多い。
- 事業所の業種は、製造業が 192 件(37.9%)と最も多く、続いて、医療、福祉業が 106 件(20.9%)、

卸売業、小売業が 49 件(9.7%)と多くなっている

○小規模事業所での虐待が多い。5～29 人規模で 269 事業所(53.1%)と最も多く、続いて、5 人未満の規模で 81 事業所(16.0%)、30～49 人規模で 77 事業所(15.2%)と多くなっており、50 人未満の規模で 427 事業所と全体の 84.2%※を占めている。

○小規模事業所での経済的虐待が多く、5～29 人の規模においては 223 事業所で経済的虐待が認められた。また、パート等で就労する障害者への経済的虐待が最多である。

○虐待を行った使用者は 519 人。使用者の内訳は、事業主 450 人、所属の上司 48 人、所属以外の上司 2 人、その他 19 人。使用者による障害者虐待が認められた場合に労働局がとった措置は 978 件※4

[内訳]

①労働基準関係法令に基づく指導等 875 件(89.5%)

(うち最低賃金法関係 596 件(60.9%))

②障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 79 件(8.1%)

③男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 10 件(1.0%)

④個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 14 件(1.4%)

※1 平成27年度から件数の計上方法を変更したことが、増加の主な要因となっている

：平成27年度からは、賃金不払事案の労働者の中に、障害者と障害者以外の労働者が含まれている事案についても、障害者に対する賃金不払いを経済的虐待として計上

※2 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、複数計上している。

※3 被虐待者の虐待種別については、重複しているものがある。

※4 措置の件数は、1つの事業所で虐待を受けた障害者に対してとった措置が複数あるものは複数計上している。

➤ 2016.7.21 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

- ▶ 厚生労働省は、改正精神保健福祉法の附則における施行後 3 年(平成 29 年 4 月)の検討・措置規定とともに、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(平成 26 年 7 月、以下「方向性」)を踏まえた精神科医療の在り方の更なる検討を行うため検討会を設置・開催している。
- ▶ 検討事項としては、改正精神保健福祉法の附則に盛り込まれている、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置のあり方と精神科病院に係る入院中の処遇等とともに、「方向性」を踏まえた精神科医療のあり方を含め、精神保健医療福祉のあり方が掲げられている。
- ▶ 検討会のもとに、①医療保護入院等のあり方分科会、②新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会を設置して議論を進め、分科会における議論の整理を経て、平成 28 年夏頃を目処に意見のとりまとめを行う予定である。

≪検討経過≫

【これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会】

第 1 回(1 月 7 日):検討会の設置、検討事項について協議。分科会の設置を確認

第 2 回(2 月 25 日):関係者ヒアリング

【医療保護入院等のあり方分科会】

第 1 回(3 月 11 日):分科会の検討事項及び検討課題の現状等を確認。「医療保護入院における移送及び入院の手続等の在り方」及び「医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方」について議論

第 2 回(4 月 28 日):「入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」について議論

第 3 回(6 月 29 日):「医療保護入院のあり方」について議論

第 4 回(7 月 21 日):今後議論すべき論点

1. 医療保護入院制度についてどのように考えるか
2. 医療保護入院の同意のあり方についてどのように考えるか
3. 医療保護入院の必要性・妥当性をどのように審査すべきか
4. 移送を含む医療へのアクセスを確保するための手段について、どのように考えるか
5. 入院中の患者の意思決定支援について、いわゆる「代弁者」のあり方も含めどのように考えるか

【新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会】

第 1 回(3 月 29 日):分科会の検討事項及び検討課題の現状等を確認。「精神病床のさらなる機能分化」、「精神障害者を地域で支える医療の在り方」及び「多様な精神疾患等に対応できる医療体制の在り方」について議論

第 2 回(4 月 22 日):関係者ヒアリング

第 3 回(5 月 27 日): //

第 4 回(6 月 29 日): //

第 5 回(7 月 15 日):今後議論すべき論点

1. 精神障害者を地域で支える医療の在り方について
 - デイケア・訪問看護・アウトリーチ等の医療機能の在り方についてどのように考えるか
2. 多様な精神疾患等に対応できる医療体制の在り方について
 - 多様な精神疾患・患者像への医療の提供についてどのように考えるか
3. 精神病床のさらなる機能分化について
 - ①精神病床の将来推計及び目標値についてどのように考えるか
 - ②「重度かつ慢性」に関する調査結果とその活用についてどのように考えるか

➤ 2016.7.5 平成 27 年度「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の結果:公表

- ▶ 厚生労働省は、次期報酬改定(平成 30 年度)に向け、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて検討がなされた事項や、平成 27 年度報酬改定の効果検証に必要な事項について実施した調査結果をとりまとめ、公表した。
- ▶ 居宅介護、生活介護、短期入所、障害者支援施設、地域相談支援、障害児支援について、それぞれの利用者の状況(障害種類、障害支援区分)、サービス提供内容や時間・延べ回数、各種加算の算定状況等を調査し、結果を集計している。
 1. 居宅介護事業所の実態把握及び効率的、効果的なサービス提供のための調査
 2. 生活介護のあり方及び質の評価に関する実態調査
 3. 短期入所のあり方に関する実態調査
 4. 障害者支援施設のあり方に関する実態調査
 5. 地域相談支援利用状況調査
 6. 障害児支援の支援内容及び質の評価に関する実態調査:児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所施設の各調査

➤ 2016.7.5 障害者権利条約「第 1 回政府報告」

- ▶ 障害者権利条約の第 1 回政府報告が国連・障害者の権利に関する委員会に提出された後、外務

所ホームページに掲載された。

- ▶ 政府報告は、障害者権利条約の規定に基づき、内閣府障害者政策委員会における障害者基本計画の実施状況の監視の議論も踏まえ、関係省庁が作成したものである。
- ▶ 障害者政策委員会では、障害者施策における重点的な課題として、成年後見制度も含めた意思決定支援、精神障害者・医療的ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援、インクルーシブ教育システム、雇用、情報アクセシビリティについて、分野横断的な課題として、障害のある女性、障害者に関する統計について、重点的に検討し、これらを踏まえた内容も盛り込まれている。
- ▶ 報告では「日本政府としては、条約の実施については不断の努力が必要であるとの認識であり、障害当事者・関係者の方からの意見を求めながら、今後政策を実施していきたい。課題としては、データ・統計の充実が挙げられ、特に性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類された、条約上の各権利の実現に関するデータにつき、より障害当事者・関係者の方のニーズを踏まえた収集が求められていると考えられるので、次回報告提出までの間に改善に努めたい」としている。

* 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=373375>

* 平成27年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000131348.html>

* これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=321418>

* 平成27年度「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」の結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000127825.html>

* 障害者権利条約「第1回政府報告」 ※外務省HP

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

8. 子ども・家庭福祉

《直近の動向》

➤ 2016.8.8 保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ

- ▶ 厚生労働省は、保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会を設置した(第1回会議は、平成27年12月4日開催)。
- ▶ 平成20年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化(子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等)や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進める。今後、月1回程度開催することとし、検討期間は概ね1年程度が予定されている。
- ▶ 8月2日開催の第8回会議において「中間とりまとめ(案)」を議論し、修正意見を反映した上で「中間とりまとめ」を公表した。
- ▶ 今後、更に内容の充実が必要な点などについて検討を進め、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の検討の状況も踏まえつつ、本年末を目途に、最終的な報告をとりまとめる。その後、平成28年度内に大臣告示、1年間の周知期間において、平成30年度から施行予定である。

《中間とりまとめ・概要》

背景(保育をめぐる近年の状況)

○現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)
- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加(1・2歳児保育所等利用率27.6%(H20)→38.1%(H27))
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加(42,664件(H20)→88,931件(H26))等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1)乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。(発達の特性と合わせて保育内容を記載、養護の理念を総則で重点的に記載)

(2)保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時まで育ててほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

(3)子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

(4)保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する

支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

(5)職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

第1章 総則	①保育の基本及び目標、②養護の理念、③保育の計画及び評価
第2章 保育の内容	①乳児保育に関わるねらい及び内容、②1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容、③3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容(5領域)、④幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、⑤保育の実施上の配慮事項
第3章 健康及び安全	①子どもの健康支援、②環境及び衛生管理並びに安全管理、③食育の推進、④災害への備え
第4章 子育て支援	①子育て支援の基本、②保護者に対する子育て支援、③地域における子育て支援
第5章 職員の資質向上	①職員の資質向上に関する基本、②施設長の責務、③職員の研修等、④実施体制等

3. その他の課題

(1)小規模保育、家庭的保育等への対応

保育指針が準用されることを想定して、記載を工夫。

(2)周知に向けた取組

保育指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を作成。

(3)保育の質の向上に向けて

改定が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながることが重要。

《議論の経過》

- 第2回(1月7日)…乳児保育、3歳未満児の保育について
- 第3回(2月16日)…健康及び安全等について
- 第4回(3月29日)…保護者支援、職員の資質の向上についての協議とともに、関係団体のヒアリングを実施
- 第5回(4月27日)…3歳以上児の保育、全体の構成、総則について
- 第6回(5月10日)…関係団体ヒアリングとともに、中間まとめの構成(案)
- 第7回(5月31日)…中間まとめ骨子(たたき台)について
- 第8回(8月2日)…中間まとめ(案)について

《検討課題(例):第1回検討会の資料より抜粋》

- 子ども・子育て支援新制度の施行等に伴う、保育をめぐる環境の変化(利用児童数の増加、小規模保育等の多様な保育機会の充実等)を踏まえ、全般的にどのような見直しを行うか。
- 乳児保育、3歳未満児保育に関して、この時期の発達の特性を踏まえつつ、どのように内容を充実するか。
- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた保育の在り方の検討と、目標に向けた保育課程、指導計画、自己評価をどのように確立するか。

- 養護、健康及び安全に関して、どのように記載を整理し、内容を充実するか。
- 虐待防止に関する内容を含め、保護者支援に関する内容をどのように充実するか。

➤ 2016.8.8 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催

- ▶ 厚生労働省は、児童福祉法の改正(平成 28 年 5 月 27 日)等を踏まえ、新たな社会的養育のあり方、児童相談所等の専門性の強化、市区町村の支援業務のあり方、児童虐待対応における司法関与と特別養子縁組制度の利用促進のあり方等の検討を行うための検討会を設置・開催した。

≪概要≫

1. 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

(1)趣旨

- 改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育の在り方の検討を行うこととし、併せて、これを踏まえ「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)を全面的に見直す。

(2)主な検討事項

- 次に掲げる事項を含め、社会的養育の在るべき姿を検討。「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示す。
 - ①改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
 - ②改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
 - ③②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
 - ④里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
 - ⑤②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
 - ⑥児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる 18 歳以上(年齢延長の場合は 20 歳)の者に対する支援の在り方

(3)議論の経過

- 第 1 回(7 月 29 日)…改正法施行のロードマップと進捗の確認、「社会的養育」の議論のポイント等

2. 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

(1)趣旨

- 改正児童福祉法では児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずることとされており、また、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討し、必要な措置を講ずることとされている。同様の内容が「ニッポン一億総活躍プラン」においても位置付けられている。これらを踏まえ、各事項について調査・検討を行うため開催する。

(2)主な検討事項

- ①要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方
- ②児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方

(3)議論の経過

○第1回(7月25日)…検討会の開催について、意見交換

3. 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

(1)趣旨

○改正児童福祉法を踏まえ、児童福祉司等に義務付ける研修の内容・実施体制等について構築するためのワーキンググループを開催し、国の基準に適合する実際の研修のガイドライン、カリキュラム等を定め、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行う。

(2)主な検討事項

①平成29年4月1日の改正法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項

◇地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証

◇以下の者が受講する研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等※

・スーパーバイザーを含む児童福祉司

・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者

・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職

※研修科目・時間(講義・実習)、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定

②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項

◇児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等)に向けた更なる方策

◇児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策(専門性を担保するための資格に関する検討を含む)

◇研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

(3)議論の経過

○第1回(7月29日)…ワーキンググループの開催について、意見交換

4. 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

(1)趣旨

○改正児童福祉法では、基礎的な地方公共団体である市区町村の責務として、身近な場所における支援業務を適切に行うことが明示され、施設入所等に至らなかった児童への在宅支援を中心とした、身近な場所で児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされている。改正児童福祉法を踏まえた市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討を行う。

(2)主な検討事項

①市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策

②市区町村が虐待対応の具体的な支援業務(要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等)を適切に行うために必要な支援方策(ガイドライン)や専門人材の養成及び確保方策

③要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化

④市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方

(3)議論の経過

○第1回(8月8日)…ワーキンググループの開催について、意見交換

➤ 2016.8.4 平成27年度「児童相談所での児童虐待相談対応件数」:公表

- ▶ 厚生労働省は、平成27年度中に、全国208か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数の速報値を公表した。
- ▶ 平成27年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った**相談対応件数は、103,260件(速報値)、平成26年度比で116.1%(14,329件の増加)であり、これまでで最大の件数**となっている。

≪概要・主な増加要因≫

○心理的虐待が増加。

○心理的虐待が増加した要因の一つに考えられることとして、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案(面前DV)について、警察からの通告が増加。

・心理的虐待:平成26年度:38,775件→平成27年度:48,693件(+9,918件)

・警察からの通告:平成26年度:29,172件→平成27年度:38,522件(+9,350件)

○児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化(189)の広報や、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告の増加。

➤ 2016.8.2 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会(第3回)

- ▶ 内閣府は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂等のための検討の開始にともない、両者との内容の整合性を図る観点から、教育・保育要領の改訂検討を行うための検討会を設置・開催している。
- ▶ 中央教育審議会及び社会保障審議会における教育及び保育に関する審議と整合性をとりつつ、現行の教育・保育要領の改訂すべき事項等を明らかにすること検討事項としている。検討会の意見を踏まえ、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の3府省により、新たな教育・保育要領に向けた改訂作業が進められる。平成28年10月初旬までに検討会としてのとりまとめを行う予定である。
- ▶ 第3回では、在園時間が異なる多様な園児がいることへの配慮、2歳児から3歳児への移行にあたっての配慮、子育ての支援等について議論した。

≪議論の経過≫

○第1回(6月6日)…検討会の開催、今後のスケジュール等について

○第2回(7月6日)…認定こども園関係の委員からのヒアリング

≪検討課題(例):第1回資料より抜粋≫

○現在、検討が進められている幼稚園教育要領及び保育所保育指針の見直しの議論等との整合性を図りながら、以下の点を中心に幼保連携型認定こども園ならではの教育及び保育の在り方及び特に配慮すべき事項等について検討する。

・ 在園時間や日数等の異なる、多様な園児がいることへの配慮や、園児一人一人の状況に応じた

教育及び保育の在り方について。

- ・ 一日の生活リズムの多様性を配慮し、それを生かした、幼保連携型認定こども園ならではの生活をつくっていくための全体的な計画の作成等について。

○幼保連携型認定こども園ならではの保護者に対する子育ての支援及び地域の子育て支援をどのように充実させるか。また、教育及び保育の中にどのように取り込み、生かしていくか。 等

➤ 2016.8.1 子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況：公表

▶ 内閣府は、「子どもの貧困対策推進法」にもとづき、平成 27 年度の子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況を公表した。

≪子供の貧困の状況・概要≫

指標		大綱掲載時	直近値 大綱掲載時からの増減		全世帯の数値 (直近値)
子供の貧困率		16.3%	同左	→	16.1%
子供がいる現役世代のうち大人が一人の貧困率		54.6%	同左	→	16.1%
生活保護世帯に属する子供					
高等学校等進学率	全体	90.8%	92.8%	↑	98.8%
高等学校等中退率	—	5.3%	4.5%	↓	1.5%
大学等進学率	全体	32.9%	33.4	↑	73.2%
就職率	中学卒業後	2.5%	1.7%	↓	0.3%
	高等学校等卒業後	46.1%	45.5%	↓	18.2%
児童養護施設の子供					
進学率	中学卒業後	96.6%	97.0%	↑	98.8%
	高等学校卒業後	22.6%	23.3%	↑	73.2%
	(大学等)	12.3%	11.1%	↓	51.8%
	(専修学校等)	10.3%	12.2%	↑	21.4%
就職率	中学卒業後	2.1%	1.8%	↓	0.3%
	高等学校卒業後	69.8%	70.4%	↑	18.2%
ひとり親家庭					
子供の就園率	(保育所・幼稚園)	72.3%	同左	→	56.3%
子供の進学率	中学卒業後	93.9%	同左	→	98.8%
	高等学校卒業後	41.6%	同左	→	73.2%
子供の就職率	中学卒業後	0.8%	同左	→	0.3%
	高等学校卒業後	33.0%	同左	→	18.2%
親の就業率	母子家庭	80.6%	同左	→	64.4%
	父子家庭	91.3%	同左	→	81.6%
スクールソーシャルワーカー(①)、スクールカウンセラー(②)					
①の配置人数	—	1008 人	1186 人	↑	—
①の配置割合	小学校	37.6%	56.9%	↑	—
②の配置割合	中学校	82.4%	87.1%	↑	—
就学援助制度に関する周知状況(市町村の割合)					

制度の書類の配布	毎年度進級時	61.9%	67.5%	↑	—
制度の書類の配付	入学時	61.0%	66.6%	↑	—

➤ 2016.7.28 子ども・子育て会議(第28回)・同基準検討部会(第31回)合同会議

- ▶ 子ども・子育て支援法の改正及び基本指針の改正案について議論した。
- ▶ 子ども・子育て支援法の改正により仕事・子育て両立支援事業の創設等、企業主導型保育事業を拡充することにもない、同法にもとづく基本方針の改定案が示された。改定案では、仕事・子育て両立支援事業を追加することのほか、制度全体に関する基本的事項の追加として、保育の質の確保、保護者及び利便性への配慮、小規模保育事業や事業所内保育事業の保育の質を維持するための仕組み、死亡事故などの重大事項の防止等に係る取組などがある。
- ▶ 子ども・子育て支援新制度の状況について、地域子ども・子育て支援事業、認定こども園、地域型保育事業の実施状況とともに、平成28年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果などをもとに協議した。
- ▶ また、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行うたの「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」(平成28年4月設置)の開催について報告された。

➤ 2016.7.28 「『保活』の実態に関する調査」の結果:公表

- ▶ 厚生労働省は、5月20日に中間的に公表した「『保活』の実態に関する調査」の最終版となる結果を公表した。
- ▶ 本調査は、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」(平成28年3月28日)に基づき、いわゆる「保活」(子どもを認可保育園等に入れるために保護者が行う活動)の実態を把握するために実施したものである。
- ▶ なお、調査に先立って実施した「『保活』についてのご意見」、「保育制度全般の改善についてのご意見」の募集結果についてもあわせて公表されている。

≪調査の概要≫

- 調査の目的…いわゆる「保活」(子どもを認可保育園等に入れるために保護者が行う活動)について実態を把握し、待機児童の解消や今後の保育の施策の検討に活用する。
- 調査実施時期…平成28年4月11日(月)から5月31日(火)まで
- 調査対象…政令指定都市及び平成27年4月1日現在で待機児童が50人以上いる市区町村において、平成28年4月からの認可保育園等の利用開始に向けて保活を行った保護者の方。
- 調査方法…市区町村等を経由して保活を行った保護者の方(保育施設の利用者等)に周知を行い、厚生労働省ホームページにおいてアンケート調査を実施。
- 有効回答数:5,512件[平成28年4月11日(月)(調査開始日)～5月31日(火)の回答数]

≪結果の概要≫

- 「保活」を開始した時期は、出産後6か月以降とした人が1,266人(23.0%)と最も多く、次いで、出産後6か月未満の人が1,219人(22.1%)と多い。
- また、妊娠中・妊娠前に「保活」を開始した人も、それぞれ一定数存在。(妊娠中854人(15.5%)、妊娠前227人(4.1%))
- 「保活」の対象となった子どもに就学前の兄弟姉妹がいる家庭について、「同じ認可保育園等を利用し

ている」家庭が 920 人(全体の 16.7%)と最も多い。

○「保活」の結果、希望どおりの保育施設を利用できた人は全体の 56.8%(3,130 人)。

○希望どおりでないが、認可保育園等を利用できた人は 25.7%(1,417 人)、認可外の保育施設を利用できた人は 10.7%(592 人)で、あわせて 36.4%(2,009 人)。

○保育施設等を利用できなかった人は全体の 4.6%(251 人)。

※希望どおりの保育施設を利用できた人(3,130 人)のうち、3,003 人(95.9%)が認可保育園等を利用

○「保活」の結果、保育施設を利用することができた人(5,139 人)のうち、86.0%(4,420 人)は認可保育園等に入所している。

○「保活」の結果別に見ると、希望どおりの保育施設を利用できた人も含め、多くの人が「保活」に対して苦勞・負担を感じている。特に、保育施設を利用できなかった人、希望以外の保育施設を利用することとなった人は、より多くの苦勞・負担を感じている。

○「保活」で保護者が苦勞や負担を感じた点については、全体では「市役所などに何度も足を運ばなければならなかった」との回答が 2,265 人と最も多く、「情報の収集方法が分からなかった」も 1,922 人と多い。

○苦勞や負担を感じた度合別に見ると、「とても感じた」保護者では、「市役所などに何度も足を運ばなければならなかった(1,183 人)」、「情報の収集方法が分からなかった(831 人)」、「いったん、認可外保育施設、自治体単体の保育施設などに預ける必要があった(815 人)」との回答が多い。

○「保活」に対する苦勞や負担感を減らすために市区町村において必要な支援については、全体及び苦勞や負担を感じた度合別のいずれも、「保活に関する情報をより多く提供する」との回答が最も多い。次いで、「初期の段階から支援をする」、「平日の夜間や土日の対応など、支援の時間帯・曜日を拡大する」との回答が多い。

○保育施設を利用することができなかった理由として、「申込者数が多く、どこの保育施設もいっぱいだった(202 人)」との回答が特に多い。また、認可保育園等以外は保育の質に不安がある(62 人)、保育料が高額(59 人)、場所が希望に合わなかった(46 人)との回答も一定数存在。

○保育施設を利用できなかった場合の対応として、「育休を延長」との回答が 97 人(38.6%)と最も多い。また、「一時預かりやベビーシッターなどを利用」(33 人/13.1%)、「職場復帰をあきらめ、育児に専念」(20 人/8.0%)との回答も多い。

➤ 2016.7.14 子供の貧困対策に関する有識者会議(第 1 回):今後の進め方等

- ▶ 子どもの貧困対策推進法にもとづく子どもの貧困対策に関する大綱に掲げられている施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策についての検討を行うための仕組みとされる子供の貧困対策に関する有識者会議が開催された。会議の設置については、平成 27 年 8 月の子どもの貧困対策会議において決定された。
- ▶ 子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況、子供の貧困対策関連予算(平成 28 年度等)、今後の進め方について議論した。
- ▶ 今後、平成 31 年度の子供の貧困対策に関する大綱の見直しに向けて、直近の指標の値や子供の貧困を把握する新たな指標に関する調査研究などを踏まえながら、子供の貧困の現状と把握方法等に関する議論が進められる予定である。

* 社会保障審議会児童部会保育専門委員会／保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=314168>

* 新たな社会的養護の在り方に関する検討会等

○新たな社会的養護の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=370523>

○児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=368216>

○子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=371970>

○市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=371971>

*平成27年度「児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000132381.html>

*幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kentoukai.html>

*子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/index.html>

*子ども・子育て会議

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/>

*「保活」の実態に関する調査の結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126129.html>

*子どもの貧困対策に関する有識者会議

http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/k_1/gijishidai.html

9. 生活困窮・生活保護

《直近の動向》

➤ 2016.8.4 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果(平成 28 年 6 月)

▶ 厚生労働省は、全国の支援状況調査の集計結果(平成 28 年 6 月分)を公表した。

	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④) (⑤+⑥)/③
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑤)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑥)		
都道府県 (管内市区町村含む)	11,375	13.8	2,809	3.4	1,648	2.0	1,402	904	475	304	73%
指定都市	5,182	19.0	2,095	7.7	674	2.5	510	392	82	64	68%
中核市	2,741	14.6	707	3.8	363	1.9	322	240	66	46	79%
合計	19,298	15.0	5,611	4.4	2,685	2.1	2,234	1,536	623	414	73%

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

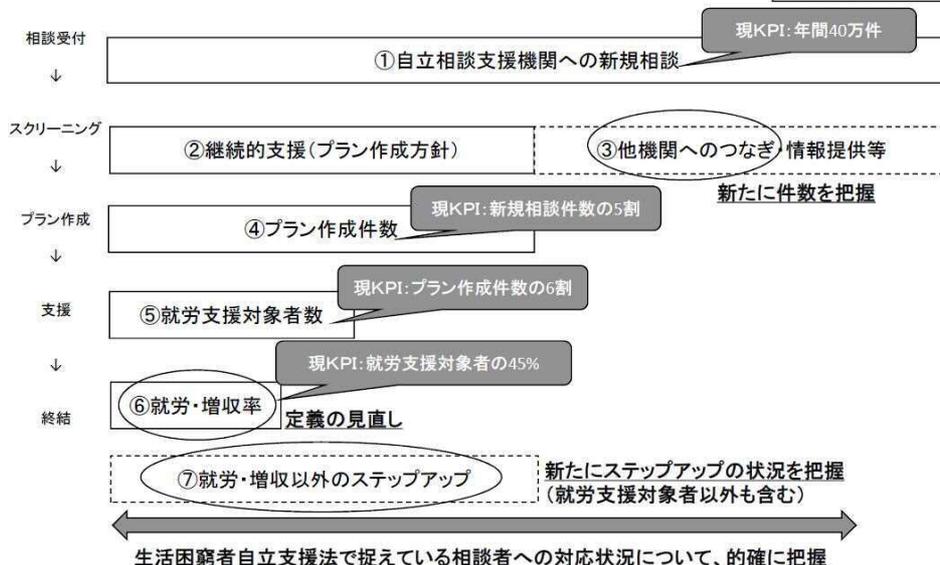
各月における支援状況

	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④) (⑤+⑥)/③
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑤)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑥)		
4月分	17,858	13.9	5,014	3.9	2,414	1.9	2,049	1,363	516	350	71%
5月分	18,744	14.6	5,335	4.2	2,512	2.0	2,001	1,344	561	349	67%
6月分(再掲)	19,298	15.0	5,611	4.4	2,685	2.1	2,234	1,536	623	414	73%
合計	55,900	14.5	15,960	4.1	7,611	2.0	6,284	4,243	1,700	1,113	70%

《参考》

生活困窮者自立支援制度における 新たな評価指標の着眼点

平成28年3月3日
平成27年度社会・援護局
関係主管課長会議
資料4 追加配布資料



➤ 2016.8.3 生活保護の被保護者調査(平成 28 年 5 月分概数)の結果:公表

▶ 厚生労働省は、平成 28 年 5 月分の被保護者調査(概数)の結果をとりまとめ、公表した。

≪概要≫

○被保護実人員は 2,148,282 人となり、前月より 2,595 人減少した。また、対前年同月と比べると、13,160 人減少。

○保護率(人口百人当)は、1.69%となった。

○被保護世帯は 1,633,401 世帯となり、前月より 1,130 世帯増加した。また、対前年同月と比べると、10,876 世帯増加。これを世帯類型別にみると、対前月対前年同月ともに、高齢者世帯(特に単身世帯)の数は増加し、高齢者世帯を除く世帯の数は減少した。

○高齢者世帯は 831,568 世帯(51.2%)となり、対前年同月差で 37,910 世帯増加し、同伸び率は 4.8%となった。なお、高齢者世帯の内訳は、単身世帯が 752,842 世帯(46.3%)、2 人以上世帯が 78,726 世帯(4.8%)となっている。

➤ 2016.7.15 社会保障審議会生活保護基準部会(第 24 回):保護基準の検証等

▶ 生活扶助基準の 5 年に一度の検証(次回:平成 29 年)に向けた検討を開始した。なお、平成 27 年の骨太の方針において、平成 29 年の生活扶助基準の検証に合わせ、制度全般についても見直しの検討をするよう指摘されていることも踏まえた検討が進められている。

▶ 生活扶助基準のあり方については、平成 29 年 12 月の報告書のとりまとめに向け、平成 28 年末までに各課題の検証手法について議論し、その後データ分析や消費関連データ等の分析に基づく検証の実施と見直しの方向性が議論される。

▶ また、平成 30 年度に向けて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正を平成 29 年度に検討する予定である。

▶ 第 24 回では、生活扶助基準の検証手法及び今後の検証手法の開発に向けた検討や基準見直しの影響の検証方法について議論した。

▶ 生活保護基準の検証について、一般国民の消費水準との比較における所得分位、多様な世帯類型の消費特性を踏まえるうえでの比較方法、生活扶助基準の新たな検証手法の検討の進め方などが論点とされた。

▶ 生活扶助基準については、生活保護法により保障される「最低限度の生活」の水準の考え方について中長期的に検討を行っていくため、調査研究事業を行うこと、また、その際には最低生活に必要なものの内容及びその水準、また、収入の制約による消費への影響の考慮方法等が論点とされた。

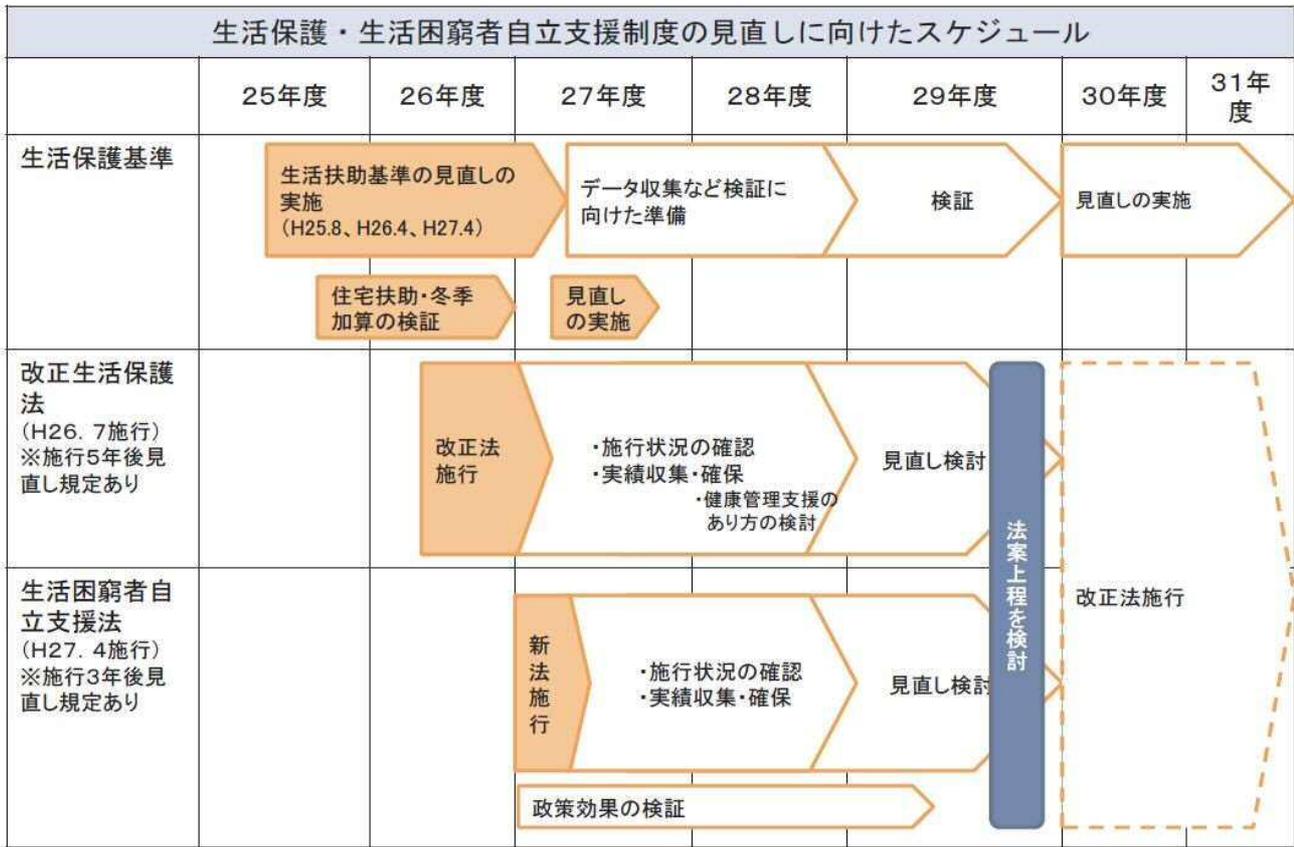
≪議論の経過≫

○第 23 回(5 月 27 日)…生活保護基準の検証課題と今後の議論の進め方、スケジュール等について

≪平成 29 年検証における検討課題・案 ※第 23 回資料より抜粋≫

- 1 生活扶助基準の水準の検証手法及び今後の検証手法の開発に向けた検討
- 2 子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証
- 3 就労・自立インセンティブの強化を踏まえた勤労控除等の見直し効果の検証
- 4 級地区分の在り方の検討
- 5 その他の扶助・加算における検証に必要なデータの収集・整理及び検証手法の開発に向けた検討
- 6 基準見直しによる影響の検証

(参考) 今後の生活保護基準・制度の見直しについて



➤ 2016.7.15 平成28年度「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」の結果:公表

- ▶ 厚生労働省は、平成28年の「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」の結果をとりまとめ、公表した。
- ▶ 本調査は、全国の福祉事務所設置自治体における事業実施状況を国において把握し、その調査結果を自治体へ提供することにより各自治体における取組の推進に資することを目的とするものである。主な調査内容は、①自治体の基礎データ、②法に規定する事業の実施状況、③自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業における支援員の配置状況である。

◀ 概要 ▶

1 任意事業の実施状況

○平成28年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、大幅に増加

- ①就労準備支援事業 253自治体 ⇒ 355自治体(41%増)
- ②家計相談支援事業 205自治体 ⇒ 304自治体(48%増)
- ③一時生活支援事業 172自治体 ⇒ 236自治体(37%増)
- ④子どもの学習支援事業 300自治体 ⇒ 423自治体(41%増)

○任意事業の実施割合(実施予定を含む)は、就労準備支援事業は39%、家計相談支援事業は34%、一時生活支援事業は26%、子どもの学習支援事業は47%

2-1 各事業の実施状況【自立相談支援事業】

○自立相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて61.0%の自治体が委託によ

り実施している。委託先は社会福祉協議会が 79.2%と最も多く、次いでNPO法人(14.3%)や社会福祉法人(社協以外)(8.4%)

○事業の実施場所については役所・役場内が 56.2%、委託先施設内が 37.4%

○約半数(47.7%)の自治体が被保護者就労支援事業と一体的に実施

2-2 各事業の実施状況【就労準備支援事業】

○事業の実施場所については委託先施設内が約 6 割(56.3%)

○運営方法については、直営方式との併用を含めて 91.6%の自治体が委託により実施

○委託先は NPO 法人(31.4%)が最も多く、次いで社会福祉協議会(24.3%)

2-3 各事業の実施状況【家計相談支援事業】

○運営方法については、直営方式との併用を含めて 87.8%の自治体が委託により実施

○委託先は社会福祉協議会が 68.9%と最も多い

○事業の実施場所については委託先施設内(51.0%)が最も多く、次いで役所・役場内(28.0%)

2-4 各事業の実施状況【一時生活支援事業】

○運営方法については、直営方式との併用を併せると 61.9%の自治体が委託により実施

○委託先は社会福祉法人(社協以外)(34.9%)が最も多く、次いでNPO法人(30.8%)

○事業の実施場所については民間物件を賃貸(30.9%)が最も多く、次いで委託先施設内(30.1%)

2-5 各事業の実施状況【子どもの学習支援事業】

○運営方法については、直営方式との併用を併せると 74.2%の自治体が委託により実施

○事業内容については、学習支援の他、居場所の提供型(75.2%)と進路相談支援型(69.3%)が主

○支援対象は生活保護世帯(91.7%)が最も多く、次いで就学援助受給世帯とひとり親世帯が約 6 割

3-1 支援員の配置状況【自立相談支援事業】

○事業従事者数は、実人数で約 4,400 人

○職種別では、相談支援員が約 2,600 人と最も多い

○兼務の状況では、生活困窮者自立支援制度関連事業以外の事業を兼務している割合(45.6%)が最も高い。各種任意事業の中では、被保護者就労支援事業と兼務している割合(22.2%)が高い

○支援員の体制は、人口に比例して配置数が増えている

○保有資格について、3 職種とも「社会福祉士」「社会福祉主事」の保有割合が高い。また、就労支援員は他職種に比べて、「キャリアコンサルタント」や「産業カウンセラー」の割合が高い

3-2 支援員の配置状況【就労準備支援事業】

○事業従事者数は、実人数で約 1,000 人

○就労準備支援担当者のうち、専任は 28.6%

○兼務の状況では、被保護者就労準備支援事業を兼務している割合(42.2%)が最も高く、次いで、「左記以外の事業(33.5%)」「自立相談支援事業」(31.8%)

○支援員の体制は、人口に比例して配置数が増えている。

○保有資格について、就労準備支援担当者では「キャリアコンサルタント」「社会福祉士」の保有割合が高い一方で、その他職種(事務員等)では「介護福祉士」「保健師」「産業カウンセラー」の保有割合が高い

3-3 支援員の配置状況【家計相談支援事業】

- 家計相談支援事業における事業従事者数は、実人数で約 630 人
- 家計相談支援員のうち、専任は 25.8%
- 兼務の状況では、自立相談支援事業と兼務している割合(80.8%)が最も高く、次いで、「左記以外の事業(43.0%)」「就労準備支援事業(26.0%)」
- 支援員の体制は、人口に比例して配置数が増えている。
- 保有資格について、家計相談支援員では「社会福祉士」「社会福祉主事」「ファイナンシャルプランナー」の保有割合が高い一方で、その他職種(事務員等)では「ファイナンシャルプランナー」「社会保険労務士」「産業カウンセラー」の保有割合が高い

* 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html>

* 生活保護の被保護者調査

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/74-16b.html>

* 社会保障審議会生活保護基準部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126702>

* 平成 28 年度「生活困窮者自立支援制度の実施状況調査」の結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

10. 予 算

《直近の動向》

▶ 2016.8.24 平成 28 年度第 2 次補正予算案:閣議決定

- ▶ 政府は、「未来への投資を実現する経済対策」に係る平成 28 年度第 2 次補正予算案を閣議決定した。9 月開会予定の臨時国会に提出する。
- ▶ 厚生労働省関連では 5,698 億円が計上され、一億総活躍社会の実現の加速として、安心して子どもを生み育てられる環境の整備(626 億円)、介護人材の確保と介護離職防止の推進等(166 億円)、社会全体の所得と消費の底上げや働き方改革の実現(3,685 億円)等が盛り込まれている。また、熊本地震や東日本大震災からの復興や防災対策の強化として 1,033 億円が計上されている。

《概要》

第 1 一億総活躍社会の実現の加速 4,477 億円

(1)安心して子どもを生み育てられる環境の整備 626 億円

- 保育所等の整備の推進 427 億円
- 保育士についての再就職準備金貸付事業の拡充等 112 億円
- 保育関連事業主に対する職場定着支援助成金の拡充 制度要求
- 認可外保育施設における事故防止等推進事業 5.1 億円
- 放課後児童クラブにおける ICT 化の推進 60 百万円
- 児童虐待防止対策等の強化 70 億円 等

(2)介護人材の確保、介護離職防止の推進等 166 億円

- 介護人材についての再就職準備金貸付事業の拡充 10 億円
- 介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業 4 億円
- 介護サービスにおける ICT 活用調査研究事業 2.6 億円
- 介護離職防止のための支援(介護離職防止支援助成金(仮称)) 11 億円(特別会計)
- 介護人材の処遇改善に伴う財政安定化基金への特例的積増し 20 億円
- 地域づくりによる介護予防推進事業 1 億円
- 障害福祉サービス等の基盤の整備推進、防犯対策の強化 118 億円
- 生活保護受給者等を雇い入れる事業主への助成措置の創設 制度要求

(3)社会全体の所得と消費の底上げや働き方改革の実現 3,685 億円

- 簡素な給付措置 3,673 億円
- 個人型確定拠出年金の普及促進 5.1 億円
- 65 歳超雇用推進助成金(仮称)の創設 6.8 億円(特別会計) 等

第 4 熊本地震や東日本大震災からの復興や防災対応の強化 1,033 億円

(1)熊本地震からの復旧・復興 270 億円

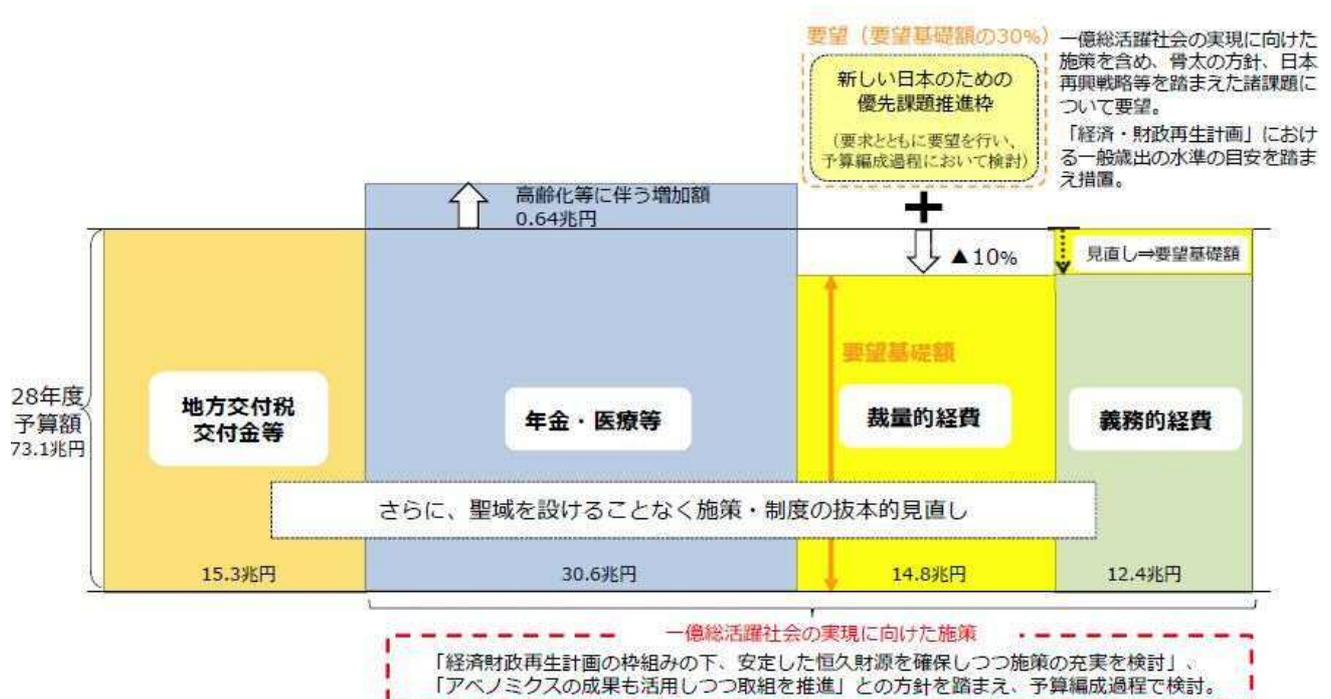
- 被災者見守り・相談支援等事業 4.3 億円
- 生活福祉資金貸付 7 億円
- 医療施設、社会福祉施設等の災害復旧等 174 億円(うち特別会計 3.5 億円)
- 医療保険等の一部負担金(利用者負担)・保険料軽減措置 8.7 億円 等

(2)災害対応の強化・老朽化対策・防犯対策等 762 億円

- 高齢者施設等の防災対策等 44 億円 等

➤ 2016.8.2 平成 29 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針：閣議了解

- ▶ 平成 29 年度予算の概算要求及び、予算編成に向けて、「平成 29 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」が閣議了解された。
- ▶ 平成 29 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から平成 28 年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。



※1 地方交付税交付金等については「経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、平成28年度の参議院議員通常選挙に必要な経費の減等の特殊要因について加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」に従って所要額を要求。
 ※2 消費税率引上げと併せ行う充実等その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、社会保障改革プログラム法28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討。

《概要》

1. 要求

- 年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴う増加額(6,400億円)を加算した範囲内で要求。ただし、増加額について、平成 25 年度予算から平成 28 年度予算までと同様、経済再生やこれまでの改革等の効果を引き続き適切に見込むとともに、過去 4 年間の増加額が高齢化による増加分に相当する伸びとなっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を平成 30 年度まで継続していくことを目安とし、年金・医療等に係る経費について、「経済・財政再生計画改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組む。
- 地方交付税交付金等については、「経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。
- 義務的経費については、前年度予算額と同額を要求。参議院議員通常選挙に必要な経費の減などの特殊要因については加減算。義務的経費を見直し裁量的経費で要求する場合は、後述の望望基礎額に含める。その上で、聖域を設けることなく抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図る。

○その他の経費については、前年度予算額の 100 分の 90(「要望基礎額」)の範囲内で要求。

○予算の重点化を進めるため、「ニッポン一億総活躍プラン」、「基本方針 2016」及び「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、各省は上記要望基礎額の 100 分の 30 の範囲内で要望。

2. 予算編成過程における検討事項

○要求・要望について、これまでの安倍内閣の取組みを基調とした効率化を行う。その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、「安倍内閣のこれまでの 3 年間の取組では一般歳出の実質的な増加が 1.6 兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を平成 30 年度まで継続させていくこととする。」との「経済・財政再生計画」における国の一般歳出の水準の目安を踏まえ措置する。

○一億総活躍社会の実現に向けた施策については、「ニッポン一億総活躍プラン」で示された『「経済・財政再生計画」の枠組みの下、安定した恒久財源を確保しつつ、施策の充実を検討していく」との方針、「基本方針 2016」で示された「アベノミクスの成果も活用しつつ、一億総活躍社会の実現等の重要課題に係る取組を推進する」との方針を踏まえ、予算編成過程で検討する。

○消費税率引上げと併せ行う充実等その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、社会保障改革プログラム法 28 条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

3. 要求期限

○要求に当たっては 8 月末日の期限を厳守。

*平成 28 年度第 2 次補正予算

財務省 http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/index.htm

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/>

*平成 29 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/index.htm

11. 人材確保

《直近の動向》

▶ 2016.8.5 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会(第11回)

- ▶ EPA 介護福祉の就労範囲に訪問系サービスを追加するにあたっての必要措置に関する検討の方向性についての議論とEPA 介護福祉士受入れ施設等からのヒアリングを実施した。
- ▶ 訪問系サービスを就労範囲に追加するにあたっては、EPA 介護福祉士が介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士としての国家資格を有する者であることを前提として、EPA 介護福祉士の人権擁護や利用者の安心といった観点から、具体的な検討をすることなどが今後の検討の方向性として示されている。
- ▶ また、現行の介護保険制度等において、訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理の実施などが義務づけられていることを前提として、さらに、どのような措置を追加的に実施するべきかを検討する必要があるとしている。
- ▶ 次回(第12回)は、9月6日に開催予定であり、平成28年10月のとりまとめに向けた議論が進められる。

福祉、介護、子ども・子育てに関する資格制度の検討状況等(主な事項)

1. 専門職種の統合・連携

(1)厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン(平成27年3月13日)

Ⅲ 医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針

- 地方圏や中山間地域においては、人材確保やサービス提供が困難な地域の増加に備え、利用者の利便性や相乗効果も勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合を図ることが必要である。厚生労働省としても、その更なる推進方策とともに、これらのサービスの担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討するための検討チームを設置する。

(2)新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

- ①「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」(平成27年9月17日)

【総合的な福祉人材の確保・育成】

- 日本の労働力人口が減少する中であって、他業種から福祉人材を確保することは一層困難な状況となる。このため、福祉業界における働き方・キャリアの積み方をより魅力的なものとし、福祉人材であり続けることを可能とする必要がある。具体的には、福祉の各分野・各業務に限定したキャリアステップ(例えば、介護従事者が介護に直接従事するサービスの分野のみでキャリアを考えることなど)のみでは福祉人材の旺盛な福祉マインドを充足するには十分ではなく、幅広い業務があり多様性を有する福祉という業界全体でのキャリアステップを可能とすることが求められる。必ずしも一つの分野のみで働いていくのではなく、そのライフステージ等に応じて異なる分野で活躍できるよう、多様なキャリアステップを歩める環境の整備を検討する必要がある。
- また、新しい地域包括支援体制を確立するため、これらを担う福祉人材のあり方を検討する必要がある。その福祉人材としては、複数分野を束ね、必要とされる支援を実施するために業務や職員をコーディネートする者や、自らの専門分野の他に分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つことに

より様々な分野の基礎的な支援については臨機応変に担うことができる人材が求められている。

【中長期的な検討課題】

- 現在の福祉サービスを担う人材は、支援対象者類型ごとに対応する形で、各分野の専門性を有する人材が育成されてきた。一方で、新たな地域包括支援体制の基盤となる人材には、分野横断的な知識、専門性を有することが求められるのであり、こうした人材を育成・確保するためには、分野横断的な資格のあり方も含めた検討が必要となる。
- こうした分野横断的な資格のあり方としては、例えば、現在ある資格を基礎に総合的な資格を創設するといったことも考えられるが、①どのような専門性を組み合わせ、資格化する必要があるのか、②単に複数の資格を統合するのか、福祉分野に共通する専門性を資格化するのか(その場合、共通の専門性とはどのようなものか、共通資格と他の資格との接続のあり方をどう考えるか)等について、関係者のニーズ等もよく踏まえた上で整理し、十分な検討を加える必要があるため、まずは、福祉分野全般にわたる基礎的な知識を有する人材の育成や、複数分野の専門性を容易に身につけることができる環境の整備により、様々な分野の知識、専門性を持つ人材の育成を進めつつ、分野横断的な資格のあり方について、中長期的に検討を進めて行くことが必要と考えられる。

②「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)

新たなシステムを担う人材の育成・確保

- 福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少などの地域社会の変容に対応し、また、共生型社会の実現、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、以下のような人材を育成・教育する必要がある。組み立て、提供までの一貫した支援体制を構築するコーディネートのスキルを持つ人材門性のみならず福祉全般に一定の基本的な知見を有する人材また、生産年齢人口が減少する中で、限られた人材を有効に活用し、担い手となる人材を着実に確保する必要がある。
 - ①コーディネート人材の配置等をモデル的に取り組む自治体への支援等を実施する
 - ②福祉分野横断的な基礎的知識の研修を実施する
 - ③福祉人材の多様なキャリア形成支援・福祉労働市場内での人材の移動促進のための環境整備を図る
 - ④潜在有資格者の円滑な再就業の促進を図る
 - ⑤限られた人材を有効に活用するための機能分化を推進する
 - ⑥多様な人材層からの参入促進(非資格保有者など、すそ野の拡大)を図る

【取組事項・抜粋】

- 介護人材養成に係る貸付の拡充
- 新たな研修プログラムの開発等
- 社会福祉士のあり方の検討
- 共通研修の創設等
- 福祉系国家資格所持者等の保育士資格取得の負担軽減
- 社会的養護を担う人材の育成 など

(3)「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(平成 28 年 7 月 15 日～)

- 地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要がある。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある。

○実現本部に「専門人材ワーキンググループ」を設置し検討する。

【医療・福祉人材の最大活用のための養成課程の見直し】

○対応の方向性：複数の医療・福祉資格を取りやすくし、医療・福祉人材のキャリア・パスを複線化

○具体的な取組

- ・ 医療・福祉の複数資格に共通の基礎課程を創設し、資格ごとの専門 課程との 2 階建ての養成課程へ再編することを検討。
- ・ 資格所持による履修期間の短縮、単位認定の拡大を検討。

【今後の進め方のイメージ(たたき台)より抜粋】

：人材キャリアパスの複線化

平成 28 年度(2016)	○福祉系有資格者 への保育士養成課程・試験科目一部免除の検討・結論 ○介護福祉士と 准看護師の 相互単位認定の検討・結論
平成 29 年度(2017)	↓
	↓
平成 30 年度(2018)	○資格所持による履修期間短縮、資格間の単位認定拡大(資格毎に検討・順次実施)
平成 31 年度(2019)	↓
平成 32 年度(2020)	↓
平成 33 年度(2021)	◇共通基礎課程の順次実施
...	
我が事・丸ごとの地域づくり、サービス・専門人材の丸ごと化の全面展開(2020 年代初頭)	

(4)保健医療 2035 推進本部

：保健医療 2035 実行プラン・工程表(平成 27 年 9 月 27 日)

- 11 総合的な資格創設(医療・看護・介護・リハビリ含めた対応が可能な職種)を検討する
- 110 地域包括ケアを総括的に進める者の育成を図るとともに、医療と福祉の多職種連携を前提とした人材育成を行う
- 111 医療や福祉の資格の共通基盤(養成課程等)を整備する

2. 社会福祉士

(1)社会福祉士の役割の明確化、養成カリキュラム等に関する検討

- 「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)において、「複合的な課題を抱える者の支援においてその知識等を発揮することが期待される社会福祉士について、コーディネート人材としての活用を含め、その在り方を検討」するとした。
- 厚生労働省が平成 28 年度から検討会を設置する予定

3. 介護福祉士

(1)社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年 3 月 31 日)

- 介護福祉士の資格取得方法の一元化を実施し、資質・社会的評価の向上をはかる。

- 若者や他業界からの参入促進、現場の介護人材のキャリア志向を向上させる措置を講じる
- 平成 29 年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5 年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入
- 他産業からの参入促進をはかる観点からの福祉系高校の「通信課程」の復活等
- 介護福祉士に係る喀痰吸引等の規定については、平成 28 年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱い

(2) 介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会(平成 28 年 3 月 30 日・とりまとめ)

- 介護キャリア段位制度の現状と課題等を整理するとともに、介護職員のさらなる資質向上に向けて今後の制度の在り方等について検討した。
- 「介護キャリア段位の取組み実績と評価」を整理し、その上で、「介護キャリア段位の取組みを踏まえた介護事業所・施設における人材育成の考え方」と「介護キャリア段位の仕組みの見直し」についての方向性が整理した。

4. 保育士

(1) 保育士養成課程等検討会(平成 27 年 6 月 5 日～)

- 保育士養成課程等の見直しや、今後の保育士養成等の課題について検討
 - ・保育士養成課程等の見直しに関する事項
 - ・保育士養成制度の課題に関する事項
 - ・地域限定保育士試験における実技試験に代わる講習又は実習に関する事項
 - ・指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性に関する事項

(2) 保育士等確保対策検討会(平成 27 年 11 月 9 日～12 月 4 日:緊急的なとりまとめ)

- 保育士をはじめとする保育の担い手の確保に向けた対策について、「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」を確認し・公表した(12 月 4 日)。

5. 児童福祉司

(1) 社会保障審議会 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書(平成 27 年 8 月 28 日)

- 児童福祉司の国家資格化
 - ・児童福祉司の専門性の向上を担保するため、ソーシャルワークに着目した国家資格化を目指した検討が必要。
 - ・ただし、資格化に至るまでには様々な課題を整理することが必要。
 - ・資格化の検討に限らず、児童福祉司の専門性を高める方策についても検討が必要。

(2) 社会保障審議会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 (平成 28 年 3 月 10 日:報告(提言)とりまとめ)

- 児童福祉司の質の向上と国家資格化については、「一定の基準に適合する研修の受講を義務付けるべきである」とした。また、児童相談所に配置することが必要な人材について、法律上明確に位置付けるとともに、任用要件で質を、配置標準で量を、担保する必要があるとした。

(3) 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ(平成 28 年 7 月 29 日～)

【検討事項 ※抜粋】

①平成29年4月1日の改正児童福祉法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項

○研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等※

・スーパーバイザーを含む児童福祉司

・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者

・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職

※研修科目・時間(講義・実習)、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定

②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項

○児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等)に向けた更なる方策○

○児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策(専門性を担保するための資格に関する検討を含む)

○研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

6. 公認心理士

○「公認心理師法」が、参議院で可決・成立(平成27年9月9日)

○心理職の国家資格化。公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする

*外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=225506>

12. 災害対策

《直近の動向》

➤ 2016.4.14 平成 28 年熊本地震発生

- ▶ 4 月 14 日のマグニチュード 6.5(最大震度 7)、4 月 16 日のマグニチュード 7.3(最大震度 7)の地震発生後、熊本地方を中心に甚大な被害が広がっている。
- ▶ これに対し、4 月 26 日に激甚災害の指定、5 月 2 日に特定非常災害の指定がなされている。

*平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160426_01kisya.pdf

*平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_02000044.html

13. その他

《直近の動向》

➤ 2016.8.5 平成 26 年度「社会保障費用統計」とりまとめ：公表

- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所は、平成 26(2014)年度の「社会保障費用統計」をとりまとめ、公表した。
- ▶ 年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護など、社会保障制度に関する1年間の支出を、OECD(経済協力開発機構)基準による「社会支出」とILO(国際労働機関)基準による「社会保障給付費」の2通りで集計している。
- ▶ 「社会支出」(OECD 基準)は「社会保障給付費」(ILO 基準)と比べ、施設整備費など直接個人に渡らない支出まで集計範囲に含んでおり、国際比較の観点から重要な指標であることから、多くの国々で活用されている。日本では戦後まもなくから現在に至るまで集計され、政策議論に欠かせない統計であるとされている。

《概要》

- 2014 年度の「社会支出」総額は 116 兆 8,532 億円で、対前年度増加額は 1 兆 4,196 億円、伸び率は 1.2%となっているが、GDP の対前年度比は 1.5%増であり、対 GDP 比は 2 年連続で下落
 - 2014 年度の「社会保障給付費」総額は 112 兆 1,020 億円で、対前年度増加額は 1 兆 3,970 億円、伸び率は 1.3%となっているが、GDP の対前年度比は 1.5%増であり、対 GDP 比は 2 年連続で下落
 - 1人当たりの「社会支出」は 91 万 9,500 円、「社会保障給付費」は 88 万 2,100 円
 - 社会支出を政策分野別にみると、最も大きいのは「高齢」で 54 兆 8,747 億円、次いで「保健」の 39 兆 5,385 億円。この 2 分野で総額の約 8 割(80.8%)を占め、社会支出の伸びを牽引
 - 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に 3 分類すると、「医療」は 36 兆 3,357 億円で総額に占める割合は 32.4%、「年金」は 54 兆 3,429 億円で同 48.5%、「福祉その他」は 21 兆 4,234 億円で同 19.1%
 - 社会保障給付費に対応する、社会保険料や公費による負担などの「社会保障財源」※は、総額 136 兆 5,729 億円で、前年度に比べ 9 兆 2,777 億円増
 - 財源項目別にみると「社会保険料」が 65 兆 1,513 億円で、収入総額の 47.7%を占める。次に「公費負担」が 44 兆 8,373 億円で 32.8%を占める
- ※社会保障財源の概念は社会保障給付費と同様 ILO 基準に対応するもので、総額には、給付費に加えて、管理費及び施設整備費等の財源も含まれる。

➤ 2016.7.12 平成 27 年「国民生活基礎調査」とりまとめ：公表

- ▶ 厚生労働省は、平成 27 年の国民生活基礎調査の結果をとりまとめ、公表した。
- ▶ 平成 27 年は、簡易な調査の実施年にあたり、世帯票は約 5 万 9 千世帯、所得票は約 9 千世帯を対象として調査し、世帯票は約 4 万 7 千世帯、所得票は約 7 千世帯が集計されている。

《概要》 ※〈 〉は平成 26 年調査の結果

1 世帯の状況

- 高齢者世帯は 1271 万 4 千世帯<1221 万 4 千世帯>、全世帯の 25.2%<24.2%>と増加傾向
- 注：高齢者世帯は、65 歳以上の人のみか、65 歳以上の人と 18 歳未満の未婚の人で構成する世帯

- 65歳以上の者は3465万8千人となっている。家族形態をみると、「子と同居」の者が1352万6千人(65歳以上の者の39.0%)で最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」(夫婦の両方又は一方が65歳以上)の者が1346万7千人(同38.9%)、「単独世帯」の者が624万3千人(同18.0%)
- 児童のいる世帯における母の仕事の有無は、「仕事あり」が68.1%<65.7%>と増加
注:児童は、18歳未満の未婚の人

2 所得等の状況

- 1世帯当たり平均所得金額は541万9千円<528万9千円>と増加
- 「高齢者世帯」が297万3千円<300万5千円>と減少、「児童のいる世帯」が712万9千円<696万3千円>と増加
- 所得金額階級別世帯数の相対度数分布をみると、「200～300万円未満」が14.0%、「100～200万円未満」が13.6%及び「300～400万円未満」が13.1%と多くなっている。中央値(所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値)は427万円であり、平均所得金額(541万9千円)以下の割合は61.2%
- 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額をみると、全世帯では「稼働所得」が74.5%、「公的年金・恩給」が19.6%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が67.5%、「稼働所得」が20.3%
- 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は55.0%
注:所得は、平成26年1月1日から12月31日までの1年間の所得
- 生活意識が「苦しい」とした世帯は60.3%<62.4%>と減少
- 年次推移をみると、「苦しい」の割合はおおむね上昇傾向
- 各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「高齢者世帯」が58.0%、「児童のいる世帯」が63.5%
注:生活意識は、5段階の選択肢であり、「苦しい」は「大変苦しい」「やや苦しい」の合計

*平成26年度「社会保障費用統計」 ※国立社会保障・人口問題研究所HP

http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h26/fsss_h26.asp

*平成27年度「国民生活基礎調査」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa15/index.html>

自由民主党 社会福祉推進議員連盟 御中

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

社会福祉法人制度改革に関する要望書

全国 2 万余の社会福祉法人は、今回の社会福祉法改正の趣旨を受け止め、地域住民の信頼と支持のもと、今後も各地域の福祉基盤の主たる担い手としての役割を果たしていくとともに、経営体制の強化とそのため法人本部機能の強化、組織・事業の透明性の向上に努めてまいります。

社会福祉法人は、これまで地域のセーフティネットとして、制度の狭間におかれた福祉課題・生活問題のある人々への支援を行なってきました。さまざまな事業規模、各種施設・事業を営む社会福祉法人が、地域の増大・多様化する福祉ニーズに対し、主体的、柔軟に、多様な福祉サービス・支援活動が展開できる制度となるよう、下記について要望いたします。

平成 28 年 4 月 1 日施行にかかる事項

1. 「地域における公益的な取組」を行う責務

社会福祉法人が、地域の実態に即して福祉サービスや支援活動が主体的に展開できるよう、「地域における公益的な取組」について、その内容を限定列挙しないでください。

2. 措置費、運営費の性格と「責務」の関係等

すべての社会福祉法人が上記の責務を果たすことができるよう、措置費や運営費のあり方について検討してください。

あわせて、法人の創意工夫のもと多様な取組が行われるためにも、職員配置や施設・設備の活用について弾力化を図ってください。

3. 指導監督の権限移譲

都道府県の区域で事業を行う法人であって主たる事務所が指定都市に所在する法人については、所轄庁が都道府県から指定都市に移譲されることになっていますが、都道府県社会福祉協議会は都道府県域での活動を総合的に調整し地域福祉の推進をはかることを役割としており、都道府県との連携・協働が不可欠です。

については、都道府県と指定都市が十分に連携・協働をはかるようご調整・指導してください。

平成 29 年 4 月 1 日施行にかかる事項

4. 会計監査人の設置

一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人を設置することとされていますが、設置については社会福祉法人に過度な負担がかからないようにしてください。

5. 「社会福祉充実残額」の算定

「社会福祉充実残額」については、法人の主体性・自律性を損なうことなく、事業の継続に必要な財産額が適切に算定される必要があります。財務規律の強化、内部留保の明確化にあたっては、それぞれの社会福祉法人の事業内容や規模が多様であるため、社会福祉法人の主体性のもとに、そうした実情を反映できるしくみにしてください。

また、大規模災害の発生時に、被災した場合に、社会福祉事業及び地域における災害対応ができるように、そうした備えを必置としてください。

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

平成 28 年熊本地震の被災地支援・復興に関する要望

このたびの平成 28 年熊本地震において、全国社会福祉協議会では構成組織とともに、発災直後から被災地の社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会への支援を通じ、被災者の支援を行ってきました。

被災地の復興に向け継続的な支援を行っていくため、国において早急な対応を要望します。

1. 要援護者への適切な福祉サービスの提供

- ①高齢者、障害者等に配慮したバリアフリーの福祉避難所等の設置と運営・機能への支援
- ②福祉避難所への要援護者の移動の支援
- ③福祉避難所等への介護職員、保育士、看護職員等専門職の配置および訪問活動の実施の支援

2. 福祉施設および福祉サービスの事業継続・再開のための支援

- ①被災した全ての福祉施設・事業所の早期復旧のための財政措置の確保
- ②福祉施設・事業所の機能を維持するための長期的・継続的な人的支援等のための財政措置の確保
- ③被災地における社会福祉法人に対する指導監査の実態を踏まえた弾力的な対応

3. 被災者の生活支援の強化

(1) 県・市町村の災害ボランティアセンター活動への支援

- ①被災者支援のための専門のボランティアコーディネーターの配置
- ②災害ボランティアセンターへの全国の社会福祉協議会職員の派遣に要する費用の補助（旅費、宿泊費、保険料等）

(2) 仮設住宅等における生活支援

- ①仮設住宅・復興住宅等を訪問して相談・助言や生活支援を行う「生活支援相談員」の配置

(3) 生活困窮者自立支援制度による生活困窮者の支援

- ①被災による相談者の増加に対応するための自立相談支援機関「相談支援員」の配置等の相談支援体制の強化

(4) 生活福祉資金の特例貸付等のための事務費の確保

- ①被災地における緊急小口資金特例貸付および住宅補修費等の生活福祉資金貸付に必要な相談体制等整備に要する事務費の確保
- ②被災地の社会福祉協議会への他県からの応援社協職員の派遣に要する費用の補助(旅費、宿泊費、保険料等)

(5) 民生委員・児童委員活動への支援

- ①被災地において住民の相談支援にあたる民生委員・児童委員、および民生委員児童委員協議会の活動に係る財政支援

4. 国庫補助による財源確保

以上の事項について、被災地支援・復興対策として全額国庫負担とし、長期にわたる財源確保を図ってください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

(構成組織)

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

平成 29 年度 社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

【福祉制度・予算要望事項】

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保
2. 社会福祉法人の公益的な事業・活動の取組と法人基盤の強化
3. 地域における生活困窮者自立支援の総合相談・生活支援体制の強化
4. 民生委員・児童委員の活動環境の改善
5. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化
6. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充
7. 子ども・子育て支援新制度による保育・社会的養護施設施策の拡充と質の向上
8. 福祉サービスの質の向上と権利擁護の強化
9. 成年後見制度など総合的な権利擁護支援の体制整備
10. 福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化
11. 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援の強化
12. 大規模災害対策・防災対策への対応の強化
13. 低所得者対策の一層の充実

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持
2. 生活困窮者支援事業にかかる固定資産税等の非課税の実現

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

(構成組織)

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

【福祉制度・予算要望事項】

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保

(1) 増大する福祉ニーズと質の向上のための平成 29 年度社会福祉関係予算の確保

- ・国は、平成 27 年 6 月に閣議決定した『経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2015』において、2020 年度（平成 32 年度）までの今後 5 年間の「経済・財政再生計画」を示し、「社会保障は歳出改革の重要分野」との考え方のもとに、「計画の初年度である平成 28 年度予算から手を緩めることなく本格的な改革に取り組む」とし、主要な改革については 2016 年度から 2018 年度までの 3 年間で「集中改革期間」に位置付け、毎年度の予算編成、法案等に反映させるとしています。
- ・一方、福祉ニーズが多様化、深刻化しているなか、高齢者福祉、障害者福祉、保育・児童福祉、生活困窮者福祉等の各福祉サービスの量的、質的な拡充は必要不可欠です。
- ・各福祉サービスの平成 29 年度予算の財源確保、及び国民の福祉向上のために将来にわたり安定的に運営できる財源確保を図られるよう、要望します。

(2) 消費税増税の延期による影響と社会福祉制度の拡充のための財源確保

- ・平成 27 年 10 月から延期されていた消費税率の 10%への引上げが、平成 29 年 4 月から平成 31 年 10 月に再延期の予定です。消費税増税分については、毎年 1 兆円増える社会保障の安定財源確保と充実のため、「国民年金」「医療」「介護」「子ども・子育て」4 分野に充当するとされていますが、増税の再延期となれば、関係施策の拡充はきわめて厳しくなると見込まれます。
- ・現状において、子ども・子育て支援のための 0.3 兆円の確保も見通しが立たない状況にあり、平成 29 年度予算編成はさらに厳しい状況と言わざるを得ません。喫緊の貧困問題等のセーフティネット対策の諸施策を含め、国民の期待と福祉ニーズに応えるための各制度の拡充に必要な財源確保を図られるよう、要望します。

2. 社会福祉法人の公益的な事業・活動の取組と法人基盤の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会による公益的な事業・活動の取組促進と法人基盤の強化

- ・平成 28 年 3 月末に、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、及び地域における公益的な活動等の社会福祉法人改革の事項を定めた「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。
- ・社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会（以下、「社協」という）等が、法人本部機能

の強化を図るとともに、それぞれに有する資源、機能、専門性を活かし、公益的な事業・活動として、地域の実態に即して地域で暮らす生活困窮者等への支援などを積極的に行うための環境整備を図られるよう、要望します。

①「地域における公益的な取組」を行う責務

- ・「地域における公益的な取組」については、取組が制限されることなく、社会福祉法人が地域の実態に即して主体的に福祉サービスや支援活動が展開できるよう、所轄庁に対し十分な働きかけをしてください。

②措置費、運営費の性格と「責務」の関係等

- ・すべての社会福祉法人が上記の責務を果たすことができるよう、措置費や運営費のあり方の検討とともに、法人の創意工夫のもと多様な取組を行うために職員配置や施設・設備の活用について弾力化を図ってください。

③会計監査人の設置

- ・一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人を設置することとされていますが、設置については社会福祉法人に過度な負担がかからないようにしてください。

④控除対象財産の算定

- ・控除対象財産については、法人の主体性・自律性を損なうことなく、事業の継続に必要な財産額が適切に算定される必要があります。財務規律の強化、内部留保の明確化にあたっては、それぞれの社会福祉法人の事業内容や規模が多様であるため、社会福祉法人の主体性のもとに、そうした実情を反映できるしくみとしてください。
- ・また、大規模災害の発生時に、被災した場合に、社会福祉事業及び地域における災害対応ができるように、そうした備えを必置としてください。

⑤社会福祉法人による公益的な事業・活動の促進に向けた基盤整備

- ・社会福祉法人による地域ニーズに対応した公益的な取り組みを推進するためには、地域ニーズの把握や発見などにおいて民生委員・児童委員活動やボランティアなどの住民参加による福祉活動と社会福祉施設等との連携が重要になります。
- ・このため、地域協議会の設置や社会福祉法人の評議員への地域人材の選任においては、社協の組織・機能の活用とともに、社会福祉施設と社協との連携が図られるための基盤整備の具体化を講じられるよう、要望します。

(2)小規模法人における経営労務管理の取り組みの強化

- ・介護や保育事業等を行う社会福祉法人における経営労務管理を支援し、その改善や適正化を実効あるものとするため、「経営労務管理改善支援事業」（新規）の活用にあたっては都道府県社協に設置されている社会福祉法人経営者協議会を主体とした取り組みを可能とする等、その弾力的な取扱いが講じられるよう、要望します。

3. 地域における生活困窮者自立支援の総合相談・生活支援体制の強化

(1) 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施のための取り組み強化

① 生活困窮者自立支援制度の円滑実施に向けた環境整備

- ・自立相談支援事業等は、早期発見・早期対応のためのアウトリーチ、多様かつ複数の福祉課題・生活課題のある人々へのきめ細かな寄り添い型の支援、さらに新たな各種福祉サービスの開発などが求められています。こうした役割を実施主体が十分に果たせるよう、町村部も含めて地方自治体の規模や継続的な相談・支援実績等に応じ必要な予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・なお、事業評価については、要支援者の新規相談やプラン策定件数、あるいは就労や収入増だけに着目するのではなく、要支援者への継続的なかかわりや支援内容、また地域のネットワーク形成や新たなサービス事業の開発、要支援者の社会参加なども含め、多面的な効果測定と実施状況を適正に把握できるよう、要望します。
- ・また、家計相談支援事業、就労準備事業など任意事業の実施状況は、自治体により格差が生じています。相談・支援の解決策として任意事業は重要であり、その普及促進について特段の措置を講じられるよう、要望します。

② 生活困窮者自立支援制度における相談支援員等専門職の研修等の充実

- ・多様で複合的な福祉課題・生活課題のある生活困窮者に対し、適切かつ効果的な支援を継続していくためには、相談支援員等専門職の養成研修の充実が不可欠です。
- ・国の養成研修については、相談支援員等専門職が早期に受講できる研修とすることや、職員数の多い自立相談支援事業の相談支援員の研修等については回数増を図るほか、都道府県段階で伝達研修を行う指導者研修実施のための予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・さらに、都道府県等において事業実施主体や受託実施機関の連絡調整、定期的なケース検討会などの研修機会の確保などに、必要な予算措置を講じられるよう、要望します。

(2) 日常生活自立支援事業の体制整備の強化

- ・日常生活自立支援事業は、開始から 15 年を経て利用者は年々増加し、判断能力の不十分な高齢者や障害者等への支援として、今後とも需要が高まるものと想定されます。
- ・一方、利用者の 4 割以上を占める生活保護受給者については、その利用料に係る財源措置や、利用者数および相談件数の増加に対する財源措置が十分ではなく、受託社協や基幹的社協の財源の持ち出し、新規利用申込者への対応の遅延など、事業の実施に支障をきたすことも散見されます。
- ・平成 27 年度より国庫補助については、事業費補助が段階的に導入されていますが、事業体制を整備し、質が高く効果的な支援を行っている社協が適切に評価される補助方式となるよう、要望します。

- ・また、本事業の本来的なあり方について早急に検討を図り、今後の需要の高まりに対応しうる専門員や生活支援員の体制整備を図るための財源措置を講じられるよう、要望します。

(3)総合的・横断的な施策展開が可能な地域福祉財源の構築、確保

- ・生活困窮者自立支援事業や介護保険制度の新たな日常生活支援総合事業などにおいては、地域コミュニティでの総合相談・生活支援体制の構築とともに、ボランティア活動も含めた住民参加によるニーズの発見、公的制度等へのつなぎ、見守り・支援活動の展開が期待されています。
- ・その一方、社会的孤立などを背景に福祉課題・生活課題が多様化・深刻化するなかで、対象分野ごと、あるいは制度ごとの体制と運営では、制度の狭間の課題が生じてしまい、対応を困難としています。このため、権利擁護を含めた効果的・効率的かつ重層的な地域福祉施策の取り組みを図るために、予算措置等においては、市町村が地域福祉の推進財源を横断的、弾力的、総合的に運用できるような措置を講じられるよう、要望します。
- ・また、現在、国では「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、包括的支援体制構築に向けたモデル事業を実施しているところです。モデル事業以外の先進的な取り組みも踏まえ、地域福祉コーディネーター等の配置や地域における総合相談・生活支援体制の整備など制度や分野を超えた個別支援、ボランティア活動等の住民参加による福祉活動、権利擁護支援等が総合的に展開できる本格的な地域福祉施策の構築に向けた検討が図られるよう、要望します。

(4)生活福祉資金貸付事業における相談支援機能強化のための体制整備

- ・生活困窮者の自立支援に向け、生活福祉資金貸付事業の果たす役割は拡大しています。とくに生活福祉資金の貸付相談を通じて自立相談支援事業につなげるなど、生活福祉資金貸付事業が生活困窮者自立支援制度の一次窓口として受けとめているケースも多くみられます。
- ・また、子どもの貧困対策においては学習支援が重要ですが、生活福祉資金（教育支援資金）はその支援策の1つとして毎年1.5万件に及ぶ貸付が続いています。
- ・本貸付事業の特長は、借受世帯に対する継続的な相談支援の実施にあります。生活困窮者自立支援の一翼を担う事業としてその役割を果たすためにも、とくに窓口となる市区町村社協の体制整備が不可欠であり、そのために十分な予算措置が講じられるよう、要望します。

(5)生活保護受給者や生活困窮者の自立に向けた支援に携わる人材の確保

- ・生活保護受給者や生活困窮者への支援を行なっている救護施設等の厚生関係施設において、

ホームレスやDV被害者、依存症者、矯正施設退所者等、多様化、複雑化したニーズを持つ利用者を的確に自立につなぐための専門相談や地域生活への支援に必要な人材の確保が課題となっています。自立相談支援事業や就労訓練事業（中間的就労等）等生活困窮者自立支援制度に沿って関係事業に取り組む厚生関係施設において、こうした必要な人材を確保するための予算措置が講じられるよう、要望します。

4. 民生委員・児童委員の活動環境の改善

(1) 民生委員・児童委員に対する研修事業費の増額

- ・今日、23万人の民生委員・児童委員活動は、多様化する住民の福祉課題への対応、災害時要援護者支援体制整備への協力、悪質商法被害防止等の消費者保護等、幅広い協力が期待されています。
- ・そのため、民生委員・児童委員には、十分な経験や知識を有するための研鑽が必要とされています。約6割の民生委員・児童委員は在任2期以内であり、住民への身近な相談支援機能を十分果たすために研修事業の拡充が重要であります。
- ・平成28年12月には3年に1度の一斉改選が行われ、約3分の1の委員の交代が見込まれます。平成29年度においては、都道府県・指定都市段階等において新任委員また新任の単位民児協会長等に対する十分な研修が実施されるよう関係予算の拡充を講じられるよう、要望します。

(2) 民生委員児童委員協議会活動費の拡充

- ・民生委員・児童委員への期待の高まりの一方、その負担増大が課題となり、委員の早期退任の一因ともなっています。それだけに、民生委員・児童委員の活動環境の改善とともに、日々の民生委員・児童委員活動を支える民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」という）の組織機能を高めることが重要です。
- ・また、さまざまな課題を抱える住民を、民生委員・児童委員を介して早期に適切な支援に結びつけるためにも、民生委員・児童委員の存在や役割を適切に住民等に周知する必要があり、民児協による広報活動の必要性が増しています。
- ・平成29年は民生委員制度創設100周年であり、全国の民児協において積極的な広報活動が実施されることから、その支援のための予算確保を講じるよう、要望します。
- ・広報や民児協内部での研修など、民児協活動の充実のためには民生委員法に基づき設置される単位民児協の活動費（現行1民児協あたり20万円）の増額とともに、広域で活動を展開する都道府県・指定都市段階の民児協組織への補助拡充を講じられるよう、要望します。

5. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化

(1) 地域における総合的・包括的な相談・支援体制の強化

- ・後期高齢者が急増する 2025 年に向けて地域包括ケアシステムの構築がめざされる中、地域における包括的な相談支援体制の強化が重要となっています。
- ・地域包括支援センターは、在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化等、一層の機能強化が求められており、業務量に見合う人員配置や、職員の資質の向上のための研修等の充実を図られるよう、要望します。

(2) 地域支援事業の財源確保と推進

- ・市町村が平成 30 年度までに地域支援事業として 4 つの事業（在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）に取り組めるよう、財源が確保されています。
- ・市町村が、これらの事業実施を通して地域包括ケアを具体化できるよう引き続き財源を確保し、その推進を図られるよう、要望します。

(3) 地域支援事業における市町村格差への対応と生活支援サービスの充実に向けた対策の強化

- ・介護保険制度改正に伴い、新たな地域支援事業が全国の市町村で取り組まれており、新たな介護予防・日常生活支援総合事業については平成 29 年 4 月には全市町村が実施することとなります。
- ・厚生労働省調査（平成 28 年 1 月）によると、総合事業の実施状況は、平成 28 年 4 月までに実施が全市町村のおよそ 3 分の 1 であり、事業の進捗状況や地域の推進体制に格差が生じています。
- ・地域包括ケアシステムは、それぞれの市町村の社会資源を十分活用し、あるいは創造し、地域の特性に応じて構築していくことが求められています。居住する市町村によって、提供する介護サービスや支援内容に格差が生じないように支援策を講じられるよう、要望します。
- ・生活支援コーディネーターの養成や協議体の設置に向けて、都道府県等における市町村の実態に即した必要な支援策を講じられるよう、要望します。
- ・さまざまな地域資源との連携による見守り・支え合い体制の構築など、地域の要援護者に対してきめ細かい支援を行うためには、行政だけではなく、住民組織、民生委員、老人クラブ、NPO、医療・介護関係者等の専門職はもとより、地域住民等幅広い担い手の参加が必要です。このため、新たな担い手の養成を含む社会資源の開発や、各種社会資源の連携等を十分に図るために市町村に対し必要な支援策を講じられるよう、要望します。

(4) 住み慣れた地域で認知症高齢者の生活を維持・充実するための施策の推進

- ・ 認知症高齢者の急増が想定される中、認知症者に関わる事故・事件が頻発し社会問題化しており、認知症であっても住み慣れた地域で、生活の質を維持しつつ暮らしていけるよう、認知症者や介護者等への支援がより一層求められています。
- ・ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の着実な推進とともに、市町村をはじめ関係機関・団体や地域住民等幅広い関係者による支援体制の量的・質的充実に向けた取り組みの推進を図られるよう、要望します。

(5) 次期介護保険制度改革における安定した介護事業運営の確保とニーズに即したサービスの提供

- ・ 次期介護報酬改定においては、第6期介護報酬改定（平成27年度）による事業所の経営実態と利用者の状況を十分に検証し、安定した介護事業運営が行える報酬となるよう、要望します。
- ・ 軽度者の介護保険サービスと費用負担のあり方については、介護ニーズに沿った十分なサービス提供が行えるよう制度の堅持を要望します。

(6) 介護離職ゼロに向けた、介護サービスの確保や働く環境の改善、家族支援に必要な施策の着実な推進

- ・ 一億総活躍社会の実現のための施策の一つである介護離職ゼロについては、必要な介護サービスの確保（高齢者のニーズに対応できる介護サービス基盤の確保、ニーズに応じた適切な介護サービスの提供、介護人材の育成・確保等）と、働く環境の改善、家族支援（相談機能の強化・支援体制の充実、介護する家族の職場環境の整備等）を推進することとされています。
- ・ 介護人材の確保・定着等施策の具体的な取り組みと着実な推進を図られるよう、要望します。

(7) 老人クラブ活動等助成費の充実強化

- ・ 新たな介護予防・日常生活支援総合事業は、老人クラブによる生きがいづくり、健康づくり等諸活動に包含されるものもあります。高齢化の急進とともに、さらに必要とされる新たな介護予防・日常生活支援総合事業の取組にあっては、地域における柔軟で多様な生活支援の強化のための老人クラブ活動を通じた取組と連動させていくなどの対応を講じられるよう、要望します。

6. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充

(1) 障害者総合支援法の着実な推進

- ・障害者権利条約の理念のもとに、障害者が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう必要なサービスの確保・推進などを図ることが必要です。そのため、改正障害者総合支援法の平成30年4月の施行に向け、新たな「自立生活援助」や「就労定着支援」の事業創設や障害児支援、サービスの質の向上等の必要な予算確保を含め、一層の利用者主体の制度・施策としていく対策を講じられるよう、要望します。
- ・さらに、医療的ケア等が必要な重度者への支援体制強化、移動支援の拡充、利用者のニーズを基本とした支給決定や、ニーズに応じた就労支援等が行われるための事業体系の充実などに必要な予算を確保されるよう、要望します。
- ・また、グループホームは、必要な支援を受けながら地域で生活することを希望する障害者にとって重要な住まいの場であることから、現在の利用者を含め、軽度者を対象外としない現行施策を継続するとともに、第4期障害福祉計画に基づき今後も必要な整備が図られるよう、予算確保を要望します。

(2) 障害者差別解消法等をふまえた取組の強化、権利擁護体制の拡充

- ・第4期障害福祉計画に係る基本指針に基づく施策の着実な実現が必要であり、福祉施設からの地域生活移行や一般就労の促進等につながる予算確保が図られるよう、要望します。
- ・平成28年4月施行となった障害者差別解消法と各省庁等が策定した対応要領・対応指針で謳われた差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、民間も含めた着実な推進が図られるよう、苦情解決体制の拡充を含めた一層の施策整備を要望します。
- ・平成26年度に全国の自治体で受け付けた、養護者による虐待相談・通報件数が4,458件に及んだ実態に照らし、虐待防止に関する相談窓口の拡充や市町村担当者等への研修の充実等、必要な体制整備のなお一層の推進を図られるよう、要望します。

(3) 障害者就労支援施設への官公需拡大に向けた予算の確保

- ・優先調達推進法による全国の市区町村に定められた義務としての調達方針策定は79.3%の達成率（平成27年7月末現在）であり、障害者就労施設等からの積極的な調達の促進を図るための一層の対策を講じられるよう、要望します。
- ・また、共同受注窓口の体制整備の強化推進が必要であり、窓口の設置にかかる継続支援、円滑な運営継続のための補助の創設、優先調達推進法の調達目標への窓口発注分の計画的組み入れなどにより、受注・生産体制を一層強化し、利用者の工賃引き上げにつながる措置を講じられるよう、要望します。

(4)障害者の地域生活に資する支援施設・事業所の安定的運営のための予算確保

- ・次期報酬改定に向けて障害福祉サービス等報酬改定前後の障害者支援施設・事業所の運営状況について、経営実態に即した的確な把握と検証を行うとともに、小規模な事業所であっても安定的なサービスが実現されるよう自立支援給付費等の関係予算の確保を要望します。

(5)障害者の状況に応じたサービスの提供と利用の保障

- ・障害福祉サービスの利用にあたっては、本人の希望により障害程度や状況にあった必要なサービスの活用を保障すべきであるとの点から、とくに下記の点を要望します。

① 65歳以降の高齢障害者への適正なサービス提供

- ・障害福祉サービス利用者が65歳以上になった場合も、住み慣れた環境において安心して暮らし続けられるよう、本人の希望に沿い障害程度や状況にあった必要な障害福祉サービスや介護保険サービスを円滑に利用できる仕組みとすべきであり、過度な利用者負担が生じない適切な対応策を進められるよう、要望します。

② 18歳から20歳の障害者のサービス利用の保障

- ・18歳から20歳の間は障害年金による所得補償がないため、自己負担が生じるサービス利用が困難となっています。制度の狭間の障害者のサービス利用について必要な支援策を講じられるよう、要望します。

(6)障害福祉サービスに携わる人材の確保

- ・障害者支援施設やサービス事業所において、必要な人材が確保できるよう、処遇改善につながる報酬体系の見直しや、人員配置に関する基準の拡充等により、その実現が図られるよう要望します。
- ・とくに医療的なケアを常時要する重度障害者への支援体制強化や、就労系支援事業所において民需拡大を図り利用者の工賃向上を果たすための担当職員の加配等、専門的な資格やスキルを有する人材の確保が可能となる必要な対応を講じられるよう要望します。

7. 子ども・子育て支援新制度による保育・社会的養護施設施策の拡充と質の向上

(1)子ども・子育て支援新制度の目指す「量の拡充」、「質の改善」を実現する総額1兆円超の恒久的な財源確保

- ・保育・社会的養護の「質の改善」を伴った子ども・子育て支援の充実を実現するためには、子ども・子育て会議での重要課題である、消費税以外の0.3兆円を含む総額1兆円超の財源確保が必要不可欠であり、国の責任において必要な財源確保を図られるよう、要望しま

す。

(2)保育施策の拡充と保育の質の向上

①保育の質の向上のための人材確保と処遇改善

- ・0.3兆円で見込まれる「質の改善」の実施にあたっては、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』及びこれに直接影響する『処遇改善』への取組が必要です。
- ・とくに、職員給与の改善、1歳児・4・5歳児の職員配置を改善、研修機会を確保するための代替職員の配置、栄養士を配置又は活用して給食を実施する場合の費用、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の地域の療育支援を補助する者の配置等が早期に実現されるよう、要望します。
- ・なお、0.3兆円の追加にとどまらず、保育士の長期的な勤務継続を可能とする、さらなる処遇改善のための財源確保を図られるよう、要望します。

②保育の質を高めるとともに、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する、抜本的な処遇改善の実現

- ・11時間を上限とする保育標準時間に対応するために、現状、3時間分の非常勤保育士分とされている給付を、開所と配置の実態に見合う常勤体制に改善するよう、要望します。
- ・保育士等が保育に従事している配置状況について、延長保育も含む開所時間の実際に鑑みると、保育士の勤務時間は、ほぼ全てを直接的な保育業務にあたらざるをえず、日々の教材準備や、保育の質の向上のための恒常的な研修を確保できる業務体制の構築が早急な課題です。例えば、幼稚園教諭と同様に、2時間の研修及び教材準備時間が確保されるようにすること等を要望します。

(3)社会的養護施設施策の確実な推進と養育の質の向上の取組強化

- ・今般の児童福祉法改正により、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策を強化するため、児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の措置が講じられていますが、児童虐待・DV被害等が増加・深刻化するなか、児童福祉法の理念を実現し、子どもの最善の利益を保障するためには、家庭的環境のもと子どもの養育・支援や自立に向けた支援を担う社会的養護施設の施策拡充と機能強化を図る必要があります。また、里親への支援の体制整備が必要です。
- ・法改正の審議過程において、社会的養護体制のあり方について再び検討の場を設けるとの考えが示されましたが、わが国の子ども家庭福祉の現場実態と課題を十分に検証したうえで、実現可能な基本方針と対策を講じられるよう、要望します。

- ・社会的養護施設では、虐待を受けた子どもや障害がある子ども、またDV被害、精神疾患のある保護者への支援強化が喫緊の課題です。0.3兆円で見込まれる「質の改善」の実施にあたって、とくに養育・支援の質の向上のため、『社会的養護の課題と将来像』で提起されているチーム責任者や心理療法担当職員等専門職員の配置拡充等の予算確保を要望します。
- ・子どもの貧困問題への対応策の一環として、社会的養護関係施設を退所し進学・就労しても、さまざまな事情から中途退学・離職する子どもも多く、施設入所中からの自立支援と個別的なアフターケアが重要な課題です。その役割を担う自立支援担当職員の配置を要望します。また、児童自立援助ホームの全都道府県設置等の各種支援策の推進のための財源確保を要望します。
- ・子どもたちの安定的な養育環境には職員の定着が不可欠であり、保育所関連施策同様に養育・支援に係る保育士等の職員の確保・定着を図るため、職員給与、夜間の勤務体制の充実等の抜本的な処遇改善を要望します。

(4)乳幼児期の教育の無償化の子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源による実現

- ・子どもの貧困問題が顕在化しているなか、乳幼児期の教育の無償化のさらなる拡大は、子育て家庭の負担軽減に直接的に及ぶものであり、その必要性は喫緊の課題です。
- ・一方、待機児童の問題が十分に解消されていない、すべからく我が国の幼児教育が保障されていない状況に鑑みれば、まずもって解消が望まれる課題に対して財源投入することが必要であると考えます。
- ・乳幼児期の教育の無償化にむけては、関係閣僚が平成27年5月21日にとりまとめ、同年7月22日に方向性が確認された『子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化に係る平成28年度予算編成に向けた基本的な考え方について』のとおり、子ども・子育て支援新制度の進展を目的とした1兆円超とは異なる財源による、財政支援が講じられるよう、要望します。
- ・また、上記『基本的考え方』にある、「保育所(0～2才児)も含めた複数案の試算・検討」にあたっては、利用する子どもの保護者等がその負担の軽減を実感できる措置を講じられるよう、要望します。

(5)子どもの貧困を解消するための抜本的な施策の拡充

- ・わが国は、子どもの貧困率が16.3%とOECD加盟国においても平均より高い状況にあります。とりわけ一人親世帯の困窮問題は厳しい状況です。
- ・子どもの今の生活や未来が、家庭の経済事情に左右されないように、生活支援、学習支援、奨学金制度の充実など、子どもの貧困を解消するための抜本的な施策の拡充が図られるよ

う、要望します。

- ・あわせて、社会的養護施設関係施策における地域の要支援世帯への援助体制の強化を要望します。

8. 福祉サービスの質の向上と権利擁護の強化

(1) 福祉サービスの質の向上の取組強化

- ・利用者の権利擁護の観点から福祉サービスの質の向上を図ることはもとより、福祉人材の確保・定着においても、福祉施設・事業所における第三者評価事業の受審や、苦情解決体制の整備の促進が必要です。
- ・第三者評価事業については、福祉サービスの質の向上を図るため、受審率の数値目標等を定め受審促進が図られています。それに応えていくため、全国、都道府県段階における評価機関・評価調査者の養成、研修等の拡充・強化を図られるよう、要望します。
- ・また、都道府県運営適正化委員会については、相談件数の増加と相談対応の長期化・深刻化等の状況にあり、安定して事業運営、苦情解決対応が行えるよう十分な体制整備のための財源確保が図られるよう、要望します。

9. 成年後見制度など総合的な権利擁護支援の体制整備

(1) 総合的な権利擁護体制の構築と推進(「権利擁護センター」、「成年後見センター」等の設置推進)

- ・各自治体において高齢者、障害者等を包括する権利擁護センター等の設置を促進し、地域住民や関係機関の総合的な支援に関するネットワークを構築するなどの権利擁護体制の整備と財源確保が図られるよう、要望します。
- ・後見人を育成して活用を図るとの成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見人の権限を一部拡大する改正民法が成立しましたが、後見人等の確保・育成にかかる関連施策の拡充や被後見人の意思を最大限に尊重しての監督体制の強化が図られるよう、要望します。

10. 福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化

(1) 計画的な福祉人材確保施策の推進と福祉・介護職員、保育士等の給与や労働条件の改善、働きやすい職場づくりのための総合的な施策の推進

- ・福祉の職場は、支援を必要とする人々に向き合い、寄り添い、支えながら、人間としての尊厳のもとに自立を支援するため、より適切な福祉サービスや生活問題の解決のための支援に取り組むことができる福祉人材を確保・育成し、一人ひとりの職員が、専門性を活かし

て生き生きと活躍し、やりがいをもって働き続けられる職場環境を構築して、その定着を図る必要があります。

- ・国は、『一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策』を政策課題にかかげ、「希望出生率 1.8 の実現」と「介護離職ゼロ」の目的達成に直結する緊急政策として、保育および介護サービスの量的整備の拡大の前倒しと、そのための人材確保対策の拡充を打ち出しています。
- ・しかし、福祉サービスを担う福祉人材の確保・育成・定着は非常に厳しい状況が続いており、福祉人材が確保できなければ、福祉サービスの提供に支障をきたす問題も顕著化しつつあります。
- ・国において、福祉人材の処遇の実態と課題を検証し、早急に福祉職員の採用、育成、継続雇用・定着、再雇用、キャリアパス、給与改善など処遇改善、職員配置の拡充・24 時間対応の生活施設の夜間の勤務体制の強化、専門職である福祉職員の社会的評価の向上の取組など、総合的な福祉人材確保施策を推進するよう、要望します。
- ・また、中長期的な視野のもとに、次世代を担う福祉人材（小中学生・高校生）を地域全体で育み、支え、確保するために、市町村、学校、福祉組織が連携した活動の促進策を要望します。

(2) 国における福祉の仕事のイメージアップに向けた大規模な広報

- ・地域医療介護総合確保基金による都道府県の人材確保施策の拡充とともに、政府広報の TV CM の活用等、国における福祉、介護の仕事の本質的な意義やイメージアップのための広報活動を継続的に拡充するよう、要望します。

(3) 離職介護福祉士等の届出制度の運用に係る財源の確保及び届出制度の普及に向けた大規模な広報

- ・平成 29 年 4 月施行の離職介護福祉士の届出制度を適切に運用するために必要な都道府県福祉人材センター及び中央福祉人材センターの制度運用に係る必要な予算を確保されるよう、要望します。
- ・離職介護福祉士等の届出制度の普及に向けて、国が実施する大規模な広報活動を要望します。

(4) 事業所の認証評価制度の全国的な推進

- ・人材確保、育成に積極的に取り組む事業所を求職者等にわかりやすくすることは、人材確保において重要な取り組みです。平成 29 年度までに約半数の都道府県が実施する見通しですが、全都道府県で早期に実現されるよう、国としてさらに強力で推進されるよう、要

望します。

(5) 社会福祉関係資格取得に必要な科目の相互活用

- ・介護福祉士、保育士、社会福祉士等の国家資格取得においては負担軽減のため、たとえば共通する科目を相互の資格取得に活用できる仕組みとするような検討を、要望します。

(6) 認定介護福祉士及び認定社会福祉士制度の推進

- ・平成 19 年の社会福祉士・介護福祉士法の改正時の付帯決議において、「社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成する」ことを目的に「早急に検討すること」とされた専門社会福祉士、専門介護福祉士は、職能団体において認定社会福祉士、認定介護福祉士として制度構築と運用が開始されていますが、制度の安定運営や継続性を確保するため、国による助成等の支援を要望します。

11. 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設関係

①被災した社会福祉法人・福祉施設の速やかな事業再開、復興に向けた支援策の確保

- ・とりわけ原発事故により避難を余儀なくされた社会福祉法人・福祉施設、事業所の早期の事業再開について、地元自治体や法人等の意向に最大限配慮しつつ、国が強い指導力を発揮し、その実現を図られるよう、要望します。

②事業再開・継続後の支援策の確保

- ・事業再開（継続）を果たしても、職員の確保が難しく定員までの受け入れができない福祉施設・事業所も多く、地域の福祉需要に十分こたえられない現状です。これまで、全国社会福祉法人経営者協議会をはじめとする関係団体による個別の支援を継続してきていますが、国として被災地の状況に即した、真に実効性のある具体的な支援を講じられるよう、要望します。

(2) 社会福祉協議会関係

①生活支援相談員の継続の配置と雇用条件等の向上

- ・東日本大震災被災地の社協に配置されている生活支援相談員（被災 3 県で約 580 人）は、被災者への訪問活動や相談支援、仲間づくりを行い、被災者の生活復旧、孤立防止、コミュニティづくりに大きな役割を果たしています。
- ・被災地域では、復興公営住宅の建設の遅れ、原発事故の対応の長期化などによって、被災者の生活課題が多様化・深刻化しており、生活支援相談員の役割や期待は依然と

して大きいものがあります。

- ・しかし、単年度の雇用契約であるため先行きの不安から退職する職員も少なくなく、また増員や欠員補充のために募集をしても応募が少ないなど、その運営は厳しい状況にあります。このため、生活支援相談員が見通しをもって、質の高い支援を継続するために、雇用条件などの環境整備を図られるよう、要望します。

②緊急小口資金等借入世帯に対する継続的な相談支援のための体制確保

- ・発災後、緊急小口資金（特例貸付件数 6.8 万件）や生活復興支援資金等を貸し付けていますが、多くの借受世帯は生活再建の途上であり、償還がままならないケースもみられます。こうした状況にある世帯への継続的な相談・支援のためにも引き続き相談員配置の予算が必要であり、所要の予算確保を要望します。

12. 大規模災害対策・防災対策への対応の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設関係

①大規模災害時における官民協働による支援体制の構築

- ・国、都道府県、市町村、福祉・医療関係機関、NPOなど、関係組織が総力をあげて対応できる制度体系・仕組みの構築と実効性のある災害対策施策を講じられるよう、要望します。
- ・また、発災直後からの要援護者や社会福祉施設利用者等への能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとの調整等について包括的・継続的に支援する大規模災害時の福祉支援体制整備ならびに支援情報システムの構築（物資やボランティアの要請情報の収集と供給のマッチング）を早急に図られるよう、要望します。

(2) 社会福祉協議会関係

①大規模災害に備えた総合的な福祉救援活動の連携支援

- ・大規模災害時、都道府県社協および全社協では、被災社協や施設への緊急支援や生活福祉資金の緊急小口貸付などを行うとともに、行政機関と連携し、被災地の市町村社協での災害ボランティアセンターなどの運営支援、被災者の生活支援などを行う社会福祉施設、NPO・NGOなどの支援団体、当事者団体、専門職団体などとの連携等、連絡調整を図ることが必要です。
- ・大規模災害に備え、全国・都道府県等の広域を単位として連携を図るために、市町村社協、都道府県社協等と関係する支援団体のネットワークの構築、災害時に派遣を行う福祉専門職チームの養成・訓練等の災害対策事業について必要な予算措置を図られるよう、要望します。

13. 低所得者対策の一層の充実

(1) 低所得者対策のさらなる充実

- ・低所得や生活困窮者のセーフティネットを拡充する観点から、生活の基盤となる住宅保障を含めた低所得対策の充実を図られるよう、要望します。

(2) 社会保障制度の横断的な自己負担軽減

- ・税・社会保障の負担が増加するなかで、低所得層の負担軽減措置を講じることが必要であり、制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えたよりきめ細やかな社会保障給付を実現するため、医療・介護・保育・障害等に関する自己負担の合計額に上限を設ける「総合合算制度（仮称）」などの導入検討を図られるよう、要望します。

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

(1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持

- ・社会福祉法人は、その非営利性・公共性のもとに税制優遇の対象となっており、また、人口減少・超高齢化、社会経済情勢の変化のなか、社会福祉法人が地域において果たすべき役割はますます重要になっています。社会福祉法人制度の基幹の仕組みである現行の社会福祉法人の法人税非課税の税制堅持を要望します。

(2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持

- ・公益目的としての財源供給を細くする軽減税率の見直し、みなし寄附金制度の見直しは、社会福祉事業や公益的な諸活動の取組拡大を阻害するものであり、現行制度の堅持を要望します。

2. 生活困窮者支援事業にかかる固定資産税等の非課税の実現

- ・生活困窮者就労訓練事業を行う福祉施設・事業所が取り組みやすい環境整備（固定資産税等の非課税〔現状は2分の1課税〕）を講じられるよう、要望します。

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策委員会委員長 井手之上 優

I 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望

政府は、「一億総活躍社会の実現」を最重要政策とし、誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って充実した生活を送ることができる社会を創るとしています。そのための「ニッポン一億総活躍プラン」が、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定されました。

本プランでは、「成長と分配の好循環」を図るとし、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の基盤を着実に強化していくことで、経済を強くするための「究極の成長戦略」に取り組むとの方向が提示されています。

さらに、7 月 12 日には、アベノミクスの成果の活用も含め、来年度以降の一億総活躍プランの加速化につながる施策等を盛り込んだ経済対策を月内にとりまとめるとの指示がなされたところです。

つきましては、全国の社会福祉関係組織の緊急要望として、ニッポン一億総活躍プランの実行に要する財源を確保されること、そのうえで子育て支援や介護支援の拡充、並びに福祉人材確保・雇用促進等の緊急重要施策を実現されるよう、要請いたします。

II 更なる社会福祉制度拡充の重点要望

さらに、急激な少子高齢化、人口減少社会にあって、国民の福祉ニーズや生活問題は多様化、深刻化しています。国民が安心、安定して生活を営むことができる社会環境を確保していくためには、子ども・家庭福祉、高齢者福祉、障害児者福祉、生活困窮者支援・セーフティネット対策などの量的、質的な基盤の拡充が、喫緊の重要課題となっています。

つきましては、一億総活躍社会の実現に向けては、一層の社会福祉制度の拡充が必要不可欠です。更なる社会福祉制度拡充の重点要望・提言を取りまとめましたので、要望事項の関係施策を実現されるよう、要請いたします。

I 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望

安倍総理大臣は、6月1日の消費税増税延期の記者会見で、『一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策』で示した「保育の受け皿 50 万人分の確保は約束どおり実施する」、また「介護の受け皿 50 万人分の整備もスケジュールどおり進める」と確言されました。そのために「保育士・介護職員等の処遇改善などに関する施策については、アベノミクスの果実の活用も含め、財源を確保して優先的に実施していく」と明言されました。

つきましては、一億総活躍社会の実現に向けて「ニッポン一億総活躍プラン」に必要な財源を確保し、本プランで示された緊急施策を確実に実現されるよう、以下のとおり要望いたします。

1. 「ニッポン一億総活躍プラン」実現の財源を確保してください

少子高齢化、人口減少社会において、「ニッポン一億総活躍プラン」での子ども・子育て支援や介護の緊急施策の整備はきわめて重要です。これら緊急施策を実現するための財源を確実に確保してください。

2. 「ニッポン一億総活躍プラン」の緊急施策は、確実に実現してください

上記「1」の財源確保のもとに、「ニッポン一億総活躍プラン」で打ち出している「子ども・子育て支援」や「介護支援」等に関する緊急施策を最優先として確実に実現してください。

【子ども・家庭福祉に関する要望】

1. 社会全体で子ども・子育て支援を保障する施策の実現と拡充

一億総活躍社会の実現に向けては、子ども・家庭福祉の基盤整備は最重要課題です。社会全体で子ども・子育て支援を保障するとの理念のもとに、「ニッポン一億総活躍プラン」に関連する子ども・家庭福祉対策に関する以下の緊急要望を実現してください。

(1) 保育サービスの拡充と質の向上の確保

平成 29 年度までに 50 万人分の新たな受け皿整備を加速化させ、そのための新たな 9 万人の保育士の確保・育成と処遇改善等を柱に取り組みとの政策方針のもとに、保育サービスに関連する次の要望事項を実現してください。

① 保育の 50 万人分の受け皿の整備、拡充

特に待機児童の多く存する 0～2 歳児受入れのための受け皿及び小規模保育事業を利用する子どもの 3 歳以降の継続的かつ円滑な保育利用のための対応策を強化してください。

- ② 保育の質を維持・向上するための保育士の人材確保と処遇改善の実現
 保育の質を維持・向上するために、新たな9万人の保育士の確保を実現すべく、新制度で恒久化された保育士等の処遇改善に加え、消費税以外の安定財源による拡充（月額6,000円程度）を実現してください。
- ③ 国家資格である保育士のキャリアアップの仕組みの構築、専門性・知識・経験・技術に応じた処遇改善の実現による、全産業の女性労働者との平均賃金差（4万円）の是正
- ④ 離職した保育士（潜在保育士76万人）の再就職準備金貸付制度、保育士をめざす学生等への修学資金貸付制度等の人材確保・育成支援策の充実
- ⑤ チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上のため、チーム保育推進加算の増額及び加算条件の職員平均勤続年数等の撤廃

（2）子どもの成長・発達や自立等を保障する社会的養護関係施策の拡充

すべての子どもが適切な養育を受けられ、成長・発達や自立等が保障されるように、社会的養護関係施策に関する次の要望事項を実現してください。

- ① 今日、社会的養護関係施設の保育士等職員に必要とされる職務や専門性、勤務状況等に見合う抜本的な処遇改善の実現
- ② 子どもの成長・発達を保障するための家庭的養育、小規模化等の社会的養護体制の整備、養育の質の改善の促進策の拡充
- ③ 社会的養護から自立する子どもたちの生活支援等の拡充
 社会的養護のもとで育った子どもたちの自立等を支援・援助するための生活費等の貸付制度の改善（返済免除要件の緩和等）と学習・進学支援の拡充やアフターケアの支援体制を強化してください。

（3）ひとり親家庭（母子世帯）や多子世帯等への支援

子育て家庭における格差、貧困が広がっており、とくにひとり親家庭への支援・援助のための施策の拡充は喫緊の課題です。なかでも、母子世帯のうち47.4%は、パート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり就労収入は低い水準です。こうしたひとり親家庭等の自立支援に関する次の要望事項を実現してください。

- ① ひとり親家庭（母子世帯）の子どもたちの養育支援、学習支援、居場所の確保などの関係施策の拡充
- ② ひとり親（母親）の就労支援のための資格取得等の給付制度の拡充及び貸付制度の改善（返済免除要件の緩和等）
- ③ 「子育て世代包括支援策」における母子生活支援施設、乳児院、保育所等の利用促進のための財源確保と支援体制の強化
 地域で支援、援助を必要としているひとり親家庭（母子世帯）が増えているにもかかわらず、母子生活支援施設の利用は行政の財政により制限されており、地方自治体での利用格差が広がっています。「子育て世代包括支援策」の一環に、地域

の母子世帯、若年子育て世帯が必要に応じて母子生活支援施設、乳児院を利用し、支援・援助を受けられることを包括支援事業に位置づけるとともに、そのための地方自治体への財政支援を図り、関係施設の支援体制の強化を図ってください。

【介護・障害福祉に関する要望】

2. 介護、障害福祉サービスの拡充と人材確保のための施策の実現

一億総活躍社会の実現に向けては、高まる介護等の需要の受け皿の確保と利用者の尊厳のもとにある介護の仕事の魅力の向上、必要とされる人材の確保対策は重要政策課題です。介護サービスの基盤整備に関する次の緊急要望を実現してください。

(1) 介護サービスの拡充と人材確保対策の強化

介護ニーズに応えようにも、介護現場での人材確保は大変厳しい状況にあります。介護サービスの提供基盤の整備とともに、介護人材の確保、育成、定着にかかる総合的な施策の拡充が必要不可欠であり、次の要望事項を実現してください。

① 介護サービスの更なる整備、拡充

要介護3以上の自宅待機者は15万人とされ、介護の受け皿の拡大整備は喫緊の課題です。介護の受け皿確保を2020年代初頭まで50万人分以上にするとの緊急対策において、特別養護老人ホームを基本とした緊急整備を早期に実現してください。

② 介護人材のキャリアアップの構築と処遇改善の実現

介護人材については、2020年代初頭まで新たに25万人を確保するとしています。そのためのキャリアアップの仕組みの構築、他産業との賃金格差をなくすための処遇改善（月額平均1万円相当）の実現と更なる上乗せを確保してください。

③ 離職した介護福祉士（潜在介護福祉士45万人）の再就職準備金貸付制度、介護福祉士を目指す学生等への修学資金貸付制度等の人材確保・育成支援策の充実

④ 介護人材のキャリアパスの仕組み構築と国家資格である介護福祉士の知識・経験・技術・指導などの専門性に見合った処遇改善の実現

(2) 相談・支援体制の充実・強化

家族が介護を必要とする状況になったときに、できるだけ身近な場所で必要な情報を入手し、相談・支援が得られる体制の充実・強化が必要です。介護に関わる総合相談・支援機関として全国に設置されている地域包括支援センターの更なる機能強化と小中学校校区等の住民に身近な圏域での相談・支援体制の整備に取り組んでください。

① 地域包括支援センターの機能強化・体制整備

地域包括支援センターは、全国で4,685か所設置されています（平成27年4月末現在）。より身近な場所で、開所日を拡充するなど相談しやすい体制が可能となるよう、在宅介護支援センターの活用を含め、地域包括支援センター（サブセンター・

ランチも含む)の増設、職員の増員などの体制整備を図ってください。

② 関係機関との連携による相談・支援体制の強化

介護離職ゼロの実現に向けて、ハローワークと地域包括支援センター等関係機関の連携が制度横断的に図られるよう、必要な施策を推進してください。

③ 住民による福祉活動組織の組織化や地域福祉活動の支援の強化

多様で複合的な福祉課題、生活課題のある人々を地域で支えるためには、小中学校校区等の身近な圏域で住民同士の支え合いを広げ、主体的に地域課題を発見し、解決していく力を高めていくことが重要です。住民による福祉活動組織の組織化や地域福祉活動の支援を強化するためには地域福祉コーディネーター等の専門職の養成、配置等が必要であり、体制整備のための予算措置を講じてください。

(3) 障害福祉施策の拡充と人材確保対策の強化

一億総活躍社会の実現に向けては、障害児者、難病患者等が、自らの希望や意思のもとに自立と社会参加ができる環境を整備することが重要政策課題です。障害者権利条約等の理念と障害者総合支援法改正を踏まえ、障害者が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう必要とされる障害福祉サービスの拡充が重要であり、次の要望事項を実現してください。

① 自立生活の支援の強化、就労支援・定着支援等の対策の拡充とサービスの質の改善強化

② 障害児の発達支援、医療的ケアやサービス提供体制の計画的な構築

③ 平成29年度予算編成時の検討事項とされている障害福祉の人材確保、育成、定着等に係る上記「2の(1)」と同様の処遇改善の実現と更なる上乗せを確保してください。

【地域共生社会の実現に関する要望】

3. 実効ある地域共生社会の実現に向けた検討の実施

「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現に向けて、①地域住民の地域課題の解決力強化の体制づくり、②市町村による包括的な相談体制の整備、③公的サービスの総合化・包括化、④専門人材のキャリアパスの複線化等、の方向性が示されています。いずれの事項も、今後の福祉のあり方に大きく影響を及ぼす事項であるため、具体策の検討にあたっては、福祉関係者の意見を十分に踏まえていただくよう要望します。

Ⅱ 更なる社会福祉制度拡充の重点要望

社会経済の著しい変化によって、国民の福祉ニーズ・生活問題が多様化、深刻化しています。一億総活躍社会の実現のためには、子ども・家庭福祉、高齢者福祉、障害児者福祉、生活困窮者支援・セーフティネット対策等の各福祉サービスの量的整備と質の向上のための更なる施策拡充と、社会福祉を担う福祉人材確保対策が必要不可欠です。

つきましては、一億総活躍社会実現のための更なる社会福祉制度の基盤整備にかかる重点要望事項・提言を下記のとおり取りまとめました。これらについては、消費税増税の延期いかににかかわらず、平成28年7月にとりまとめとの経済対策と平成29年度予算編成において、安定した財源確保が図られ、関係施策の更なる拡充を実現するよう、要望します。

1. 保育と社会的養護関係施設施策の拡充と質の向上

子どもの成長は待ったなしです。社会全体で子ども・子育て家庭を支援する保育と社会的養護関係施策の更なる改善・拡充は国の最重要課題です。保育と社会的養護関係施策の拡充のために、次の要望事項を実現してください。

(1) 子ども・子育て支援新制度の1兆円確保による保育の集中整備と保育士等の抜本的な処遇改善

平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度に必要とされる1兆円超の財源確保は達成していません。消費税10%への増税時に確保するとされた0.7兆円及び消費税以外の安定財源による総額1兆円超を早期に確保するとともに、更なる大胆な財源投資により、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえての質の改善に関連する次の要望事項を実現してください。

【保育の質の改善と保育人材の確保対策の拡充】

- ① 子ども・子育て支援新制度のための1兆円超の確保
子ども・子育て支援新制度での「量の拡充」と「質の改善」に必要とされる1兆円超の財源の確保、とくに質の改善への0.3兆超は必要不可欠です。その財源を確保するとともに、質の改善のための更なる財源増額を確保してください。
- ② 国家資格である保育士の人材確保対策の拡充と抜本的な処遇改善の実現
保育士の人材確保・定着（勤続年数：7.7年→全産業9.4年）対策の拡充と国家資格である保育士の専門性に見合った抜本的な処遇改善を実現してください。
- ③ 保育士等配置基準の抜本的な改善
一人ひとりの子どもにきめ細やかに対応できる保育の質の向上のための職員配置基準の改善（1・2歳6:1→5:1／3歳20:1→15:1／4・5歳30:1→25:1）を実現してください。
- ④ 保育士のキャリアアップの仕組みの構築と専門性の維持・向上のための給付の改善
保育士のキャリアアップの仕組みの構築や専門職としての技能や経験に応じた専門性の維持・向上のため、研修機会の確保・研修体制の充実のための給付の改善を実現してください。

- ⑤ 開所時間に見合った正規雇用保育士の配置を実現する給付の充実
- ⑥ 保育士の柔軟な働き方を支援するための短時間保育士制度の拡充と約 9 万人の非正規雇用保育士を正規雇用へ転換するための処遇改善の実現
- ⑦ 障害児保育、病児病後児保育等の加算の増額、嘱託医・看護師の専門性に見合った給付の実現
- ⑧ 産休代替等職員の正規雇用保育士と同等の賃金水準の確保
- ⑨ 新卒保育士の保育就労の定着等支援対策の強化
- ⑩ 感染症対策の強化のため、体制・環境整備、研修機会の確保の実現等、支援の拡充
- ⑪ 健全な子どもの発達やアレルギー対応等に応じた自園給食の提供確保、食育の促進

【利用負担軽減、環境の整備等】

- ⑫ 保育の必要な子どもの利用が阻害されることのないよう、利用者負担の軽減の実現
- ⑬ 子どもを育むにふさわしい生活の場としての保育環境の維持・向上
安全・安心で、生活の場としての質を確保した保育環境の維持・向上のため、待機児童解消を目的とする基準緩和は行わないでください。
- ⑭ 保育所の事務職員の配置強化と事務処理の負担軽減のための電算化の促進
- ⑮ 保護者・家庭と連携した子育て支援の拡充
保護者・家庭と連携した子育て支援の強化、保育所・認定こども園等の機能・専門性を生かした地域子育て支援拠点事業の拡充と支援体制の強化のための職員配置等の拡充を図ってください。
- ⑯ 保育の質の向上のための第三者評価について、すべての保育所が受審するとの目標達成のための受審費用の全額補助（30 万円以上）の確保

(2) 実現可能な社会的養護体制の再構築、人材確保と養育の質の向上のための施策の拡充

社会的養護関係施設では、虐待を受けた子どもや障害のある子ども、またDV被害や精神疾患、貧困の連鎖などへの対応等が喫緊の課題となっています。子どもや保護者のニーズや厳しい生活課題への対応を図るために、実現可能な社会的養護体制の再構築とともに、子どもの養育や支援・援助を担う社会的養護分野の人材確保対策等に関する次の要望事項を実現してください。

- ① 児童福祉法の改正に伴う実現可能な社会的養護体制の再構築の検討と具現化
法改正を踏まえた今後の社会的養護体制のあり方について、社会的養護関係者の意見・提言を反映させ、現場の実態と課題を検証のもとに検討を行い、実現可能な基本方針と計画的な整備を図ってください。
- ② 養育単位の小規模化の実現と一人ひとりの子どもにそったきめ細やかな養育の実践を図るための人材確保対策・職員配置の拡充と抜本的な処遇改善等の実現
 - ・保育士等の抜本的な処遇改善とキャリアや専門性に見合った処遇改善の実施
 - ・産休代替職員の賃金水準の拡充（正規雇用職員と同等水準）
 - ・基幹的職員やチーム責任者の専任化
 - ・障害児加算等の創設

- ・感染症対策も含めた医療処置の加算及び看護師配置の拡充
 - ・家族関係の再構築や里親支援体制の強化のための家庭支援専門相談員の全施設への複数配置
 - ・養育の質の向上、権利擁護のための職員の研修・育成の拡充及び看護師、心理職等専門職の研修の拡充
- ③ 社会的養護関係施設の夜間勤務体制の強化、改善
- 社会的養護関係施設で夜間の勤務に就く保育士等の職員は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。夜間の勤務から日中の会議等へ参加せざるを得ない状況も散見され、養育の質を高めるために夜間の勤務体制と時間を大幅に改善してください。
- ④ 社会的養護関係施設の一部保護受託における児童相談所等との連携体制などの対応体制及び職員体制の強化・拡充
- ⑤ 児童相談所、市町村の体制・機能の拡充、社会的養護関係施設等の連携・協働及び要保護児童への適切な保護措置と養育の提供の確保
- ⑥ 市町村との連携による地域の子育て家庭への相談・援助を強化するための児童家庭支援センターの増設及び機能強化

2. 高齢者福祉の拡充と介護保険事業の安定運営の確保

介護保険制度については、これまでの制度改革を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進や持続可能な介護保険制度の在り方の検討が進められています。単に財政再建優先ではなく、真に高齢者の介護ニーズに応えるサービスの供給基盤とサービスの質の確保が図れるよう、次の要望事項を実現してください。

- ① 第7期介護報酬改定での安定した介護事業運営の確保の実現
- 平成30年4月の第7期報酬改定では、安定した介護事業運営を実現するように、第6期の報酬改定後の経営実態や処遇改善の実態を十分に検証し、介護サービス事業の継続と安定運営を確保できるように、適切な報酬改定を確保してください。
- ② 認知症（462万人）の急増に対応するための認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の着実な推進と認知症ケア体制の拡充強化
- ③ 軽度者の適切なサービスの確保と負担の設定
- 高齢化により軽度者（要支援、要介護1・2は403万人余、要介護認定の65.2%）は増加の傾向にあります。軽度者の介護ニーズの即した介護保険サービスの確保と適切な費用負担、低所得者へ配慮した設定を図ってください。
- ④ 介護職の更なる処遇改善加算等の充実と加算条件の緩和、申請・報告手続きの簡素化
- ⑤ 看護師、OT、PT、心理職、栄養士、医師等の専門性に見合った処遇改善の実現と研修の拡充
- ⑥ 国家資格である介護福祉士（勤務者63.4万人：現行月額平均23.6万円）の専門性に見合った抜本的な処遇改善加算・資格手当の実現
- ⑦ ケアマネジメントやケアマネジャーの確保と専門性を踏まえた適切な処遇改善

- ⑧ 非正規雇用介護職（介護施設 41.4%、訪問介護 78%）を正規雇用へ転換するための処遇改善の実現
- ⑨ 介護職のキャリアアップのための研修体系の確立と研修の拡充
- ⑩ 介護関係施設の夜勤体制等の強化、改善

介護関係施設の夜勤に就く介護職は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。質の高い介護の提供のために介護施設の夜勤体制と夜勤時間を大幅に改善してください。
- ⑪ 地域包括ケアシステムの中核機関としての地域包括支援センターの更なる機能強化、体制整備（包括的支援事業の推進）
- ⑫ 安心・安全な介護のためのリスクマネジメント、事故防止対策の拡充、サービス付高齢者住宅等のサービスの質を確保するための規制強化と福祉施設・事業所における苦情解決による質の向上の促進
- ⑬ 市町村における生活支援サービスの拡充と生活支援コーディネーターの設置強化、市町村格差の是正
- ⑭ 介護の質の向上のための第三者評価受審促進のインセンティブの確保
- ⑮ 介護人材の育成・定着に取り組む介護事業者の認証評価制度の普及・充実

3. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充

障害者が自ら望む生活や社会参加を支援するための更なるサービスの確保、質の改善を図るための環境整備が重要課題です。改正障害者総合支援法の施行に向けて、生活と就労、障害児支援等の拡充が図られるよう、次の要望事項を実現してください。

- ① 次期報酬改定（平成 30 年 4 月）における安定した事業運営のための報酬設定とそのため財源確保
- ② 改正障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの着実な実現のための財源確保と整備

改正障害者総合支援法の施行に向けた予算再編及び新たな財源確保が必要です。とくに地域生活支援、障害者の就業支援の強化（農福連携）、医療的ケア提供体制の充実、障害児支援対策、グループホーム等の整備と支援等の質の確保・充実に努めてください。
- ③ 医療的ケア体制の強化、看護師等の処遇改善や研修の拡充
- ④ 障害関係施設の夜勤体制等の強化、改善

障害関係施設の夜勤に就く介護職等は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。質の高い障害福祉サービスの提供のために障害関係施設の夜勤体制と夜勤時間を大幅に改善してください。
- ⑤ 安心・安全な障害福祉サービスの実践のためのリスクマネジメント、事故防止対策の拡充、及び福祉施設・事業所における苦情解決による質の向上の促進
- ⑥ 障害者の所得保障の充実及び障害者の就労における収入の向上のための施策の拡充
- ⑦ 法定雇用率を欧米諸国並みに引き上げたうえで、一定の雇用率以上の部分は、就労支援施設・事業所等への発注に置き換えることも可とする仕組み(みなし雇用)の導入

4. 地域における総合相談・生活支援体制の強化

生活困窮者をはじめ、多様で複合的な福祉課題、生活課題がある人々に対して、適切かつ効果的な支援を実施していくためには、地域における総合的な支援体制の整備が急務です。地域における総合相談・生活支援体制の強化に向けた財源確保を図られるよう、次の要望事項を実現してください。

① 日常生活自立支援事業の需要増加に対応した財源確保

日常生活自立支援事業の利用者が増加傾向にあり、その需要は今後ますます高まっていくことが想定されます。一方で、財源不足により利用が制限される等の事案が生じています。本事業の利用者の4割が生活保護受給者であることから、生活困窮者対策としての役割も期待されています。財源確保により低所得者への支援対策を拡充してください。

② 成年後見制度の拡充

成年後見制度利用促進法の施行により、成年後見制度の利用促進に向けた対策がすすめられます。成年後見、法人後見等の拡充と支援体制整備のための財源確保を図ってください。

③ 生活困窮者自立支援制度の総合的な評価に基づく十分な事業運営費の確保

平成27年度の新規相談受付件数は22.6万件となっています。また、複雑で深刻な課題のあるケースが多いことから、包括的で継続的な支援が必要となっています。しかし、地方自治体の財政課題等から、家計相談、就労準備などの任意事業の取り組み状況については、自治体ごとに差があります。また、支援の要である相談支援員への専門職の確保をすすめるうえで、処遇条件の改善が課題です。自治体の実情にそって十分な支援体制の確保を図れるよう、予算措置を講じてください。

④ 刑務所等を出所後に福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者の支援を担う地域生活定着支援センターの体制強化と支援専門員の研修拡充及び受入れ施設の拡充

5. 働きやすく、やりがいのある職場環境整備、福祉人材確保対策の拡充

福祉人材の確保、定着は、非常に厳しい状況です。国における総合的な人材確保対策の拡充とともに、地方自治体における人材確保の取り組みを強化することが急務であり、次の要望事項を実現してください。

① 総合的な福祉人材確保施策の拡充

福祉人材の抜本的な処遇改善、キャリアアップの仕組みの構築、資格取得支援、就労支援・あっ旋、次世代を担う福祉人材(小中学生・高校生)への啓発・体験、福祉のイメージアップ対策など総合的な福祉人材確保対策を更に拡充してください。

② 育児、介護、家庭生活と福祉分野における就労の両立、福祉分野におけるワークライフバランスの拡充

- ③ 高齢者、若者等の福祉分野への就労促進支援対策の強化
- ④ 次世代を担う福祉人材の確保
小中学生・高校生の福祉体験活動などを市町村の関係機関が連携・協働して行う福祉体験・活動参加、インターンシップの促進などの関係事業を拡充してください。
- ⑤ 福祉施設・事業所における人事労務管理改善のための支援の充実

6. 大規模災害の被災地支援対応の拡充と災害・防災対策の強化

東日本大震災、平成 28 年熊本地震など激甚災害が発生しております。被災地の住民の支援や福祉施設の復旧、再建、事業継続のための支援対策を拡充することが重要です。更に、福祉施設等の大規模災害、防災への十分な備えを図ることも必要であり、次の要望事項を実現してください。

(1) 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援

- ① 生活支援相談員の継続配置と雇用条件等の向上
- ② 被災した社会福祉法人・福祉施設の速やかな事業再開・継続の支援

(2) 平成 28 年熊本地震の被災者支援・地域復興の支援強化と早期対応

- ① 要援護者への適切な福祉サービスの提供
- ② 生活支援相談員の配置等被災者の生活支援の強化
- ③ 福祉施設及び福祉サービスの事業継続のための支援

(3) 大規模災害対策・防災対策への対応の強化

- ① 大規模災害時の官民協働による支援体制の構築
- ② 総合的な福祉救援活動の連携支援
- ③ 大規模災害時の運営継続及び地域の住民支援のための備えの強化

7. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

社会福祉法人は、その非営利性と公共性のもとに税制優遇の対象となっています。現行の法人税非課税等の税制を堅持してください。

【要望・提言団体】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

(構成組織)

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～ 政策動向」として発行。

◇通巻「第 25 号」◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会